

第 123 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 56 回 食品添加物部会 (CCFA) 議題
4-(2)	第 56 回 食品添加物部会 (CCFA) 概要
5-(1)	第 49 回 食品表示部会 (CCFL) 議題
5-(2)	第 49 回 食品表示部会 (CCFL) 概要
6-(1)	第 37 回 魚類・水産製品部会 (CCFFP) 議題
6-(2)	第 37 回 魚類・水産製品部会 (CCFFP) 概要
7-(1)	第 49 回 総会 (CAC) 仮議題
7-(2)	第 49 回 総会 (CAC) 主な検討議題

第 123 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 8 年 6 月 16 日（火）

13:30～15:30

場所：農林水産省三番町共用会議所
大会議室(web 併催)

議 事 次 第

1. 議題

① 最近コーデックス委員会で検討された議題について

・ 第 56 回 食品添加物部会（CCFA）

・ 第 49 回 食品表示部会（CCFL）

② 今後の活動について

・ 第 49 回 総会（CAC）

2. その他

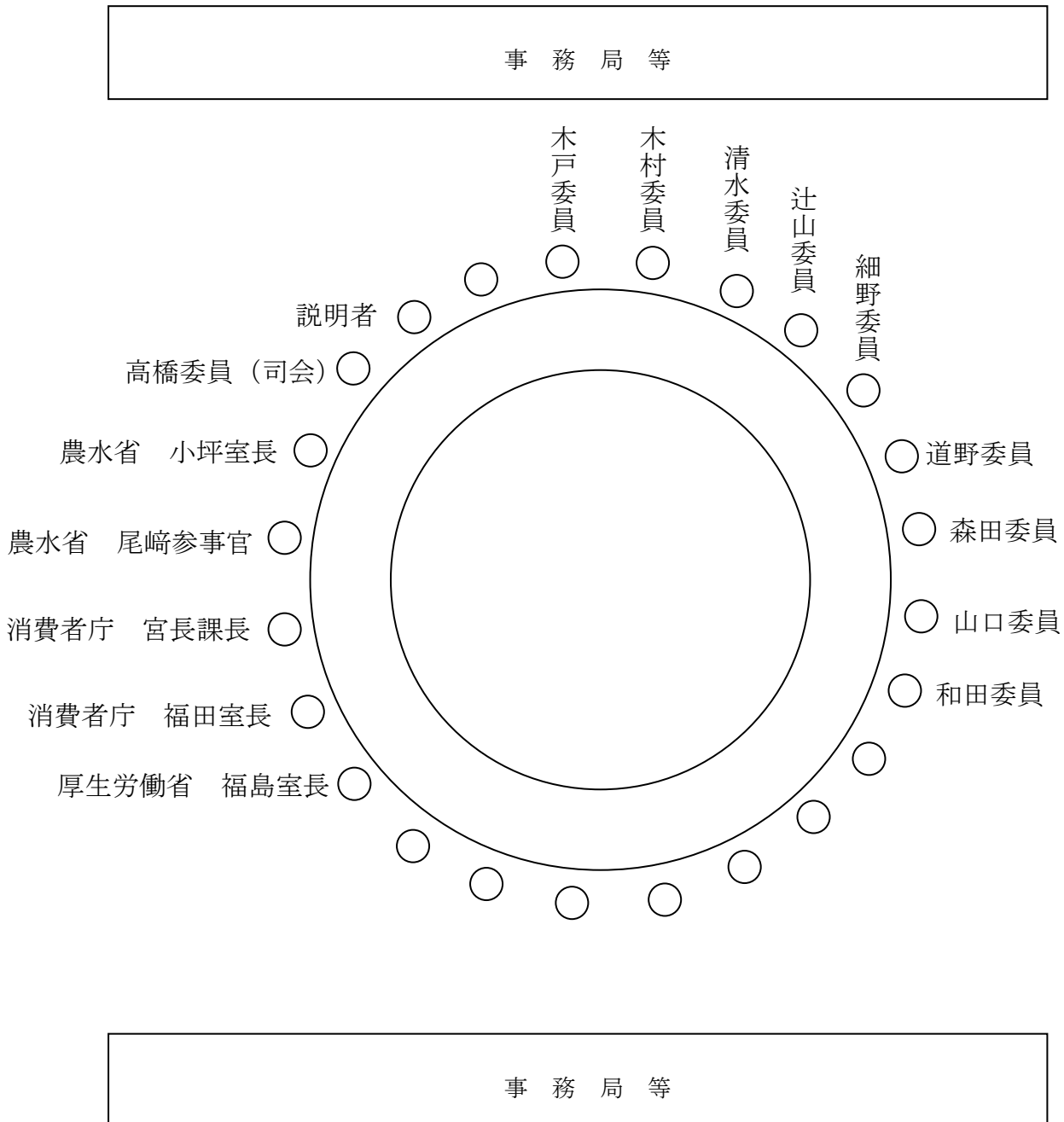
コーデックス連絡協議会委員

令和8年6月1日現在
(敬称略 50音順)

あきやま 穂山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
きど 木戸	けいし 啓之	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
きむら 木村	たまよ たま代	主婦連合会 常任幹事
こばやし 小林	ゆう 優	全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課 課長
しみず 清水	たかし 隆司	一般社団法人 Jミルク 常務理事/ 国際酪農連盟 日本国内委員会事務局 事務局長
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 専務理事
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策担当
ひわたし 樋渡	ゆき 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活委員会 副委員長
ほその 細野	ひでかず 秀和	一般社団法人 全国清涼飲料連合会 技術アドバイザー
まつふじ 松藤	ひろし 寛	日本大学 生物資源科学部 食品開発学科 教授
みちの 道野	ひでし 英司	公益社団法人日本食品衛生協会 常務理事
もりた 森田	まき 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 参与
わだ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 123 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 8 年 6 月 16 日 (火) 13:30~15:30
農林水産省三番町共用会議所大会議室 (Web 併催)



ウェブ参加委員					
○	穰山	委員	○	小林	委員
○	松藤	委員	○	廣田	委員
○	榑渡	委員			

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 56 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA)

日時：会期前物理的作業部会 2026 年 4 月 10 日 (金)、4 月 11 日 (土)

本会合 4 月 13 日 (月) ～ 4 月 17 日 (金)

開催地：重慶 (中華人民共和国)

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3(a)	FAO/WHO 及び第 100 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) 会合からの関心事項
3(b)	第 100 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格 (GSFA) の関連条項の整合: 整合に関する電子作業部会報告
5(a)	食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : GSFA に関する電子作業部会報告
5(b)	食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : 食品添加物条項の新規/改訂の提案 (CL 2025/31-FA への回答)
6	食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の改訂案
7	JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案 (CL 2025/32-FA に対する回答)
8	パン用酵母の規格 (ステップ 4)
9	個別食品規格に関連する GSFA 食品添加物条項の策定のための作業手順 (案) 及び関連テンプレート
10	細胞培養食品の培地成分の安全性評価ガイドラインに関する討議文書
11	CCFA の将来の作業に関する討議文書
12	その他の事項及び今後の作業
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書案の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 56 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA) 報告書

1. 開催日時及び場所

日時：2026 年 4 月 13 日（月）～4 月 17 日（金）

（4 月 10 日（金）、11 日（土）に会期前物理的作業部会が開催された。）

場所：重慶（中華人民共和国）

2. 参加国及び国際機関

64 加盟国、1 加盟機関、24 オブザーバー

3. 出席者

内閣府消費者庁 消費者安全課 国際食品室 専門官	堀米 明日香
内閣府消費者庁 消費者安全課 国際食品室 主査	酒井 紀久子
内閣府消費者庁 食品衛生基準審査課 専門官	内藤 文子
内閣府消費者庁 食品衛生基準審査課 係員	黒崎 亮
農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課 課長補佐	吉田 知太郎
農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課 係員	高島 優花
農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課 課長補佐	武田 浩司
国税庁 課税部鑑定企画官 係長	落合 厚
国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第四室長	窪崎 敦隆
国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部特別研究員	林 新茂
テクニカルアドバイザー (一社)日本食品添加物協会 常務理事	木戸 啓之
テクニカルアドバイザー (一社)日本食品添加物協会 第2部会長	西野 雅之
テクニカルアドバイザー 日本イースト工業会 技術委員長	藤本 章人

4. 概要

議題 1. 議題の採択

仮議題の通り採択された。

我が国より、2025 年 1 月にオーストラリア、カナダ及び EU と共同で FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) 事務局へ提出した FoodEx2 と食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品分類のマッピングテーブルについて、議場配付資料 (CRD) 07¹に基づいて報告を行いたい旨を発言し、議題 3 a の最後に報告することが合意された。

また、以下の会期内作業部会 (IWG) を設置することに合意した。

- ・食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の改訂案 (議題 6) について検討し、本会合への勧告を作成する (議長：ベルギー)。
- ・JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案 (議題 7) について検討し、本会合への勧告を作成する (議長：ケニア)。

¹ [CRD07](#)

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

(結論)

コーデックス総会 (CAC)、執行委員会 (CCEXEC)、分析・サンプリング法部会 (CCMAS)、近東地域調整部会 (CCNE)、アジア地域調整部会 (CCASIA) 及びコーデックス事務局から付託された事項について報告があった。

i. 第 44 回 CCMAS からの回答

指定された食品マトリックスにおける硝酸塩及び亜硝酸塩の数的性能規準 (NPC、REP25/MAS 添付書類 V) の情報について、今回会合が設置した GSFA 電子作業部会 (EWG) に委ね、検討することに合意した。

ii. 第 12 回 CCNE からの回答

混合ザータルの地域規格 (近東) (CXS 341R-2020) に対応する食品添加物に関する一般規格 (GSFA) (CXS 192-1995) の適切な食品分類 (FC) は FC 12.2.2 (調味料及び香辛料) であることを確認し、今回会合が設置した GSFA EWG に委ね、検討することに合意した。

iii. 第 23 回 CCASIA からの回答

- ① 非発酵大豆製品の地域規格 (アジア) (CXS 322R-2015) についてカロテノイド関連食品添加物に技術的正当性があることと、INS 160a(i)、160a(ii)、160a(iii)、160a(iv)、及び INS 160e の最大使用濃度に関する回答があり、提案された最大使用量及び関連する注釈を、FC 06.8.1 「プレーン大豆飲料」に盛り込むことが提案された。CRD08²により FC 06.8.1 に関する GSFA の表 1 及び表 2 (ならびに表 3 の色素) に記載された着色料は、「複合/風味付き大豆飲料」及び「大豆ベースの飲料」への使用が許可されていることが指摘され、カロテノイド関連食品添加物の条項に関連する注釈 643 を挿入することに合意した。
- ② 海苔製品の地域規格 (アジア) (CXS 323R-2017) に該当する海苔製品は、GSFA の FC 04.2.2.2 (乾燥野菜 (キノコ類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む)、海藻、並びに種実類) 及び FC 04.2.2.8 (加熱調理又は油で揚げた野菜 (キノコ類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む) 及び海藻) のみに該当することを確認し、CXS 323R-2017 が魚類・水産製品部会 (CCFFP) の下で国際基準への転換が進められていることから、国際基準が確立された後にこの問題を検討することに合意した。
- ③ 非発酵大豆製品の地域規格 (アジア) (CXS 322R-2015) についてパプリカ抽出物 (INS 160c(ii)) にリンゴ、パイナップル、オレンジ、みかんなどの果汁と組み合わせて最大使用濃度 15 mg/kg で使用することで、果汁入り大豆飲料の色調を調整できることを確認し、FC 06.8.1 におけるパプリカ抽出物 (INS 160c(ii)) の食品添加物条項を改訂し、注釈 XS322R³ を削除し、注釈

² CRD08

³ XS322R : 非発酵大豆製品の地域規格 (アジア) (CXS 322R-2015) に準拠する製品は除く。

643⁴を追加することに合意した。

iv. コーデックス事務局からの提案

FC 06.8.1 (大豆由来飲料) 中のタートラジン (INS 102) の使用について、注釈 667⁵から「as bixin (ビキシンとして)」を削除し、「非発酵大豆製品の地域規格 (CXS 322R-2015) に準拠する複合/風味大豆飲料及び大豆ベースの飲料に 300 mg/kg で使用する場合を除く。」とすることに合意した。

議題 3(a). FAO/WHO 及び第 100 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) 会合からの関心事項

(議論)

第 100 回 JECFA 会合 (2025 年 6 月) の結果及び FAO/WHO の最近の活動について報告された。第 100 回 JECFA 会合では、食品添加物及び加工助剤についての安全性評価及び仕様書の作成及び改訂が行われた。会議文書には、それら食品添加物の安全性評価結果の概要及び JECFA からの勧告案が出された。

(結論)

今回会合は以下の事項に合意した。

4 つの食品添加物パルミチン酸アスコルビル (INS 304)、ステアリン酸アスコルビル (INS 305)、グリコリピド/糖脂質 (INS 246) 及び低アシルジェランガム (INS 418(ii)) については、「ADI を特定しない」とされたことから、CCFA50 で合意した、ステップ 2 に自動的に入れるための要件⁶を満たすため、GSFA EWG に付託することに合意した。

また、INS 304 及び INS 305 はグループヘッダー「アスコルビルエステル」に含まれており、多くの条項があるため、GSFA EWG に対し、表 1 及び表 2 に記載された「アスコルビルエステル」に関する条項の改訂について検討するよう要請した。

FoodEx2 と GSFA の食品分類のマッピングテーブルの報告

我が国より、「FoodEx2 と GSFA の食品分類のマッピングテーブル」について、オーストラリア、カナダ及び EU を代表してこれまでの経緯、マッピングテーブルの構造、直面した課題と対応方法、4 種類の付録の作成等について報告した。また、第 100 回 JECFA 会合におけるばく露評価に当該マッピングテーブルが使用されたことを紹介し、今後も継続的に使用されることを期待している旨を述べ、CCFA に対し、情報文書とし

⁴ 643 : 非発酵大豆製品の地域規格 (アジア) (CXS 322R-2015) に準拠する複合/風味付き大豆飲料及び大豆ベースの飲料のみに使用。

⁵ 667 : 非発酵大豆製品の地域規格 (CXS 322R-2015) に準拠する複合/風味大豆飲料及び大豆ベースの飲料に対して、ビキシンとして 300 mg/kg の使用を除く。

⁶ JECFA が「ADI を特定しない」と評価し、添加物の同一性及び純度の規格が作成されており、かつ、INS リストに当該添加物の名前があり、INS 番号・機能分類が付与されている。

第 81 回コーデックス連絡協議会 資料 32 ページ

<https://warp.ndl.go.jp/web/20240107215410/www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/81-3.pdf>

て公開することを提案した。

(結論)

CCFA56 は、第 100 回 JECFA 会合にて有用であると認められた「FoodEx2 と GSFA の食品分類のマッピングテーブル」の最新状況について確認した。

日本、オーストラリア、カナダ及び EU に対し謝意が表明され、CRD32⁷ のとおり情報文書として公表することに合意した。

その他

JECFA 事務局からは、資金不足により会合の延期や期間短縮をしていること、第 102 回 JECFA 会合 (2026 年 6 月開催) は中国との共同開催の予定であることが紹介された。

また、2027 年の JECFA 会合に関しても、開催数の削減、期間短縮の検討、加盟国との共同開催のような新しい方法の模索が必要であること、新たな評価要請の作業に関しては科学的助言プログラムへの貢献の約束も伴うべき等の言及があった。

議題 3(b). 第 100 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案

(議論)

第 100 回 JECFA 会合の結果、日本から評価依頼を提出していたガーデニア (ゲニピン) ブルーを含む 6 種類の食品添加物及び 7 種類の加工助剤の仕様書の作成又は改訂等をしたことが JECFA 事務局から報告された。

ガーデニア (ゲニピン) ブルー (INS 165)

ガーデニア (ゲニピン) ブルーの仕様書の無機ヒ素の規格値について、EU より可能な限り最小限に抑えるべきであるとの意見が出された。

我が国からは、JECFA 第 100 回会合での専門家の議論結果である仕様書を採択に進めることを支持する旨、また、将来 JECFA が規格改訂を検討する場合には、データ提供に協力する旨を表明した。

また、コーデックス事務局より、食品添加物の INS と JECFA 仕様書の名称が一致していない (INS : ガーデニアブルー、JECFA 仕様書 : ガーデニア (ゲニピン) ブルー) との指摘があった。

仕様書における食品添加物及び加工助剤の製造に使用される微生物株に関する情報

EU より、微生物によって生産される食品添加物及び加工助剤の仕様書に生産菌の株名を記載すべきとの意見があった。EU は、菌株ごとに安全性評価が実施されていること、その評価結果が菌株によって異なる場合があること、さらに、ある特定の菌株については、食品用酵素製剤中のシトリニンの含有に関する提出データに基づき、EFSA が遺伝毒性及び発がん性に関する懸念を排除できなかった点に言及し、議題 7 で検討

⁷ [CRD32](#)

することを提案した。

JECFA 事務局は、安全性評価及び規格設定の際、生産菌株は考慮されており、生産菌株に関する情報は、製造工程に関する詳細情報が記載されている化学的技術的評価文書に記載されている旨を説明した。

(結論)

報告された仕様書について、第 49 回コーデックス総会に提出し、ステップ 5/8 の採択に諮ることに合意した。

また、ガーデニア (ゲニピン) ブルーの適切な名称について INS の EWG に付託することに合意した。

議題 4(a). コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂

(議論)

コーデックス手続きマニュアルに従い、個別食品規格における全ての食品添加物 (加工助剤を含む) の条項は CCFA の承認を受ける必要がある。今回合会では、その他の部会から送付された以下の規格案の食品添加物条項案について検討された。

○ 第 23 回 CCASIA (REP25/ASIA)

・ 急速冷凍餃子の地域規格 (アジア) 案

当該地域規格案において提案されていた食品添加物については、全て、当該地域規格が該当する FC 06.4.3 (調理済みパスタ及び麺類並びに類似製品) に食品添加物条項が存在していた。しかし、アルギン酸プロピレングリコール、プロピレングリコール脂肪酸エステル、リン酸塩、ショ糖脂肪酸エステル、ベータカロテン、カルミンについては、GSFA において「即席めんのみ (only)」使用可とする注釈が付されていた。CCASIA では、本規格案を議題 9 (個別食品規格に関連する GSFA 食品添加物条項の策定のための作業手順案及び関連テンプレート) の試行を兼ねて、検討途中のテンプレートを用いて GSFA の改訂に必要な情報を整理することとし、上記添加物の注釈を改訂する形で、餃子にも使用可能とする提案を行っていたが、会期前物理的作業部会 (PWG) において、EU から、これは用途拡大 (extension of use) に該当する可能性があり、GSFA 改訂の手続き上、摂取量評価 (ADI との関係) や技術的正当性の確認が必要であるとの指摘があった。このため部会には、上記添加物を含まない形での当該規格案が勧告され、承認された。併せて、CCASIA に対し、上記添加物を使用可能にする方策として、「個別食品規格に関連する GSFA 食品添加物条項の作成に関する作業手順 (議題 9 関係)」に沿って情報を整理し CCFA に付託するか、CCASIA メンバー国やオブザーバーから議題 5 (b) に関する回付文書に直接回答する形で GSFA の改訂を提案することが可能である旨助言された。

○ 第 12 回 CCNE (REP25/NE)

- ・ ドウグの地域規格 (近東) (CXS 332R-2018) 案
- ・ マームールの地域規格 (近東) 案

- 第8回スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）（REP25/SCH）
 - 乾燥果実及びベリー形態のスパイスの規格案（バニラ）
 - 乾燥果実及びベリー形態のスパイスの規格案（ラージカルダモン）
 - 乾燥種子の規格案（コリアンダー）
 - ハーブの規格案（マジョラム）

当該規格案では、Table 3 添加物のみ使用可とする食品添加物条項が提案されていたが、ハーブ（FC 12.2.1）は、GSFAにおいてTable 3 添加物の一般的な使用の対象外（Annex to Table 3に掲載）とされている。このため、当該食品添加物条項は承認されず、CCSCHにおいて、Table 1 及びTable 2に規定する添加物の検討を行うよう求めることとされた。
- 第29回油脂部会（CCFO）（REP26/FO）
 - 微生物由来オメガ3油の規格案

当該規格案については、食品添加物条項の承認に先立ち、該当する適切なFCの設定が必要とされた。このため、適切な食品分類の特定または新設について、GSFAのEWG（議題5(a)関係）で検討することとされた。

（結論）

今回合意は以下の事項に合意した。

i. 急速冷凍餃子の地域規格案

CCASIAにおいて急速冷凍餃子に使用することとしていた食品添加物の一部を含めない形で、食品添加物条項を承認する。また、今回含まれなかった食品添加物の取扱についてCCASIAに助言する。

ii. ドウーグの地域規格案

CCNEから食品添加物の使用に関する技術的正当性に関する情報が提出されるまで、食品添加物条項の承認を保留する。

iii. マームールの地域規格案、乾燥果実及びベリー形態のスパイスの規格案、乾燥種子の規格案

食品添加物条項を承認する。

iv. ハーブの規格案

食品添加物条項の承認を見送り、CCSCHに対し、Table 1 及びTable 2に規定する添加物の検討を行うよう求める。

v. 微生物由来オメガ3油の規格案

該当する食品分類についてGSFAのEWGにおいて検討する。

議題 4(b). 個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合: 整合に関する電子作業部会報告

（議論及び結論）

GSFAを食品添加物に関する唯一の参照規格とするため、CCFAは、個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項を整合させる作業を進めている。

今回合意では、EWG及びPWGの検討結果を踏まえ、以下の規格に関する整合作業に

ついて議論が行われた。その結果、必要な個別食品規格及び GSFA の修正を承認するとともに、一部の事項については、関係部会への確認依頼又は次回会合に向けた EWG での追加検討を行うこととされた。

- アフリカ地域調整部会 (CCAFRICA) の規格 (発酵加熱キャッサバ加工品の地域規格 (CXS 334R-2020)、グネツム属の生鮮葉の地域規格 (CXS 335R-2020)、乾燥肉の地域規格 (CXS 350R-2022)) の整合
 - ✓ 発酵加熱キャッサバ加工品の地域規格 (CXS 334R-2020) について、FC 04.2.2.8 (加熱調理した野菜) だけでなく、FC 04.2.2.7 (発酵野菜) にも該当する可能性を確認するよう CCAFRICA に要請した。
 - ✓ 乾燥肉の地域規格 (CXS 350R-2022) について、FC 08.2 (食肉加工品) ではなく、サブカテゴリー (FC 08.2.1 (加熱処理されていない食肉加工品)、FC 08.2.2 (加熱処理された食肉加工品)) の参照が妥当である可能性を確認するよう CCAFRICA に要請した。
- 中南米・カリブ地域調整部会 (CCLAC) の規格 (クラントロ・コヨーテの地域規格 (CXS 304R-2011)、ルクマの地域規格 (CXS 305R-2011)) の整合
- 北米・南西太平洋地域調整部会 (CCNASWP) の規格 (水と混合して飲料として使用されるカバ製品の地域規格 (CXS 336R-2020)、発酵ノニ果汁の地域規格 (CXS 356R-2023)) の整合
 - ✓ カバ製品の地域規格 (CXS 336R-2020) について、より適切な食品分類として FC 04.2.1.3 (カット生鮮野菜) 及び 04.2.2.1 (加工野菜 (冷凍)) のサブカテゴリーを参照することの適否を確認するよう CCNASWP に要請した。
- ココア製品・チョコレート部会 (CCCPC) の規格 (ココアバター (CXS 86-1981)) の整合
 - ✓ ココアバター (CXS 86-1981) について、適切な食品分類 (既存の FC 05.1 (チョコレート製品) のサブカテゴリー又は新規サブカテゴリー) を GSFA EWG で検討するよう要請した。
- 魚類・水産製品部会 (CCFFP) の規格 (急速冷凍生イカの規格 (CXS 191-1996)、生きた二枚貝及び生二枚貝の規格 (CXS 292-1995)、生きたアワビ及び直接消費又はさらなる加工のための生鮮冷蔵又は冷凍アワビの規格 (CXS 312-2013)) の整合
 - ✓ CCFFP 関係規格については、関連する GSFA 食品分類及び食品添加物条項を再検討する必要性を整合 EWG で分析することとされた。
- 加工果実・野菜部会 (CCPFV) の規格 (果汁及びネクターに関する一般規格 (CXS 247-2005)) の整合
- コーデックス事務局との協力の下、新 GSFA データベースの機能性に基づき、Table 3 注釈 (Table 3 Notes) に関する段階的アプローチの策定
 - ✓ Table 3 注釈については、関連する Table 3 添加物の移行、関連注釈及び Tables 1・2 の修正を含め、次回会合に向けた整合 EWG の作業事項とされた。

なお、我が国は第 51 回 CCFA 会合 (2018 年) 以降、本議題に関する EWG の共同議長を務めており、引き続き、カナダが議長、米国と日本が共同議長を務め、EWG を設置

することに合意した。

議題 5(a). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : GSFA に関する電子作業部会報告 (議論及び結論)

今回合意では、以下について EWG 及び PWG の検討結果を踏まえ、安全性及び技術的正当性の観点から適切な食品添加物条項の内容となるよう議論が行われ、各条項の採択や作業中止等を第 49 回総会に提出することに合意した。

勧告 1 : エリスロシン (INS 127)

FC 04.1.2.4「缶詰又は瓶詰 (低温殺菌済み) 果実」にラズベリー缶詰規格 (CXS 60-1981) 及びイチゴ缶詰規格 (CXS 62-1981) に適合する製品を除外するための注釈 XS60⁸及び XS62⁹を追加することに合意した。

勧告 2 : GSFA 表 3 の説明注釈

GSFA 表 3 の説明注釈に、複数の機能を有する添加物について、特定の機能に限定して個別食品規格での使用を認める場合の取扱いを追加することに合意した。

勧告 3 : トコフェロール (INS 307a、b、c)

コーデックス事務局から付託された、FC 04.1.2.2「乾燥果実」の Table 1 及び 2 に掲載されているトコフェロールについて、注釈で使用不可と記載していた乾燥アプリコット、デーツ、レーズンの規格が廃止され、乾燥果実に関する一般規格 (CXS 360-2020) に統合されたことを受け、注釈も併せて変更することに合意した。

勧告 4、5 : 第 44 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) から付託された事項

FC 13.1.1「乳児用調製乳」及び FC 13.1.3「乳児を対象とした特殊医療用調製乳」における乳児用調整乳及び乳児用特殊医療用調整乳規格 (CXS 72-1981) に適合する食品におけるグァーガム (INS 412)、リン酸架橋デンプン (INS 1412)、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン (INS 1413)、アセチル化リン酸架橋デンプン (INS 1414)、及びヒドロキシプロピルデンプン (INS 1440) に関して、既存の GSFA 条項を撤回することに合意した。

また、ベビーフード缶詰規格 (CXS 73-1981) に適合する食品に添加物を栄養キャリアとして使用できるようにするために、FC 13.2「乳児用及び幼児用補完食」において、アラビアガム (INS 414)、マンニトール (INS 421)、非晶質二酸化ケイ素 (INS 551) およびオクテニルコハク酸ナトリウムデンプン (INS 1450) に関する条項から注釈 XS73¹⁰を削除することに合意した。

⁸ XS60 : ラズベリー缶詰規格 (CXS 60-1981) に準拠する製品は除く。

⁹ XS62 : イチゴ缶詰規格 (CXS 62-1981) に準拠する製品は除く。

¹⁰ XS73 : ベビーフード缶詰規格 (CXS 73-1981) に準拠する製品は除く。

勧告 6、7：ポリグリセリン脂肪酸エステル（INS 475）

GSFA で承認済みの INS 475 に関する全ての条項の技術的正当性及び実際の使用濃度について議論が行われ、実際の使用実態と整合するよう最大濃度を引き下げること、使用実態が確認されなかった条項を廃止することに合意した。

我が国は、国内の使用実態を事業者等から収集し、PWG において技術的正当性を説明し、現在の GSFA の使用量を維持できた。一方、一部の食品分類で、加熱後の安定性等、特定の使い方での使用濃度の引き上げを許容する注釈を付す提案を行ったが、今回の作業は現行の使用量では ADI を超過する可能性があることと懸念を示した JECFA の助言に基づき使用量の削減又は削除を目的としていることを踏まえ、使用濃度の引き上げを希望する場合には、次回会合の議題 5(b) に提案するよう PWG 議長から提案があった。

勧告 8：ソルビン酸エステル類（INS 200、202、203）

FC 04.1.1.2 「表面処理された生鮮果実」における条項案を採択することに合意した。

勧告 9、10：ショ糖エステル（INS 473、473a、474）

FC 04.1.1.2 における既存の GSFA 条項を改訂すること、及びステップ 2 の作業を中止すること及び FC 04.2.1.2 「表面処理された生鮮野菜（キノコ類、根菜類、塊茎類、豆類、アロエベラを含む）、海藻類、およびナッツ類・種子類」における条項をステップ 3 において保留することに合意した。

勧告 11、12：FC 13.1.1 「乳児用調製乳」、FC 13.1.2 「フォローアップミルク」、FC 13.1.3 「乳児を対象とした特殊医療用調製乳」、FC 13.2 「乳児用及び幼児用補完食」、FC 13.3 「特殊医療用の特別食（食品分類 13.1 の製品を除く）」、FC 13.4 「瘦身及び減量を目的とする調整食」、FC 13.5 「食品分類 13.1～13.4 及び 13.6 の製品を除く特別食（食事用の補助食品等）」について

全ての条項に「喫食時の状態で」との注釈を付すか検討された。GSFA の前文において、最大濃度は原則喫食時の状態で設定されることと明記されているため、注釈は不要との結論に至り、当該注釈が付された全ての条項から削除することに合意した。

また、当該注釈に関する検討は不要になったことから、ステップ 2 の条項案を廃止することに合意した。

勧告 13：グリセロール（INS 422）

Table3 のグリセロールの条項に即席麺規格（CXS 249-200）を追加することに合意した。

勧告 14：インジゴカルミン（INS 132）及びアルラレッド AC（INS 129）

FC 04.1.2.8 「果肉、ピューレ、フルーツトッピング、及びココナッツミルクを含む果実の調製品」におけるインジゴカルミン（INS 132）と、FC 04.1.2.11 「ペスト

リー用の果実フィリング」のアルラレッド AC (INS 129) 及びインジゴカルミン (INS 132) の注釈「輸入国の国内法に従う」の削除及び最大濃度の引き下げに関して既存の GSFA 条項を改訂することに合意した。

勧告 15 : FC 04.2.2.2 「乾燥野菜 (キノコ類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む)、海藻、並びに種実類」について

FC 04.2.2.2 におけるカラメルⅢ (INS 150c) の注釈及び最大濃度の引き下げに関して、既存の GSFA 条項を改訂することに合意した。

勧告 16、17 : FC 04.2.2.8 「加熱調理又は油で揚げた野菜 (キノコ類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む) 及び海藻」について

FC 04.2.2.8 におけるアナトー色素 (ビキシン) (INS 160(i)) に関する条項案を撤回すること及びカラメルⅢ (INS 150c) の注釈及び最大濃度の引き下げに関して、既存の GSFA 条項を改訂することに合意した。

勧告 18、19、20 : カラメルⅢ (INS 150c) 及びカラメルⅣ (INS 150d)

カラメルⅢ及びカラメルⅣは数値による ADI を有し、現行の GMP の規定は適切でなかったことから、サブカテゴリーにおいて最大使用基準値を規定することが検討された。

議論の結果、FC 08.0 「家禽肉及び猟鳥獣肉を含む食肉及び食肉製品」における既存の GSFA 条項を撤回し、また、FC 08.3 「ひき肉処理された食肉、家禽肉、及び猟鳥獣肉の加工品」におけるステップ 2 の作業を中止し、各サブカテゴリーにおいて使用実態が確認された条項案を採択することに合意した。

勧告 21、22 : FC 08.4 「食用ケーシング (ソーセージのケーシング等)」について

FC 08.4 の全ての着色料に関する条項案を採択すること、着色料に関する既存の GSFA 条項を改訂すること及び、着色料に関するステップ 2 の条項の作業を中止することに合意した。

勧告 23、24 : FC 09.0 「軟体動物、甲殻類、及び棘皮動物を含む魚類・水産製品」及びそのサブカテゴリーにおける着色料について

着色料の条項案の技術的正当性及び実際の使用濃度の議論が行われ、使用実態が確認された着色料の条項案を採択すること、使用実態が確認されなかった着色料の条項案は作業を中止すること、既存の GSFA 条項については実際の使用実態と整合するよう最大濃度を引き下げること合意した。

我が国は、水産製品の着色料の使用実態を国内事業者等から収集し、使用実態を報告。我が国の使用実態に関する事前のコメントに対し CRD を提出し、PWG において必要性を説明。使用実態が反映された。

また、すり身製品におけるリコピン (トマト由来 (INS 160d(ii)) 及びパプリカ抽出物 (INS 160c(ii))) の必要性について、国際業界団体と連携して使用の必要性を

説明し、GSFA に反映された。

議題 5(b). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : 食品添加物条項の新規/改訂の提案 (CL 2025/31-FA への回答)

(議論)

食品添加物条項の新規/改訂の提案に関する回付文書に対して各国から提出された食品添加物条項の新規提案又は改訂案について検討が行われ、GSFA 規格策定プロセスに含めることに合意した。

今回合合では、日本、韓国、EU 特殊食品原材料協会、国際着色料工業協会 (IACM)、国際食品添加物委員会 (IFAC)、国際ステビア協議会 (ISC) 及び国際特殊用途食品産業界 (ISDI) からの提案に基づき、コーデックス手続マニュアルの「GSFA における食品添加物条項の新規登録及び改訂の検討に関する手順」で示された規準に照らして、必要な情報が含まれているか検討を行った。

(結論)

今回合合は、我が国から新規規格策定を提案したガーデニア (ゲニピン) ブルー (INS 165) を含め、提案された食品添加物条項を GSFA にステップ 2 で加え、第 49 回総会に送ることに合意した。

GSFA における新規/改訂に関する提案について、回付文書で指定された期限後に提出された提案は検討しないことに合意した。

また、米国を議長とし、英語のみで作業する EWG を設置すること、PWG を開催し GSFA に関する EWG の報告書並びに GSFA の新規及び改訂条項の提案に関する CL への回答に係る検討を行うことに合意した。

議題 6. 食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の改訂案

(経緯)

CCFA は、国際的な調和の観点から各国での使用実態に基づき、食品添加物毎に物質名の代替として用いる番号を付与し、食品中での機能分類及び技術的目的をまとめた食品添加物の INS に関するガイドライン (CXG 36-1989) を策定している。

なお、当該ガイドラインに掲載されている食品添加物には、JECFA の評価を受けていないものも含まれている。

(議論)

コーデックス事務局からの回付文書に対して各国から提案があった INS 番号の変更又は追加について、EWG における検討結果に基づき議論を行った。

IWG 議長のベルギーは、IWG 報告書 (FA56/CRD04) を紹介し、今回合合に対し、以下の勧告を行った。

勧告 1 : CXG 36-1989 のセクション 3 及び 4 の修正

今回合合は、以下の 5 つの物質を追加することを承認した。

- ・次亜硫酸ナトリウム (INS 229) : 酸化防止剤、漂白剤、保存料

- ・アルゴン (INS 938) : 包装用ガス
- ・ヘリウム (INS 939) : 包装用ガス
- ・酸素 (INS 948) : 充填ガス、推進剤 (propellant)
- ・モンクフルーツ抽出物 (羅漢果エキス) (INS 970) : 甘味料

勧告 2 : 微結晶セルロース (NS 460(i))

微結晶セルロース (INS 460(i)) に「着色」という機能を追加する提案について、JECFA 事務局は物質の性質を考慮すれば「着色」の機能追加は容認可能であるとの見解が示されたため、GSFA EWG に付託することに合意し、CXG 36-1989 への収載を見送った。

勧告 3 : ナイシン A

IWG で提示された 3 つのオプションに留意し、将来的に追加のサブ項目を追加することを可能にし、実用的かつ柔軟な解決策として、INS 234 を親項目として維持し、ナイシン A を INS 234(i) とすることに合意した。

(結論)

今回合意は、以下の事項に合意した。

- 食品添加物の INS (CXG 36-1989) の改訂案を第 49 回総会に提出し、ステップ 5/8 での採択を諮る。
- 微結晶セルロース (INS 460(i)) の着色料としての使用について、GSFA EWG に付託し、CXG 36-1989 に追加をする前に GSFA の改正の必要性を検討する。
- コーデックス事務局に対し、ナイシン (INS 234) からナイシン A (INS 234(i)) への変更に関する GSFA の修正、CXG 36-1989 への INS 938、INS 939、INS 948 の追加及びナイシン A への変更を要請する。

また、ベルギーを議長とし、英語のみで作業する INS に関する EWG を設置し、CXG 36-1989 のセクション 3 に関する変更及び追加を募集する回付文書を作成すること、INS 165 (ガーデニアブルー) の名称に関する検討を再開することに合意した。

議題 7. JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案 (CL 2025/32-FA に対する回答)

(経緯)

CCFA は毎回、各国からの提案をもとに、データの提供可能性等を考慮して JECFA による評価のための食品添加物の優先リストを作成している。

(議論)

IWG 議長のケニアは、IWG 報告書 (FA56/CRD33Rev.1¹¹) を提示し、今回合意の作業文書に加え、第 102 回 JECFA 会合のデータ募集も考慮し、JECFA による評価のための優先物質リストを作成したこと、FA56/CRD33Rev.1 の附属書 1 (表 1 及び表 2) 並びに附属書 2 (表 C1~C4) に含まれる優先リストの提案に至った IWG での主な議論と、JECFA 優先リストに掲載するよう勧告した物質について説明した。

¹¹ [CRD33Rev.1](#)

今回合は、FA56/CRD33Rev.1（附属書1及び2）の物質を優先リストに含めるとい
う IWG 議長による勧告を承認した。また、以下の点に留意した。

ガーデニアブルー（INS 165）

議題3bにて、他国より、仕様書の無機ヒ素の規格値を可能な限り最小限に抑える
べきであるとの意見が出されたことを受け、仕様書の改訂を検討するためリストに追
加された。

第57回CCFAで優先リストから削除される物質

ポリグリセリン脂肪酸エステル（INS 475）について、データの入手可能性が確認
されない場合、第57回CCFAで優先リストから削除するというIWGの決定を伝えたと
ころ、他国より、当該物質はJECFAによってばく露量推計に関する懸念が示されたこ
とにより優先リストに掲載されたため削除することは適切ではないとの発言があつた。
また、欧州食品乳化剤製造業者協会（EFEMA）より、2026年12月までにデータ提出が
可能である旨が表明された。

回付文書への回答期限

優先リストに関する回付文書の期限を過ぎて提出された新規申請については、適切
かつ正確なリスト作成を確保するため、対応するCCFA会合では検討対象としない
という勧告を承認した。

なお、我が国から提出したリスト修正提案は承認された。

（結論）

今回合は、以下の事項に合意した。

- i. JECFAによる評価のための優先物質リストを第49回総会に承認を諮る。フォー
ローアップのためFAO及びWHOに送付する。
- ii. コーデックス事務局に対し、JECFAによる評価のための優先物質リストに関す
る情報とコメントを求める回付文書を発行するよう要請する。また、回付文書
に明記された期限を過ぎて提出されたコメントは検討対象としない。

議題8. パン用酵母の規格（ステップ4）

（経緯）^{12, 13, 14}

第53回会合（2023年）に中国から酵母の個別食品規格に関するプロジェクトドキ

¹² 第44回コーデックス総会報告（第98回コーデックス連絡協議会資料54ページ）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13768129/www.maff.go.jp/j/syouan/ki jun/codex/attach/pdf/98-2.pdf>

¹³ 第53回食品添加物部会報告（第106回コーデックス連絡協議会資料70ページ）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki jun/codex/attach/pdf/106-7.pdf>

¹⁴ 第54回食品添加物部会報告（第112回コーデックス連絡協議会資料23ページ）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki jun/codex/attach/pdf/112-2.pdf>

コメントが提出された。第 54 回会合（2024 年）では、規格対象をパン用酵母に絞って新規作業を開始することに合意した。第 55 回会合（2025 年）では、規格原案について合意に至らない論点が多く残ったことからステップ 2 に差し戻され、EWG にて規格原案を再検討した。今次会合の前に、EWG で作成された規格原案が回付され、各国から意見が寄せられた。

（議論）

会合前に EWG 議長及び共同議長が各国からの意見を踏まえて更新した規格原案が CRD06 として示され、これをベースに議論が行われた。

「2 製品の説明」に関する議論の中で、フレッシュイースト及びドライイーストの色調について、地域差やその評価の主観性から意見が分かれ、特定の色に規定することは困難との意見があった。また、本来期待される風味から逸脱した味や香り（off-flavour）について、製品の劣化だけでなく包装資材等様々な要因があることから、特定の原因に規定することは困難との意見があった。このため、特定の条件（色・原因）を規定しない形に整理された。さらに、保存条件については、2 から「8 包装、輸送及び保存」に記載する方が適切との意見があり、修正された。

なお、食品添加物条項及び加工助剤に関しては、特段の意見は示されなかった。

（結論）

今回合意は、以下の事項に合意した。

- i. パン用酵母の規格案を第 49 回総会に提出し、ステップ 5/8 での採択を諮る。
- ii. 規格案の採択に併せて、第 49 回総会に GSFA 改正案の採択を諮る。

議題 9. 個別食品規格に関連する GSFA 食品添加物条項の策定のための作業手順案及び関連テンプレート

（経緯）

第 53 回会合（2023 年）において、個別食品部会や地域調整部会（以下「個別食品部会等」という。）による個別食品規格及び地域規格（以下「個別食品規格等」という。）の新規策定・改訂に伴い、個別食品規格等の食品添加物条項と、GSFA との間で相違が生じることを防止するには、既存の「将来見込まれる GSFA の食品添加物条項と個別食品規格等の添加物条項相違の防止に関するガイドライン」では不十分と考えられること、相違が生じることを防止するには全体論的なアプローチが必要であることが指摘された。これを受け、中国、カナダ、EU を共著者とする討議文書を作成することに合意した。

第 54 回会合では、以下の作業目標に合意し、作業手順案を検討することとなった。

- ・食品添加物に関する唯一の参照規格としての GSFA の位置付けを強化する
- ・個別食品規格等の中に固有の食品添加物条項を規定することを可能な限り抑制する
- ・個別食品部会等が策定しようとする個別食品規格等の食品添加物条項の内容を GSFA に組み込むことで相違が生じないようにする

第 55 回会合において示された作業手順案では、個別食品規格等の食品添加物条項の策定と GSFA の改訂を円滑化するために、個別食品規格等や GSFA の専門家が関与することの重要性が言及されると共に、個別食品規格等に関する GSFA の改訂案策定について、2つのオプション（①個別食品部会等が GSFA の改訂案を作成、②CCFA が GSFA の改訂案を作成）が提示された。議論の結果、中国を著者として、オーストラリア、ブラジル、カナダ、エルサルバドル、EU、日本及び米国を共著者として、2つのオプションを含む作業手順の草案（コミュニケーション及びエンゲージメント計画を含む）及び個別食品部会等が使用するテンプレートを作成することで合意した。

今次（第 56 回）会合までに、主著者の中国から共著者に草案の回付と意見照会が 2 回あり、共著者の意見が反映された作業手順案をベースに議論された。

（議論）

作業手順の草案は、コーデックス手続きマニュアルと整合的であり、個別食品規格等の食品添加物条項の策定及び GSFA の改訂における効率性、透明性、一貫性を向上させ、不整合を防ぐ重要なものであるとして、全般的に支持された。

主な論点は以下のとおり。

○新しい作業手順の導入時期

GSFA との整合性を確保するため、速やかに適用すべきとの意見があった一方、既に現行の手続きが進捗している個別食品規格等への適用については柔軟性が必要との意見があり、当初は新規に開始される規格策定作業への適用が考えられるとした。

○GSFA の改訂に関する 2 つのオプションの利用

個別食品部会等が GSFA の改訂案を作成するルート（ルート 1）、個別規格部会等は必要な情報を提出し、CCFA が GSFA 改訂案を作成するルート（ルート 2）のどちらを選択するかは任意だが、GSFA に関する専門知識の有無や規格内容の複雑さなど状況に応じて決定すべきであるとした。個別食品部会等に GSFA に関する専門知識が不足している場合は、後者が利用しやすいとの意見があった。

○食品添加物条項の承認（議題 4(a)）、整合（議題 4(b)）、GSFA 改訂（議題 5(a)）作業への影響

新たな作業手順は、従前行ってきた、事後的な整合作業（議題 4(b)）が新たに生じないように、食品添加物条項の承認（議題 4(a)）と GSFA 改訂（議題 5(a)）を同時に行う作業スキームへの移行を目指すものであるとの認識が共有された。これにより、現在継続中の整合作業（議題 4(b)）の終了後は、食品添加物条項の承認も GSFA 改訂に係る EWG の中で検討することが妥当であるとされた。また、本スキーム導入後も、GSFA のエキスパートが規格案を適切に検討できるよう、十分な準備期間と明確な手続を確保することの重要性が強調された。

○GSFA エキスパートの確保

日本から、個別食品規格等を検討している部会との互惠関係が構築できるよう、各部会が CCFA の GSFA エキスパートとコミュニケーションが取れるようにすることと、本スキームに協力可能な GSFA エキスパートを確保することが重要と指摘。コーデックス事務局から部会間の協力強化と、各 CCFA 参加者の GSFA エキスパートとしての積極的なサポートの重要性が強調された。

○個別食品部会等とのコミュニケーション

本スキームの円滑な導入には、効果的なコミュニケーション及び認知向上が不可欠であるとし、ウェビナー、研修資料、個別食品部会等との早期関与を含むコミュニケーション及びエンゲージメント計画が支持された。また、コーデックス事務局が作業手順とテンプレートを各部会に周知する上で重要な役割を担うことが確認された。

(結論)

今回合合は、以下の事項に合意した。

- i. 作業手順案を採択し、情報文書としてコーデックスのウェブサイトに掲載する。
- ii. 既存の「将来見込まれる GSFA の食品添加物条項と個別食品規格等の添加物条項相違の防止に関するガイドライン」を廃止する。
- iii. 今後の合合において、個別食品規格等への食品添加物条項の承認及び GSFA の改訂に関する作業を GSFA の EWG (議題 5(a)) で実施する。
- iv. 作業手順の導入や継続的な運用を支援するため、コミュニケーション及びエンゲージメント計画を活用する。
- v. 作業手順の導入後、一定期間を経て運用を見直す。

議題 10. 細胞培養食品製造で使用される細胞培養培地成分に対する安全性評価実施のためのガイドラインに関する討議文書

(議論)

作業開始を支持する国 (シンガポール、中国、韓国、豪州、カナダ等) は、各国枠組みの乖離や将来の国際貿易における不整合を防ぐため、国際的に調和されたガイドランスの策定は重要である等の意見を表明した。

作業開始を支持しない国 (ブラジル、コロンビア、EU 等) からは、開発初期段階で国際貿易が限定的であること、更なる技術的発展及び定義等の明確化が必要であること、新規食品に関するより広範な作業を優先すべきであること等の懸念が示された。我が国からは、現時点では、我が国を含む多くの国が国内制度作成中であり作業に貢献することが困難等の懸念を表明した。

FAO からは、JECFA が食品中の化学物質に関するリスク評価及び懸念に対処する専門知識を有している、科学的助言を提供する最も適切なメカニズムは、要請の範囲によって異なる等のコメントがあった。

WHO からは、本件は時期尚早であり、また、AMR (抗菌剤耐性)、食品添加物、汚染物質、栄養など、多岐にわたる分野の専門知識が必要なため、新たな科学的助言機関

が必要となる可能性があり、加盟国からのさらなる知見と追加的なリソースが必要であるとの表明があった。

当該議題の重要性について概ね合意が得られていることが指摘されたものの、時期尚早との懸念も踏まえ、妥協案として、EWG での議論を継続することが提案された。

(結論)

今回合意は、シンガポールを議長、中国及び韓国を共同議長とする EWG を設置し、以下の付託事項 (TOR) について議論を行うことに合意した。

- ・次回会合での検討に向け、新規作業提案の範囲を見直すこと
- ・当該作業を支援するために FAO/WHO の科学的助言を求める分野を特定すること
- ・加盟国における細胞培養培地成分の安全性評価に関する、既存の又は策定中のアプローチに関する情報を収集・検討すること

議題 11. CCFA の将来の作業に関する討議文書

(議論)

勧告 1 : GSFA の FC の課題に対処するための作業を開始すること

多くのメンバーから、オプション 3 (作業部会の設立と範囲を決定する前の予備段階として、メンバー及びオブザーバーに対し、問題のある FC の具体的な例を提出するよう要請する) への支持が表明された。我が国からは、オプション 3 を支持するとともに、マッピングの参照により、どういった食品が GSFA のどの FC に該当するか明確になるケースもある旨発言した。

勧告 2 : GSFA 条項に関連する注釈の明瞭性と一貫性を向上させること

注釈に一貫性を持たせるために見直しが必要との意見や、そのために注釈の問題点の事例を集める CL を発出すること、コーデックス事務局が初期評価を実施することについて言及があった。

勧告 3 : 二次食品添加物及び加工助剤に関する今後の対応策を検討すること

EU より、オプション 1 (メンバー及びオブザーバーに対し、二次食品添加物及び加工助剤に関する各国の定義、規制アプローチ、実施上の課題に関する情報を提出するよう要請し、収集された情報に基づいて、追加のコーデックスガイダンス又は説明が必要かどうかを検討する) に関連して、過去の CCFA での議論を踏まえて討議文書を作成するとの提案があった。

ブラジルからは、関心はあるもののリソース不足や成熟度不足によりすぐに取り組むことができないトピック (例えば二次食品添加物や細胞培養食品に関する問題) に対応が可能になるとして、議題 10 においても提案があった将来的な課題に対応するメカニズム検討の提案があった。しかし、議長からは、GSFA、JECFA による評価のための優先物質リスト、個別食品規格と GSFA の整合等が優先事項であり、現在進行中の作業はコーデックス手続マニュアルに沿って確立されたメカニズムによって進められており、追加のメカニズムは必要ない可能性があるとの見解が示された。

中国からは、進行中の作業の多くが、食品添加物に関する唯一の参照資料としての GSFA の役割を維持しつつ、アクセス性の向上に寄与しているとの発言があった。

(結論)

- i. GSFA を CCFA の作業の中心とすることに幅広い支持が示された一方で、FC や注釈に関する課題等への検討など、利便性を高めていく必要性を確認した。
- ii. 勧告 1 のオプション 3 を採用し、GSFA の EWG で検討するため、加盟国とオブザーバーに対し、CL を通じて問題のある FC や注釈の事例等を提出することが推奨された。さらに、CCFA が検討すべき新分野を検討するため「食品添加物条項の新規／改訂の提案要請」の CL に対する改訂について、コメントを募ることに合意した。
- iii. EU、オーストラリア、ニュージーランドが勧告 3 のオプション 1 を支持し、次回会合での検討のために二次食品添加物及び加工助剤に関する討議文書を作成することになった。
- iv. 今後の作業は、既存の手続き及び CCFA の作業メカニズムの範囲内で引き続き進められることとなった。

議題 12. その他の事項及び今後の作業

提案はなかった。

議題 13. 次回会合の日程及び開催地

次回会合は 2027 年 4 月 12 日から 16 日に開催予定（場所は未定）であることが事務局から報告された。

食品添加物部会（CCFA）の作業の概要及び状況

責任者	目的	事項	ステップ
第 90 回執行委員会 第 49 回総会	採択	食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案	5/8
		GSFA の食品添加物条項案及び原案並びに既採択条項の改訂	—
		食品添加物の分類名称と INS の修正原案	5/8
		FC 06.8.1 におけるカロテノイド関連食品添加物に関する条項に注釈 643 を追加 FC 06.8.1 におけるパプリカ抽出物（INS 160c(ii)）の使用に関する食品添加物条項を改訂 FC 06.8.1 におけるタートラジン（INS 102）に関する注釈 667 を修正	—
		CCASIA の 1 規格、CCNE の 1 規格、CCSCH の 3 規格の承認に関して GSFA の食品添加物条項の改訂	—
		CCAFRICA の 3 規格、CCLAC の 2 規格、CCNASWAP の 2 規格、CCPFV の 1 規格とのアライメントに関する GSFA の食品添加物条項の改訂 FC 08.2 におけるステビオール配糖体に関する GSFA の食品添加物条項の改訂	—
		ナイシン（INS 234）からナイシン A（INS 234(i)）への変更に関する GSFA の改訂	—
		パン用酵母の規格案の採択に伴う GSFA の関連改訂	—
		CCAFRICA の 3 規格、CCNASWP の 2 規格、CCCPC の 1 規格の食品添加物に関するセクションの改訂	—
		ラズベリー缶詰規格（CXS 60-1981）およびイチゴ缶詰規格（CXS 62-1981）における食品添加物条項の改訂	—
		パン用酵母の規格原案	5/8
第 90 回執行委員会 第 49 回総会	採択	GSFA の食品添加物条項（廃止）	
		GSFA の食品添加物条項の案及び原案（中止）	
第 90 回執行委員会 第 49 回総会	情報	ステップ 3 及び 2 における GSFA の食品添加物条項原案の新規提案	

責任者	目的	事項	ステップ
第 49 回総会 FAO/WHO	情報フ ローアッ プ	JECFA による評価のための優先物質リスト	
地域調整部会 ／個別食品部会	行動	個別食品部会及び地域調整部会における食品添加物条項の導入及び承認に関する運用規範	
CCFL/CCMAS	承認	パン酵母に関する規格原案の関連セクション	
CCFO	行動	ファットスプレッドおよびブレンデッドスプレッドの規格 (CXS 256-1999) に適合する製品における保存料としてのラウリン酸アルギナートエチルエステル (INS 243) の使用に関する技術的正当性について、更なる検討及び技術的必要性について明確なフィードバックを提供	
CCASIA	情報/行 動	急速冷凍餃子の規格に適合する食品添加物の使用に関する GSFA の改正案は、CCASIA からの付託事項として関連する作業手順に従い、関連情報とともに CCFA に提出することが可能	
CCNE	行動	ドゥーグの地域規格 (CXS 332R-2018) における食品添加物条項の見直し	
CCSCH	行動	GSFA の表 1 および表 2 に含めるスイートマジヨラム規格における特定の固結防止剤の使用の妥当性に関するコメント募集	
CCFFP	情報/行 動	CCFFP 基準に関連する GSFA 食品カテゴリーの再検討の必要性、CCFFP 基準における食品添加物条項及び協力作業の可能性に関する分析	
加盟国 電子作業部会 (議長 国: カナダ、共同議長 国: 米国及び日本) 第 57 回 CCFA	立案 討議	混合ザータルの地域規格 (近東) (CXS 341R-2020) の整合性の確保、関連する表 3 添加物の移行に関する勧告 (関連する注釈および GSFA 表 1 と表 2 への修正を含む) の策定、残りの商品規格と GSFA 食品カテゴリー (CCNFSDU、CCCPL、CCFFV、CCPFV を含む) との対応関係の検証、及び CCFFP 規格に関連する GSFA 条項の分析による是正措置の必要性の判断	
加盟国 物理作業部会 (議長 国: カナダ) 第 57 回 CCFA	討議	アライメントに関する EWG の報告書	
加盟国 電子作業部会 (議長 国: 米国) 第 57 回 CCFA	立案 討議	CCMAS ガイダンスを踏まえた硝酸塩と亜硝酸塩、表 3 に示された特定の食品添加物とその関連修正、着色料としての微結晶セルロースの使用拡大、微生物由来オメガ 3 オイルに関する CCFO からの照会、ココアバターの適切な食品カテゴリー、飲料への注釈 127 の適用、着色料と甘味料に関する残りの条項、特定の	

責任者	目的	事項	ステップ
		例外を除き食品カテゴリー01.0～16.0にわたるその他の未解決条項、及びCRD02 附属書5に含まれるステップ2の条項	
加盟国 GSFAに関する物理作業部会（議長国：米国） 第57回CCFA	討議	GSFAに関するEWGの報告書、及びGSFAの新規条項及び／又は改訂条項の提案に関するCLへの回答、個別食品部会及び地域調整部会から付託された食品添加物の追加と承認に関する文書への回答	
加盟国 電子作業部会（議長国：ベルギー） 第57回CCFA	コメント 立案 討議	食品添加物のINS（CXG 36-1989）の第3節の変更及び／又は追加の提案を求めるCLへの回答を検討し、INS 165について検討を再開する	
加盟国 第57回CCFA	コメント 討議	食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書	
加盟国 GSFAに関する物理作業部会（議長国：米国） 第57回CCFA	コメント 討議	GSFAの新規又は改訂条項	
加盟国 第57回CCFA	コメント 討議	JECFAによる評価のための優先物質リストの追加・変更提案	
加盟国 電子作業部会（議長国：シンガポール、共同議長国：中国、韓国） 第57回CCFA	立案	細胞培養食品製造で使用される細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドラインを作成するための討議文書	

コーデックス委員会 第56回食品添加物部会 結果報告

- ◆ 開催日時：2026年4月13日（月）～4月17日（金）
（4月10日（金）、11日（土）に会期前物理的作業部会開催）
- ◆ 開催場所：重慶（中華人民共和国）
- ◆ 参加国及び国際機関：64加盟国、1加盟機関、20オブザーバー



第56回コーデックス食品添加物部会（CCFA56）議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3(a)	FAO/WHO及び第100回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）会合からの関心事項
3(b)	第100回JECFA会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合：整合に関する電子作業部会報告
5(a)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：GSFAに関する電子作業部会報告
5(b)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：食品添加物条項の新規／改訂の提案（CL 2025/31-FA への回答）
6	食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂案
7	JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案（CL 2025/32-FA に対する回答）
8	パン用酵母の規格（ステップ4）
9	個別食品規格に関連するGSFA食品添加物条項の策定のための作業手順案及び関連テンプレート
10	細胞培養食品製造で使用される細胞培養培地成分に対する安全性評価実施のためのガイドラインに関する討議文書
11	CCFAの将来の作業に関する討議文書
12	その他の事項及び今後の作業
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書案の採択

【議題 1】議題の採択

- 仮議題の通り採択
- 日本より、FoodEx2とGSFAの食品分類マッピングテーブルについて報告したい旨を発言し、【議題 3 a】の最後に報告することが合意された。

【議題 2】コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

- コーデックス総会（CAC）、執行委員会（CCEXEC）、分析・サンプリング法部会（CCMAS）、近東地域調整部会（CCNE）、アジア地域調整部会（CCASIA）及びコーデックス事務局から付託された事項について報告があり、報告内容に基づいて今後の方針が合意された。

3

第100回JECFA会合

【議題 3 a】FAO/WHO及び第100回JECFA会合からの関心事項

議論

- 2025年6月に開催された第100回JECFA会合の結果及びFAO/WHOの最近の活動について報告された。
- 第100回JECFA会合では、食品添加物及び加工助剤についての安全性評価及び仕様書の作成及び改訂が行われ、それら食品添加物の安全性評価結果の概要及びJECFAからの勧告案が出された。

結論

- パルミチン酸アスコルビル（INS 304）、ステアリン酸アスコルビル（INS 305）、グリコリピド／糖脂質（INS 246）及び低アシルジェランガム（INS 418(ii)）について、「ADIを特定しない」とされたことから、食品添加物に関する一般規格（GSFA）の電子作業部会（EWG）に付託することに合意した。
- 【議題 1】で合意されたとおり、日本からFoodEx2とGSFAの食品分類マッピングテーブルについて報告をおこなった。

FoodEx2とGSFAの食品分類マッピングテーブル

マッピングテーブルの概要

- マッピングテーブルは、より詳細に分類されているFoodEx2の食品分類をGSFAの食品分類に割り当てたもの。
- JECFAにて、より正確なショ糖脂肪酸エステル（INS473）のばく露評価をするため、CCFA52で新規作業提案された。
- CCFA53にて、日本がイニシャルマッピングを作成する旨を表明し、豪州、カナダ及びEUと協力して作成したイニシャルマッピングを2025年1月にJECFAへ提出した。

報告内容

(PPTを使用し、約5分にまとめて報告)

- 日本より、「FoodEx2とGSFAの食品分類のマッピングテーブル」について、オーストラリア、カナダ及びEUを代表してこれまでの経緯、マッピングテーブルの構造、直面した課題と対応方法、4種類の付録の作成等について報告を行った。
- また、第100回JECFA会合におけるばく露評価に当該マッピングテーブルが使用されたことを紹介し、今後も継続的に使用されることを期待している旨を述べた。
- CCFAに対し、情報文書として公開することを提案した。

結論

- CCFA56は、第100回JECFA会合にて有用であると認められた「FoodEx2とGSFAの食品分類のマッピングテーブル」の最新状況について確認した。
- 日本、オーストラリア、カナダ及びEUに対し謝意が表明され、CCFAの情報文書としてマッピングテーブルを公表することに合意した。

5

第100回JECFA会合から提案された仕様書原案

【議題3b】第100回JECFA会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案

主な議論および結論

- 報告された6種類の食品添加物及び7種類の加工助剤の仕様書について、第49回コーデックス総会に提出し、ステップ5/8での採択に諮ることに合意した。
- 日本から評価依頼を提出していたガーデニア（ゲニピン）ブルーについて他国等よりコメントがあった。
 - 無機ヒ素の規格値について、EUより可能な限り最小限に抑えるべきであるとの意見が出され、日本からは、JECFA第100回会合での専門家の議論結果である仕様書を採択に進めることを支持する旨、また、将来JECFAが規格改訂を検討する場合には、データ提供に協力する旨を表明した。
→【議題7】へ
 - コーデックス事務局より、国際番号システム（INS）とJECFA仕様書の名称が一致していないとの指摘があり、INSのEWGに付託することに合意した。
INS : Gardenia Blue
JECFA仕様書 : Gardenia (Genipin) Blue
→【議題6】へ
- EUより、微生物によって生産される食品添加物及び加工助剤の仕様書に生産菌の株名を記載すべきであり、【議題7】で検討することが提案された。

6

個別食品規格と食品添加物の一般規格（GSFA）の整合①

【議題 4 a】コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂

主な議論および結論

他の部会から送付された規格案の食品添加物条項案について検討された。

■ CCASIA 急速冷凍餃子の地域規格案

- 規格案は、GSFAでは食品分類（FC）6.4.3「調理済みパスタ及び麺類並びに類似製品」に分類。
- 当該FCにおいて「即席めんのみ（only）使用可」とする注釈が付された一部の添加物について、CCASIAは、議題 9 の試行を兼ねて、テンプレート案を用いてGSFAの改訂に必要な情報を整理することとし、注釈を改定する形で餃子にも使用可能とする提案を行っていた。
- EUから、餃子にも使用可能となるということは添加物の用途拡大に該当する可能性があるため、GSFAの改定手続に従い、摂取量評価や技術的正当性の確認が必要との指摘があった。
- CCFA56は、上記の添加物を含めない形で、食品添加物条項を承認することに合意した。上記添加物は、CCASIAが「個別食品規格に関連するGSFA食品添加物規定の作成に関する作業手順」に沿ってCCFAに付託するか、CCASIA加盟国やオブザーバーから【議題 5 b】にてGSFAの改訂を提案することが可能である旨助言された。

■ CCFO（油脂部会）微生物由来オメガ 3 油の規格案

食品添加物条項の承認に先立ち、当該油を分類する適切なFCの設定が必要とされ、適切なFCの特定または新設について、GSFAのEWG（【議題 5 a】関係）で検討することに合意した。

7

個別食品規格と食品添加物の一般規格（GSFA）の整合②

【議題 4 b】個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合:整合に関する電子作業部会報告

主な議論および結論

GSFAを食品添加物に関する唯一の参照規格とするため、CCFAは、個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項を整合させる作業を進めており、各部会の規格に関する整合作業について議論が行われた。

- EWG 及びPWGの検討結果を踏まえ、各部会から提案された規格に関する整合作業について議論が行われ、必要な個別食品規格及びGSFAの修正を承認するとともに、一部の事項については、関係部会への確認依頼又は次回会合に向けたEWGでの追加検討を行うこととされた。
- 日本は第51回CCFA会合（2018年）以降、本議題に関するEWGの共同議長を務めており、引き続き、カナダが議長、米国と日本が共同議長を務め、EWGを設置することに合意した。

個別食品規格と食品添加物の一般規格（GSFA）の整合③

【議題 9】個別食品規格に関連するGSFA食品添加物条項の策定のための作業手順案及び関連テンプレート

議論

個別食品規格等の食品添加物条項の策定とGSFA改訂を円滑に進めるための作業手順、個別食品部会等が使用するテンプレート案について、議論が行われた。

（著者：中国、共著者：オーストラリア、ブラジル、カナダ、エルサルバドル、EU、日本及び米国）

- 新しい作業手順が適用されるタイミング：順次適用（部会での検討終了の近い規格案を除く）
- GSFA改訂案の作成オプション（作業の主体が個別部会かCCFAか）：各部会において選択
- 食品添加物条項の承認（議題4a）、整合（議題4b）、GSFA改定（議題5a）作業への影響：GSFA EWGに組込
- GSFAエキスパートの確保、個別食品部会等とのコミュニケーションが必要

結論

- 作業手順案に合意。情報文書としてウェブサイトに掲載し、既存のガイドラインを廃止。
- 今後の会合において、個別食品規格等への食品添加物条項の承認及びGSFAの改訂に関する作業をGSFAのEWG（議題5a）で実施する。
- 作業手順の導入や継続的な運用を支援するため、コミュニケーション及びエンゲージメント計画を活用する。
- 作業手順の導入後、一定期間を経て運用を見直す。

9

食品添加物に関する一般規格（GSFA）①

【議題 5 a】GSFAに関する電子作業部会報告

主な議論および結論

安全性及び技術的正当性の観点から適切な食品添加物条項の内容となるよう議論が行われ、各条項の採択や作業中止等を第49回総会に提出することに合意した。

- ポリグリセリン脂肪酸エステル（INS 475）
 - JECFAのリスク評価においてADI超過の懸念が示されたことから、全ての条項について使用量削減の議論を行い、使用実態に沿って最大濃度を引き下げることに合意した。
 - 日本で使用実態のあるFCは、技術的正当性を説明し、現在のGSFAの使用量を維持した。
 - 一部のFCにおいて、加熱時の安定性の確保等、特定の目的に限って通常より高濃度での使用を可能とする注釈の追記を提案したところ、濃度の引き上げを希望する場合には【議題5b】で提案することとなった。
- FC 09.0「軟体動物、甲殻類、及び棘皮動物を含む魚類・水産製品」及びそのサブカテゴリーにおける着色料
 - 使用実態が確認された条項案は採択、確認されなかった条項案は作業中止。
 - 既存GSFA条項は使用実態に合わせて最大使用量を見直し。
 - 日本は、PWGにおいて技術的正当性を説明し、全ての使用実態が反映された。

10

食品添加物に関する一般規格（GSFA）②

【議題5b】食品添加物条項の新規／改訂の提案（CL 2025/31-FA への回答）

議論

食品添加物条項の新規／改訂の提案に関する回付文書に対して各国から提出された食品添加物条項の新規提案又は改訂案について、コーデックス手続マニュアルの「GSFAにおける食品添加物条項の新規登録及び改訂の検討に関する手順」で示された規準に照らして、必要な情報が含まれているか検討が行われた。

結論

- 日本から新規規格策定を提案したガーデニア（ゲニピン）ブルー（INS 165）を含め、提案された食品添加物条項をGSFAにステップ2で加え、第49回総会に送ることに合意した。
- GSFAにおける新規/改訂に関する提案について、回付文書で指定された期限後に提出された提案があったことから、指定された期限後に提出された提案は対応するCCFA会合では検討しないことに合意した。

11

国際番号システム（INS）

【議題6】食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂案

議論

国際的な調和の観点から各国での使用実態に基づき、食品添加物毎に物質名の代替として用いる番号を付与し、食品中での機能分類及び技術的目的をまとめた食品添加物のINSに関するガイドライン（CXG 36-1989）を策定しており、各国から提案があったINS番号の変更又は追加について、EWGにおける検討結果に基づき議論を行った。

主な結論

- CXG 36-1989 改訂案を第49回総会に提出し、ステップ5/8での採択を諮る。
- 微結晶セルロース（INS 460(i)）の着色料としての機能追加について、追加する前にGSFAのEWGに付託し、GSFA改正の必要性を検討する。
- ナイシン（INS 234）について、将来的に追加のサブ項目を追加することを可能にするため、ナイシンA（INS 234(ii)）へ変更し、関連するGSFAの修正を行う。
- コーデックスの仕様書リスト（CXA 6-2025）にアルゴン（INS 938）、ヘリウム（INS 939）、酸素（INS 948）のINS番号を追加し、ナイシンA（INS 234(ii)）への変更を反映させる。
- ガーデニアブルー（INS 165）の名称に関する検討を再開する。

12

JECFA優先評価物質リスト

【議題 7】 JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案 (CL 2025/32-FA に対する回答)

主な議論および結論

FA56/CRD33Rev.1※（附属書1及び2）の物質を優先リストに含めるというIWG議長による勧告を承認し、JECFAによる評価のための優先物質リストを第49回総会に承認を諮ることに合意した。

- ガーデニアブルー（INS 165）について、【議題 3 b】にて、EUより無機ヒ素の規格値を可能な限り最小限に抑えるべきであるとの意見が出されたことを受け、仕様書の改訂を検討するためリストに追加された。
- ポリグリセリン脂肪酸エステル（INS 475）について、欧州食品乳化剤製造業者協会（EFEMA）より、2026年12月までにデータ提出が可能である旨が表明された。
- 回付文書の期限を過ぎて提出された新規申請については、適切かつ正確なリスト作成を確保するため、対応するCCFA会合では検討対象としないという勧告を承認した。
- 日本から提出したリスト修正提案は承認された。

13

パン用酵母の規格（ステップ 4）

【議題 8】 パン用酵母の規格（ステップ 4）

議論

第55回会合（2025年）において、規格原案について合意に至らない論点が多く残ったことからステップ 2 に差し戻され、EWGにて規格原案を再検討し、各国から意見が寄せられた。フレッシュイースト及びドライイーストの「2 製品の説明」について、

- 色調
地域差やその評価の主観性から意見が分かれ、特定の色に規定することは困難との意見があった。また、本来期待される風味から逸脱した味や香り（off-flavour）について、製品の劣化だけでなく包装資材等様々な要因があることから、特定の原因に規定することは困難との意見があった。このため、特定の条件（色・原因）を規定しない形に整理された。
- 保存条件
「2 製品の説明」から「8 包装、輸送及び保存」に記載する方が適切との意見があり、修正された。
なお、食品添加物条項及び加工助剤に関しては、特段の意見は示されなかった。

結論

- パン用酵母の規格案を第49回総会に提出し、ステップ 5/8 での採択を諮ることに合意した。
- 規格案の採択に併せて、第49回総会にGSFA改正案の採択を諮ることに合意した。

14

細胞培養食品

【議題10】細胞培養食品製造で使用される細胞培養培地成分に対する安全性評価実施のためのガイドラインに関する討議文書

議論

作業開始を支持する国 (シンガポール、中国、韓国、 豪州、カナダ等)	各国枠組みの乖離や将来の国際貿易における不整合を防ぐため、国際的に調和されたガイダンスの策定は重要である等の意見を表明した。
作業開始を支持しない国 (ブラジル、コロンビア、EU等)	開発初期段階で国際貿易が限定的であること、更なる技術的発展及び定義等の明確化が必要であること、新規食品に関するより広範な作業を優先すべきであること等の懸念が示された。
日本	現時点では、我が国を含む多くの国が国内制度作成中であり作業に貢献することが困難等の懸念を表明した。
FAO	JECFAが食品中の化学物質に関するリスク評価及び懸念に対処する専門知識を有している、科学的助言を提供する最も適切なメカニズムは、要請の範囲によって異なる等のコメントがあった。
WHO	本件は時期尚早であり、また、AMR（抗菌剤耐性）、食品添加物、汚染物質、栄養など、多岐にわたる分野の専門知識が必要なため、新たな科学的助言機関が必要となる可能性があり、加盟国からのさらなる知見と追加的なリソースが必要であるとの表明があった。

結論

シンガポールを議長、中国及び韓国を共同議長とするEWGを設置し、以下の付託事項について議論を行うことに合意した。

- 次回会合での検討に向け、新規作業提案の範囲を見直す
- 当該作業を支援するためにFAO/WHOの科学的助言をを求める分野を特定する
- 細胞培養培地成分の安全性評価に関する、既存の又は策定中のアプローチに関する情報を収集・検討する

15

CCFAの将来の作業

【議題11】CCFAの将来の作業に関する討議文書

主な議論

- GSFAのFCの課題に対処するための作業を開始すること
 - ・ 多くのメンバーから、オプション3「作業部会の設立と範囲を決定する前の予備段階として、メンバー及びオブザーバーに対し、問題のあるFCの具体的な例を提出するよう要請する」への支持が表明された。
 - ・ 日本からは、オプション3を支持するとともに、FoodEx2とGSFAの食品分類マッピング（議題3aで報告）の参照により、どういった食品がGSFAのどのFCに該当するか明確になるケースもある旨発言した。
- 二次食品添加物及び加工助剤に関する今後の対応策を検討すること
 - ・ EUより、オプション1「メンバー及びオブザーバーに対し、二次食品添加物及び加工助剤に関する各国の定義、規制アプローチ、実施上の課題に関する情報を提出するよう要請し、収集された情報に基づいて、追加のコーデックスガイダンス又は説明が必要かどうかを検討する」に関連して、過去のCCFAでの議論を踏まえて討議文書を作成するとの提案があった。

主な結論

- GSFAをCCFAの作業の中心とすることに幅広い支持が示された一方で、FCや注釈に関する課題等への検討など、利便性を高めていく必要性を確認した。
- EU、オーストラリア、ニュージーランドが勧告3のオプション1を支持し、次回会合での検討のために二次食品添加物及び加工助剤に関する討議文書を作成することになった。

16



【議題12】 その他の事項及び今後の作業

- 提案はなかった。

【議題13】 次回会合の日程及び開催地

- 次回会合は2027年4月12日から16日に開催予定（場所は未定）であることが事務局から報告された。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 49 回食品表示部会 (CCFL)

日時：2026 年 5 月 11 日（月）～15 日（金）

場所：オタワ（カナダ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
2.1	香辛料の食品表示における原産国の義務表示に加えた『収穫国（country of harvest）』の使用について
3	FAO/WHO から提起された関心事項
4	コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）
5	包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）の附属書：予防的アレルギー表示（PAL）の使用に関するガイドライン（ステップ 7）
6	包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形態に関連する規定（ステップ 4）
7	緊急時における食品表示規定の適用に関するガイドライン（ステップ 4）
8	今後の作業と新たな課題
8.1	アルコール飲料への食品表示規定の適用に関する新規作業提案
8.2	既存のコーデックス文書に定められている『小型包装』への表示規定の適用及びそれに関連する免除規定について、より統一的な適用を図るための指針的定義に関する新規作業提案
9	その他の事項
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 49 回コーデックス食品表示部会報告書

1. **日時** 2026 年 5 月 11 日 (月) ~5 月 15 日 (金)
(5 月 6 日 (水) に議題 6 に関するバーチャル作業部会、5 月 10 日 (日) に議題 5 に関する物理的作業部会を開催)
2. **場所** オタワ (カナダ)
3. **議長国** カナダ
4. **参加国及び国際機関**
65 加盟国、1 加盟機関 (EU)、32 オブザーバー機関
5. **議長**
Dr. Parthi Muthukumarasamy (Director General, Canadian Food Inspection Agency)
6. **出席者**
消費者庁 食品表示課 課長補佐 大出 迪子
課長補佐 多田 剛士
保健表示室 課長補佐 松山 紗奈江
消費者安全課 国際食品室 主査 酒井 紀久子
国税庁 課税部 酒税課 酒類業振興・輸出促進室 課長補佐 田村 雄貴
係長 大西 優大
農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課国際基準室 国際基準専門官 町田 美生※
国立医薬品食品衛生研究所 生化学部 第三室長 爲廣 紀正
(一社) 全国清涼飲料連合会 技術アドバイザー 細野 秀和
※オンライン参加者

7. 概要

議題 1 : 議題の採択

仮議題のとおり採択された。

議題 2 : コーデックス総会及び各部会からの付託事項

(主な内容)

各部会からの関連する情報について確認した。

議題 2.1 香辛料の食品表示における原産国の義務表示に加えた『収穫国 (country of harvest)』の使用について

(経緯)

第45回食品表示部会(CCFL45、2019年)において、サフランを含む6つの香辛料規格案における「Country of Origin/Country of Harvest」の表記の解釈が不明瞭との指摘があり、第5回スパイス・料理用ハーブ部会(CCSC5、2021年)で検討した結果、サフラン以外の5規格については、「原産国」は義務表示、「収穫国」は任意表示とされ、最終採択に進められた。一方、サフランは高値で取引され偽装の被害も生じていることから収穫国も義務表示とすべきという意見があり、合意が得られなかった。CCSCH6(2022年)では、収穫国を義務表示とする提案がなされ、サフラン規格は最終採択のため総会(CAC)に送付された。CAC45(2022年)では、サフラン規格は採択されたが、当該義務化がCCFLの助言と整合しないことから2か国が留保を表明した。また、規格の発行は、収穫国表示についてCCFLによる承認を条件とすることとされた。

CCFL47(2023年)でも合意に至らず、CCSCHに収穫国を義務表示とする合理的根拠等を質問することになった。CCSCH7(2024年)では、収穫国と原産国は異なるものであり、サフランの品質は栽培された国によって様々であることから、消費者に信頼できる情報を提供する必要がある等の回答を作成し、再度CCFLに収穫国に関する表示条項の承認を求めるとに合意した。しかし、CCFL48(2024年)でも再度合意に至らず、本件をCAC47に付託することとされた。CAC47(2024年)では、本件に関する回付文書を発出するとともに、CCFLに報告する電子的作業部会(EWG)(合同議長:カナダ・イラン、共同議長:インド・マダガスカル)の設置が決定された¹。

回付文書及びEWGでは、主に以下の3つの論点について議論された。

- ① 包装食品の表示に関する一般規格(CXS 1-1985、GSLPF)のセクション4.5²の解釈が統一されていない。(「性質の変化」とは何か、原産国と収穫国が異なる場合の表示はどのようにするか等)
- ② 複数国由来の原料がある場合の原産国表示はどのようにすれば良いか。
- ③ 特定の地域産の食品の販売促進の観点からも、収穫国表示は有益でないか。

これらの論点についての議論の結果、以下に掲げる9つの勧告が示された。

- ・ 勧告1: CCFLの役割と水平的表示規定の適用
- ・ 勧告2: 原産地表示への一般原則の適用
偽装や誤認を招く表示の禁止は、既存のGSLPFの規定から既に明らかであり、義務表示・任意表示の別なく適用される
- ・ 勧告3: GSLPFにおける「食品の性質の変化」の解釈
加工により食品名が変わり、別の食品と認識される場合には、当該加工は実質的な「性質の変化」とみなされる
- ・ 勧告4: 原産国と収穫国が同一である場合の表示
原産国と収穫国が同一である場合には、原産国のみを表示すれば足りる
- ・ 勧告5: 収穫国が異なる場合の原産国表示の決定

¹ 第115回コーデックス連絡協議会資料P146～ [115-2.pdf](#)

² When a food undergoes processing in a second country which changes its nature, the country in which the processing is performed shall be considered to be the country of origin for the purposes of labelling. (食品が、その性質を変化させる加工を第三国で行う場合には、その加工が行われた国は、表示上、原産国とみなされる。)

収穫国と食品の性質を変更する加工が行われた国が異なる場合には、後者のみを原産国として表示すべき

- ・ 勧告6：「収穫国」の定義と理解
「収穫」(harvest) という用語は CCSC の文書全体で既に使われており、この定義を再度確立するための作業を CCFL で行っても利益は少ない
- ・ 勧告7：混合スパイスにおける複数原産国の表示
複数の原産国のスパイスが混合された場合などは引き続き CCSC 規格の対象となり、GSLPF の既存規定は複数の原産国を表示することを妨げない
- ・ 勧告8：任意表示と適用されるコーデックス文書
偽装や誤認を招かない限り、収穫国表示を含む任意表示は認められており、追加的な義務規定は必ずしも必要ではない
- ・ 勧告9：コーデックス表示規定の範囲と CCFL の権限
コーデックスの表示規定は健康、安全及び構成取引の配慮から規定されたものであり、生産国や地域的特徴等に基づく販売促進等に係る任意の表示を行うことは可能

今次部会では、上記勧告を踏まえ、以下の論点について議論が行われた。

- a. 上記の勧告を CCSC に情報提供して良いか。
- b. 表示に関するサイドイベントを CCSC で行っても良いか。
- c. 「性質の変化」及び「原産国」の定義の明確化
- d. CCFL で「収穫国」を定義するのは適切ではないと結論づけられるか
- e. 原材料の産地が複数にまたがる場合の運用明確化に向けた作業の開始可能性
- f. EWG を通じて集められた情報は、「検討中」となっているサフランの規格(CXS 351-2022)のセクション 8.2 (原産国及び収穫国) の規定を最終決定する上で有用か

(主な議論)

CCFL49 は、CCSC が原産地に関する個別食品別表示規定を決定する際の指針として用いることを目的に、9つの勧告すべてを、以下の明確化および修正を付した上で承認した。

<勧告3 (GSLPF における「食品の性質の変化」の解釈)>

粉碎等の食品の性質が変化しない場合に関する具体例を追加するか否かといった技術的詳細については、工程の判断に関する専門性と権限を有する個別食品部会が扱うべきであるとされた。

<勧告5 (収穫国が異なる場合の原産国表示の決定)>

パエリア用混合スパイスの例のようにサフランのような単一スパイスの議論に直接関連しない例は削除することで合意した。また、「spices or culinary herbs (スパイス又は料理用ハーブ)」という表現については、規定の適用範囲の明確化のため「spices and culinary herbs」というより限定的な表現を維持することに合意した。

<勧告7 (混合スパイスにおける複数原産国の表示)>

サフラン混合品に関する具体例を削除し、結論の汎用性を維持することで合意した。また、議長により混合スパイスに関する新たな作業提案は提出されていないことが明確化された。

<勧告9（コーデックス表示規定の範囲及びCCFLの権限）>

EUや英国から、原産地に基づく製品のプロモーションはCCFLの権限の範囲外であると結論づけている勧告9について、GSLPFにおいて目的を問わず虚偽・誤認を招く表示を禁止していることと矛盾しており、削除すべきとの懸念が示された。以上の懸念を踏まえ、本勧告を維持することとしつつも、以下の3点に焦点を当てる形に再整理することに合意した。

- i) コーデックスの表示規定は、健康、安全および公正取引に焦点を当てていること
- ii) 原産地に基づく製品のプロモーションは、自主的表示やクレームを通じて行うことが可能であること
- iii) 製品のプロモーションには、コーデックス以外にも利用可能な既存の仕組み（例：地理的表示）が存在すること

<サフラン規格(CXS 351-2022)セクション8.2>

EWGの結論として示された9つの勧告を踏まえ、この原則を「検討中」となっていたサフラン規格の表示規定にどのように反映させるかについて検討された。乾燥サフランについては原産国と収穫国が同一であるとの合意が成立したことを確認の上、以下の3つの選択肢が提示された。

- i. 8.2.1 原産国は表示しなければならない*。
8.2.2 収穫国（8.2.1参照）。
8.2.3 収穫地域および収穫年（任意）。
*脚注：本規格においては、原産国は収穫国と同一である。
- ii. 8.2.1 原産国／収穫国は表示しなければならない*。
8.2.2 収穫地域および収穫年（任意）。
*脚注：本規格においては、原産国は収穫国と同一である。
- iii. 8.2.1 原産国は表示しなければならない*。
8.2.2 収穫地域および収穫年（任意）。
*脚注：本規格においては、収穫国の表示は原産国表示の要件を満たす。

ニュージーランドから、原産国と収穫国が同一である以上、どのオプションでも意味するところは変わらないことから、全て支持できるとの見解が示された。また、EUやブラジルはオプション1、インドやメキシコはオプション2、英国はオプション3など、全てのオプションに対する支持が示された。

こうした中、我が国は、収穫国表示は任意であるべき旨を主張した上でオプション3を支持した。当該主張は米国及びコロンビアから支持を得、その後続けてペルー、アルゼンチン、カナダ、豪州からもオプション3支持との意見が示された。結果、オプション3への支持多数により、オプション3を基礎とした上で、脚注を「本規格においては、原産国

は収穫国と同一である。」に修正することで合意した。

(結果)

以下について合意した。

- ・ 本議題に関する議論の結果を CAC に報告するとともに、CCFL49 で合意された 9 つの勧告について CCSCCH に共有し、同部会が CCSCCH 品目に関する原産地表示規定を策定する際の指針として活用するよう CAC に勧告すること。
- ・ GSLPF と整合しない義務的表示規定について CCFL の承認を求める場合には、その内容が明確かつ十分に正当化されたものである必要がある旨を CCSCCH に通知すること。
- ・ コーデックス事務局に対し、CCSCCH 向けのワークショップまたはサイドイベントの開催を検討するよう勧告すること。
- ・ サフラン規格 (CXS 351-2022) におけるセクション 8.2 の表示規定に関する最終合意案を CAC に付託すること。

議題 3 : FAO/WHO から提起された関心事項

(主な内容)

FAO 及び WHO から、本会議の議題とも関連するそれぞれの活動について報告があった。

議題 4 : コーデックス規格案における表示事項の検討 (承認)

(結果)

生鮮果実野菜部会 (CCFFV) によるカレーリーフ規格案、アジア地域調整部会 (CCASIA) による冷凍餃子の地域規格案、近東地域調整部会 (CCNE) によるマアムールの地域規格案、スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCCH) によるバニラ等の規格案について承認された。

CCASIA による冷凍餃子の地域規格案について、米国から、承認自体に異議はないものの、GSLPF において食品の名称に加えて当該食品の性質が特定できるような追加情報の表示を求めていることと整合しないのではないのかという指摘がされるとともに、将来的に規格を策定する際、GSLPF を明確に参照することを検討するよう提案された。これを受け、CCFL49 は、各部会に対して、食品の名称に関する GSLPF の規定の適用を慎重に検討し、必要に応じて追加情報を組み込むよう助言することに合意した。

また、CCSCCH によるバニラの規格案について、カナダから、承認を妨げはしないものの、他のスパイス規格案では「Trade name」の表示が任意となっている一方、バニラの規格案のみ「Trade name」の表示が義務となっていることに対して、GSLPF の規定と整合しないとの懸念が示された。米国もカナダの意見に賛同し、「Trade name」の表示を義務とすれば、当該表示の真偽を検証するための検査機関の負担が発生し得るとして、当該規定 (8.3.1) に留保を表明した。さらに、マダガスカルは、8.2.2 の規定において収穫国の表示が任意となっているが、これは義務であるべきと主張し、当該規定に留保を表明した。

議題 5 : 包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) の附属書 : 予防的アレルギー表示 (PAL) の使用に関するガイドライン (ステップ 7)

(経緯)

CCFL45 (2019 年) において、GSLPF のアレルギー関連規定を見直し明確化するための作業を開始するとともに、予防的アレルギー表示 (PAL) に係るガイダンスを策定することに合意した。また、豪州を議長、英国及び米国を共同議長とする EWG を設置することや PAL 等について FAO/WHO に科学的助言を求めることについても合意された。これに応じて FAO/WHO 合同専門家会合が開かれ、2023 年に計 5 部にわたるレポートが公開されている³。また、CCFL47 (2023 年) では、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) に対し、食品中のアレルギーを誘発するタンパク質を測定するためのサンプリングを含む分析方法とその検証に関する手引きを示すよう要請することとされた。当該要請を受け、CCMAS において米国を議長、英国を共同議長とする EWG が設置され、以後継続的に議論が行われた。CCFL48 (2024 年) において、セクション 1～3 「目的」、「適用範囲」、「定義」が合意され、その他の部分については米国を議長、英国及び豪州を共同議長とする EWG で検討を継続することとされた⁴。CAC48 (2024 年) では、ステップ 5 で予備採択されるとともに、CCFL49 までに作業を完了することとされた。その後、EWG で 2 度意見照会が行われた。⁵

今次会合においては、EWG における 2 度の意見照会を経て修正されたガイドライン案について議論が行われた。本会合に先立って、本議題に関する物理的作業部会 (PWG) が 5 月 10 日 (日) 9:30～16:30 にかけて開催された。また、我が国からは、本件に関する議場配付文書 (CRD) (FL49/CRD13) を提出した。

(主な議論)

<導入>

部会に当たって、EWG の議長である米国から、本部会に先立って開催された EWG 及び PWG の報告が紹介され、また、作業部会での議論及び決定の主要な点が説明された。

また、CCFL48 において要請された事項について説明され、CCMAS からの回答として、意図しないアレルギーの混入を検出・定量する検査法が利用可能であることが確認された旨等が説明された。それらを踏まえ、PWG の成果を本部会の議論の基礎とすることが提案され、CCFL49 はこれに合意した。

FAO 代表からは、FAO/WHO 合同専門家会合によるリスク評価ガイダンスに関する主要な勧告が紹介され、食物アレルギーのリスク評価は、定性的または定量的アプローチにより、すべての食品事業者が実施可能であること、キャパシティ・ビルディングについて各地域で同様の取組を実施することが説明された。

<セクション 4.2：定性的及び定量的リスク評価>

本会合において、アルゼンチンから、PAL の表示の判断は定量的リスク評価に依らずとも、定性的リスク評価によってのみ行うことが出来るという旨を明確化すべきとの意見が

³ FAO/WHO (2023) 'Risk assessment of food allergens'. PAL のレポートは Part 3.
<https://www.who.int/publications/i/item/9789240072510>

⁴ 第 115 回コーデックス連絡協議会資料 P54～ [115-2.pdf](#)

⁵ EWG における議論の詳細については第 122 回コーデックス連絡協議会資料参照 (P7～) [①【会議資料】第 122 回コーデックス連絡協議会資料](#)

示された。ブラジルもアルゼンチンの懸念に賛同した。これらの意見に対応し、EWG 議長国である米国から、リスク評価は定性的評価から開始し、必要に応じて定量的評価で補完することを明示する案が示され、当該案で合意した。これにより、必ずしも定量的リスク評価が必要ではないことが明確化された。

<セクション 4.3 : PAL 使用の判断>

PWG 冒頭には、EWG における意見照会を踏まえ、下記のような案が示されていた。

4.3 PAL **should only** be used when it is demonstrated that unintended food allergen presence cannot be mitigated to a level at or below the action level³ for a food allergen based on the reference doses in the table at 4.3.1

PWG では、上記規定の助動詞について、shall 又は should のどちらが適切か、また「only」の要否について議論が行われた。

韓国、タイ、中南米諸国（ブラジル、アルゼンチン、ペルー、ウルグアイ、パラグアイ）等数多くの国は、「only」は強制力が強すぎることに、また 4.2 において定量的評価だけでなく定性的評価によって PAL の使用について判断すると規定していることと相容れないことから、only を削除し単に should とすべきという意見を表明した。我が国も、CRD に即し should が適切であるという旨発言した。

一方、EU は、本ガイドラインの策定の主目的が PAL の過剰な使用を抑制することであることに鑑み、only の使用は必須であるとの見解を示した。また、豪州は、EU と同様の理由から only を付けることが好ましいが、only の使用に懸念を示す国との折衷案として、should only を shall に置き換えることを提案した。コスタリカもこれに賛同した。

しかしながら、タイが shall の使用に対して懸念を述べ、単なる「shall」の使用に対してもコンセンサスが得られなかったことから、議論は本会合に持ち越されることとなった。

本会合 3 日目の本議題に関する議論の冒頭に、議長から、PWG での議論を踏まえた折衷案として、下記の案が示された。

4.3 PAL shall be used when it is demonstrated that unintended presence of a food allergen(s) cannot be mitigated to a level at or below the action level for the allergenic food based on the reference doses in tables 4.3.1 for IgE mediated food allergy and 4.3.2 for coeliac disease, and it should not be used when unintended presence of food allergen(s) is below the action level.

議長から、本規定の意図としては、意図しない食物アレルギーの混入がアクションレベルを上回ることが確認された場合には PAL 使用しなければならない (shall) というものと、アクションレベル以下の場合には、PAL は使用すべきではない (should not) というものの 2 つがあることが説明された。当該提案については、ブラジルを含め、全体として合意が得られた。

日本は、本ガイドラインの目的が PAL の過剰使用を抑制することであるのであれば、ア

クシオンレベルを上回ることが確認された場合であっても should という表現で十分であり、shall を使用することは PAL を義務化することにつながりかねないため適切ではないとの見解を示した。

これに対し、議長は、アクションレベルを超過した場合には消費者にリスクをもたらすため、PAL は使用されなければならないとの食品安全上の観点からの説明をした。

タイは、本規定が十分に柔軟性を有していないとの懸念を示し、各国が自国の制度内で現実的かつ持続可能な形で規定を導入できる余地が確保するため、「各国の状況に応じて適切なリスク管理措置を決定するのは所管当局の責任であることを明記する」との脚注の追加を提案した。当該脚注の追加にはブラジル及びフィリピンから支持が表明されたが、米国やカナダから脚注の挿入は不要との見解が示され、結果として当該脚注は入らなかった。

そのため、タイは、参照用量を、PAL 使用判断の唯一の基準として義務的に適用することについて懸念を示し、自国の高感受性の消費者を十分に保護できない可能性があること、分析手法の不確実性及び限界があることを指摘し、本規定に留保を表明した。

INTERNATIONAL SPECIAL DIETARY FOODS INDUSTRIES (ISDI) は、参照用量は多様な集団に基づいて算出されており、すべての脆弱なサブグループに対して十分に妥当性確認されていない点に懸念を示し、脆弱な集団に対して十分な保護を提供しない可能性があることと指摘した。

これに対し、FAO 代表は、FAO/WHO 合同専門家会合において、多様な集団から得られた利用可能なすべてのデータを慎重に検討し活用したことを説明した。また、新たなデータが得られた場合には、本課題は将来的に再検討可能であると述べた。さらに、European Federation of the Associations of Dietitians (EFAD) は、利用可能なデータの約 75% が脆弱な集団に由来しており、脆弱な集団は評価において十分に代表されているとの見解を示した。

以上のような議論の結果、議長が提案した文章から所要の修正を経た上で、下記の案で合意した。

4.3 PAL shall be used where, following the application of appropriate mitigation measures, it is demonstrated that unintended presence of a food allergen(s) or gluten is above the action level for the allergic food based on the reference doses in tables 4.3.1 for IgE-mediated food allergy and 4.3.2 for coeliac disease. PAL should not be used when unintended presence of a food allergen(s) or gluten is at or below the action level.

<表 4.3.1 及び 4.3.2>

PWG において、EWG 等にて参照用量の表に小麦に対する参照用量として 5 mg を含めるべきであるとの意見が寄せられたことが報告された。

これに対し、FAO 代表は、小麦由来の総タンパク質 5 mg はグルテン 4 mg と同等であり、

いずれの値も IgE 媒介性アレルギー消費者を十分に保護できる値であると説明した。

議長は、IgE 媒介性食物アレルギーとセリアック病に対する参照用量の違いをより明確に示すため、参照用量を2つの表に分けることを提案した。

部会において、参照用量の表を、食物アレルゲン食品の参照用量の表と、グルテンの参照用量の表の2つに分離する案について、広く支持が得られた。

<セクション 4.3.3 : グルテンフリー表示>

PWGにおいて、議長から、専門家会合からの助言に従い、EWGにてPALと「グルテンフリー」表示が同時に存在し得る状況をどのように扱うかについて検討が行われ、PALが表示されている製品のラベルには「グルテンフリー」表示を行わないという点について合意が得られたことが説明された。当該案に対しては、広く支持が得られた。

<セクション 5.2.2 : May contain>

PWGにおいて、「or equivalent words」という概念、「may contain」の重要性、並びに柔軟性を認めることについて、意見が分かれた。

ASSOCIATION OF EUROPEAN COELIAC SOCIETIES (AOECS)を含む一部のオブザーバーは、単一のPAL文言のみを使用すべきであり、文言の多様化は消費者に混乱を与える可能性があるとして支持しなかった。これらの組織は、「may contain」を標準化された文言として支持した。

EUを含む一部のメンバーは、国際貿易の観点からは、すでに使用されていて、消費者にも理解されやすい「may contain」を用いる方が容易である可能性があるとの意見が示された。

日本は、言語表現は国や地域によって異なるため、各地域の当局が消費者にとって最も適切なメッセージを許容できるよう、一定の柔軟性を与えることが重要であると述べた。また、英国からは「not suitable for」のような表現も認められるべきとの意見、韓国からはCRDで「made in a factory that produces」のような表現も「may contain」と同等の用語として扱われるべきであるとの意見が示された。ブラジルは、自国において10年以上「may contain」を使用しているものの、国際的な視点からの柔軟性の付与に理解を示し、「equivalent words」にも考慮が必要であると述べた。

これらの議論を経て、EUから、「or equivalent words」の使用に関する判断は、所管当局に委ねられることを明確にするための追記が提案され、PWGにおいて当該案で合意した。合意された案は下記のとおり。

5.2.2 A PAL statement shall commence with the words **‘May contain’ (or equivalent words such as ‘may be present’, as determined by the competent authorities)** and declare the allergenic food(s) using the specified names for the foods and ingredients as listed in sections 4.2.1.4 and where applicable 4.2.1.5 of the General Standard for the labelling of pre-packaged foods (CX 1-1985).

<セクション 5.2.2 及び 5.2.3：用語としてのグルテンの使用>

豪州からの提案により、セクション 5.2.2 及び 5.2.3 に付随する脚注について、「rye (ライ麦)」や「barley (大麦)」の代替表現として他の用語を使用できることを明示することで合意した。改訂文は以下のとおり。

「小麦、ライ麦及び大麦の特定の名称に加えて、「gluten (グルテン)」という用語を使用することができる。許可される場合には、「cereals containing gluten」又は「gluten」の語を、ライ麦及び大麦の特定の名称の代わりに使用することができる。」

<キャパシティ・ビルディング>

議題 3 「FAO/WHO から提起された関心事項」において、第 23 回 CCASIA (2025 年 9 月) に先立って開催された FAO/WHO 主催の食品アレルギーリスク評価ワークショップについて紹介された。これを受けて、他の地域加盟国からも同様のワークショップ等の開催を求める意見が示された。Codex 事務局、FAO 及び WHO は、各地域と協力して、ワークショップ、研修、更には各国のニーズに応じたデジタルツールの提供を行う意向を示した。また、コミュニケーション及び教育も支援対象に含まれることが確認された。

以上の議論を経て、本ガイドライン案をステップ 8 に進めることが適当かとの議長の間に対し、豪州、米国、カナダ、ブラジル等多くの国が支持を表明した。一方、タイがセクション 4.3 に関して留保を表明した。

(結果)

以下の事項について合意した。

- (i) GSLPF の付属書として、PAL に関するガイドラインを追加し、ステップ 8 における最終採択のため CAC49 に送付すること。
- (ii) ガイドラインの策定について食品衛生部会 (CCFH) に通知し、the *Code of Practice on Allergen Management for Food Business Operators* (CXC 80-2020) との整合性を確保するための、新規作業の検討を要請すること。
- (iii) ガイドラインの策定について栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) に通知し、the *Standard for foods for special dietary use for persons intolerant to gluten* (CXS 118-1979) と本ガイドラインとの整合性の見直しの必要性について検討を要請すること。

また、キャパシティ・ビルディングの要請に関して、以下の事項について合意した。

- (i) FAO、WHO 及びコーデックス事務局に対し、特に食品アレルギーのリスク評価に関する研修及びキャパシティ・ビルディングの提供に関する加盟国からの要請を検討するよう求めること。また、今後開催予定の CCAFRICA、CCEURO、CCLAC、CCNASWP 及び CCNE の部会前後でのワークショップを検討すること。
- (ii) FAO 及び WHO に対し、アレルギーに関するリスク分析のためのデジタルツールについて、加盟国にて利用可能となるよう提供することを求めること。

議題 6：包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) の改正：ジョイントプレゼンテ

ーション及びマルチパック形態に関連する規定（ステップ4）

（経緯）

CCFL45（2019年）でコロンビアが詰め合わせ包装食品の表示に関する討議文書を用意したが、既存規格とのギャップが不明との指摘があった。これを受け、CCFL46（2021年）において改訂討議文書が示されたが、前部会と同様の指摘があり新規作業提案には至らなかった。

CCFL47（2023年）では、コロンビアから、食品の詰め合わせ販売が増加傾向にあることから、これに対応するためのGSLPFの修正が必要との説明があった。これに対し、一部から自国内では問題が生じていない旨が述べられたが、新規作業の開始への反対意見はなかったため、CAC46（2023年）に新規作業提案を提出し、コロンビアを議長、ジャマイカを共同議長とするEWGを設置し、ステップ3での意見照会と原案の作成を行うことが合意された。

CCFL48（2024年）では、EWGでの議論を経て示されたGSLPFの修正原案について議論が行われたものの、意見がまとまらなかったため、コロンビアを議長、カナダ、インド及びジャマイカを共同議長とするEWGを再設置した上で作業を継続することが合意された。EWGにおいて、日本は、詰め合わせ食品には様々な種類があり、食品表示における食品事業者の柔軟性を確保する必要性があること等の理由でGSLPFの改正自体に反対する立場を基本的にとってきたところである。ただし、改正を行う場合には、既存のGSLPFのセクション4（義務表示事項）の規定を見ると、原則として食品の容器外装に表示されることが求められていると考えられるため、この原則が曖昧にならないよう、基本的には容器外装に表示を行いつつも、外装が透明で中身の個別包装の表示が判読できる場合などには、外装に改めて表示をする必要は無いことを規定する形が望ましい旨のコメントを提出していた。

今次部会では、EWGでの議論を経て示されたGSLPFの修正原案について、改めて議論された。

（主な議論）

EWGの結果及び会期中に設置された作業部会での議論の結果を踏まえつつ、議論が行われた。

<セクション4.2.1(bis), 4.3.4及び4.7.1(vi)(bis)>

外装への義務表示の適用条件については、多くの加盟国が、セクション8.1.3.1で既に基本原則が明確になっており、追加的な詳細記述は不要であるとした。その結果、セクション8.1.3.1への参照を維持しつつ、個別包装の表示が外部から判読・識別できない場合には外装表示が必要となることを示す形で文言を補足する案が採用された。このアプローチはセクション4.2.1(bis), 4.3.4及び4.7.1(vi)(bis)に一貫して適用されることで合意した。

<セクション4.3.4>

正味量表示について、個数が容易に数えられない場合及び個別包装の表示が外部から判読・識別できない場合の扱いを明確化すべきとの提案がなされた。これに対して、外装表

示と個別包装表示の区別が不明確になることや規定間の整合性が損なわれること等の懸念が示され、結果として、規定の簡素化と明確化のため「個別に消費されることを意図した (and intended to be consumed separately)」の文言は削除された。

最終的に、以下で合意した。

- ・ 外装表示の義務を満たすことを前提に、個別包装への任意表示は妨げられないこと
- ・ 本規定は個別消費を前提とする場合に限定されないこと
- ・ 単一単位として販売される食品と個別包装食品の適用範囲を明確に区別すること

<セクション 4.7.1(vi) (bis) >

日付表示について、本規定は、原則として個別包装に含まれる最も早い日付を外装に表示すること及び異なる種類の日付がある場合には、安全に関する日付を優先して表示することを意図していることが確認された。また、本規定は最低限の表示要件を定めるものであり、追加的な日付表示（任意表示）は妨げられないことが明確化された。

最終的に、外装表示は「少なくとも最も早い日付を表示する (at least the earliest … shall be declared)」旨に修正し、追加表示が可能であることを明確化することに合意した。また、日付の種類の一覧は維持しつつ、規定全体の明確性を確保することとされた。

(結果)

合意に至った GSLPF の修正案について、ステップ 5/8 での最終採択のため CAC49 に送付することに合意した。

議題 7：緊急時における食品表示規定の適用に関するガイドライン（ステップ 4）

(経緯)

CCFL46（2021 年）において、米国から「非常時における食品表示除外」は新型コロナウイルス感染症のパンデミック下において得られた知見があること等から、討議文書を用意する旨申し出があり、CCFL の責任の範囲内において、討議文書を作成することとなった。

CCFL47（2023 年）では、いくつかの国又は地域で実際に食品表示規制の柔軟な適用について検討又は実施されたことが示され、このことは新規作業の有用性を示すものとされ、米国を議長とする EWG の設置が合意された。EWG では、ガイドラインの有用性、取り扱う範囲、「緊急事態 (emergency)」や「柔軟性 (flexibility)」等の定義の必要性、緊急事態の判断基準などについて議論された。

CCFL48（2024 年）では、EWG の議論を踏まえて更新されたプロジェクトドキュメント及びガイドライン草案に基づき議論が行われた。その結果、プロジェクトドキュメントに必要な修正を加えた上で、総会に新規作業開始の承認を求め、米国を議長とする EWG を設置し作業を行うことに合意した。

その後の EWG において、日本はガイドライン草案に対し、「日本では、大規模な自然災害が発生した際などには、食品表示の弾力的運用の課長通知を発出し、食物アレルギー表示及び消費期限以外の義務的表示事項については表示されていなくても当面の間取締りを行わないという対応をとっていることも踏まえ、災害発生状況については国により事情が異

なることから、各国の管轄当局が食品表示の弾力的運用について検討することが望ましく、本ガイドラインは具体的で複雑なものではなくハイレベルなものとするべき」との意見を提出している。

今次部会の直前にバーチャル作業部会（VWG）が開催され、EWGでの議論を踏まえて修正されたガイドライン草案についての議論、修正が行われた。今次部会においては、VWGでの修正が反映されたガイドライン草案について検討が行われた。

（主な議論）

VWGでの議論を踏まえて作成されたCRD03に基づき議論が行われた。

< 2. 適用範囲 >

本ガイドラインは、管轄当局のみが用いるものであり、他の主体はその使用対象から除外されるべきであるとのコンセンサスがVWGを通して得られていたことから、本会議で改めて、本ガイドラインは必要な柔軟性を提供するとともに、緊急事態が悪用されることを避けるためにも、適用範囲は管轄当局のみであることについて合意がなされた。

< 3. 緊急事態における食品表示の柔軟性に関する一般的記載 >

< 3.1.1 脆弱な集団 >

ナイジェリアは、緊急事態における表示の柔軟化に伴う潜在的リスクへの懸念の観点から乳幼児向けの食品を本ガイドラインの対象範囲から除外するように求め、オブザーバーのEUROPEAN NETWORK OF CHILDBIRTH ASSOCIATIONS（ENCA）とINTERNATIONAL BABY FOOD ACTION NETWORK（IBFAN）はこれを支持した。一方で、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、インド等は、乳幼児等の脆弱な集団向けの食品を一律に対象外とすることに反対し、緊急時にはこうした食品こそ不足する可能性があるため、柔軟な対応が有効と主張した。こうした議論を受け、議長が修正案を示し、多くの国が修正案を支持した。

（修正案）

Ensure that the proposed flexibilities do not introduce any specific risks for vulnerable populations within the country where the food will be consumed (e.g. infants, young children, persons with special dietary needs).（提案された柔軟な措置が、食品が消費される国内の脆弱な人々（例：乳幼児、幼児、特別な食事制限のある人）に特有のリスクをもたらさないことを確認する。）

< 3.2.2 輸入国の同意 >

表示の柔軟化の対象となる製品が輸出される場合に、輸入国の管轄当局の合意が必要であることについて議論し、輸出前に輸入国の合意を得ることを本ガイドラインに定めることで合意がなされた。

最終的に、本ガイドラインはハイレベルな文書であり、必要な安全策も盛り込まれていることから、多くの国の支持を得て合意がなされた。

(結果)

本ガイドラインをステップ 5/8 での最終採択のために CAC49 に送付し、また、本ガイドラインの作業完了について、他のコーデックス部会に通知することになった。

議題 8 : 今後の作業と新たな課題

<いわゆる超加工食品 (UPF) >

(主な議論)

討議文書の作成国であるケニアより、CCFL の新規作業候補として提出されていた、いわゆる超加工食品 (UPF) に関する項目について、これまで CCFL で議論された経緯がないことから、「委員会が特定した過去作業」のインベントリから削除し、新規作業候補として扱うか検討すべきである旨の示唆があった。これを受け、議長が UPF をインベントリに含めるべきかについて加盟国の意見を求めたところ、EU、米国及びカナダから、UPF に関する討議文書やプロジェクトドキュメントが提出されておらず、新規作業開始を支持する十分な根拠がないこと、UPF の定義について科学的コンセンサスが確立していないこと、さらに食品表示との関係を含め、CCFL のマニフェストとの関連性が現時点では明確でないことから、この段階で新規作業を開始するのは時期尚早であるとされた。

(結果)

作業インベントリから UPF を削除することに合意した。

<CCFL での今後の作業>

(主な議論)

議長は、CCFL49 において 3 件の議題が最終採択に向けて進んだことで、今後の会合では追加的な議題を検討する余地が生じたことを指摘した。加盟国は概ね、CCFL の戦略的フォワードプランに関する討議文書を CCFL50 で検討することを支持し、特に、将来の活動を優先順位付けするための体系的枠組みの構築及び科学的知見や規制動向の変化を踏まえた既存のコーデックス文書のレビューの重要性が強調された。

(結論)

以下に合意した。

- i. 既存文書のレビューの必要性及び優先順位付け等に関する CCFL の戦略的フォワードプランに関する討議文書を作成すること。
- ii. ニュージーランド (議長)、豪州 (副議長) に、ホスト国 (カナダ) 及びコーデックス事務局の支援の下、討議文書を作成するよう要請すること。
- iii. コーデックス事務局に対し、加盟国およびオブザーバーから討議文書作成に資する情報提供 (新たな課題や既存文書の改訂等の新規作業提案を含む。) を求めるため、回付文書 (CL) を発出するよう要請すること。

議題 8.1 アルコール飲料への食品表示規定の適用に関する新規作業提案

(経緯)

CCFL45 (2019年)において、アルコール飲料の表示に関する文書に関して次の5つの勧告が示され、どの勧告に基づき検討を進めるか議論が行われた。WHOからは、消費者が容易にアルコール量を理解できる表示が必要等との主張があった。次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU、インドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。

勧告1 新たな規格の策定作業の開始

勧告2 既存の規格(「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」等)でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示・栄養表示の改訂の検討開始

勧告3 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示の改訂の検討開始

勧告4 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始

勧告5 新規作業を開始しない

CCFL46 (2021年)では、COVID19が原因で討議文書は準備できなかったが、引き続き討議文書の作成を行いたい旨ロシアから発言があった。今次会合では本件に係る議論は行われなかったが、WHOから、この議題は公衆衛生上有益であるため、討議文書の作成を支援する旨の発言があり、次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU、インドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。

CCFL47 (2023年)でも討議文書は準備されていなかった。ただし、WHOとEUROCAREからCRDが提出されていたこともあり、本議題を部会のアジェンダとして残すか否かが議論された。WHOの担当者は本議題の重要性について強調し、これに賛同する加盟国もあったが、この議題を主導しようとする加盟国は現れなかった。WHOはそこで、WHO自身が討議文書を作成する旨を提案した。加盟国でもないWHOが討議文書を作成することに疑問を呈する加盟国もあったが、コーデックス事務局は、FAOまたはWHOの事務局長が議題を設定することができるかと述べた。コーデックス事務局は、コーデックスの表示に関する既存の文書はアルコール飲料にも適用されているが、にも拘わらず一部の加盟国においてはどのように適用されているように見えないと述べた。次回会合でもこの議題を検討すること、この議題に対しコーデックス委員会が取りうる将来の行動に関して事務局がCLを発出すること、CLの結果に基づいてWHOが討議文書を作成することが、合意された。

CCFL47後発出されたCLは、第一問で、酒類の表示に必要な項目はどのようなものがあるかを聞き、第二問でコーデックスが酒類の表示に関する新規文書を作成することの要否を聞く、という構成だったが、日本は両問に回答するに先立って、以下の一般的意見を述べた。

①食品に適用されるコーデックスの各種規格等は、日本では主に「食品表示基準」が担保している。当該基準は、食品表示に関連する既存のコーデックス文書同様、原則アルコール飲料を含む全ての食品に適用されている。

②各国・地域では、既にアルコールを含む食品の表示が制度化されており、現時点で特段の不都合が生じている状況にはないと承知している。したがって、CCFLが、アルコ

ールを含む食品それぞれについて、表示の規定を設ける必要があるとまでは言えない。

③アルコール飲料の各種規制（名称、原材料、表示等）については、各国・地域の法令や各酒類の事業者団体による自主基準等に委ねられるべきと考える。

④もし、既存のコーデックス規格をアルコール飲料に適用しにくいという加盟国があったとしても、新しいコーデックス規格を策定するのではなく、既存のコーデックス規格及び関連文書を改訂すれば良いと考える。

なお、その後の CCFL48 にて WHO から出された討議文書では、CL への回答を分析した結果、多くの国がアルコール飲料の表示について新しい取組を行うことに賛同している、と結論付けている。

おって、各国の CL への回答を確認すると、例えば EU、米国、カナダは、第1問、第2問の回答欄は空欄のままでアルコール飲料の表示に関して、既存のさまざまなルールに上乗せしてコーデックスが新たな文書を作成する必要はないと回答している。また、英国やニュージーランドは（日本と同様）回答欄にも記入したうえで、コーデックスが新たな文書を作成する必要はないとのコメントを記入している。

CCFL48（2024年）では、討議文書にて、WHO は、以下の事項を検討するよう部会に勧告した。

①アルコール飲料向けの義務的表示事項の策定とその適用範囲の決定

②コーデックス文書における「食品」の定義の見直しと「飲料」「ノンアルコール飲料」「アルコール飲料」の定義の策定

③既存のコーデックス文書がアルコール飲料に適用される旨の新たな規定の追加や、上記①②を反映させた、既存のコーデックス文書の改訂・修正

新たな作業を行うことを支持する加盟国もあった一方、我が国も含め複数の国から、既存のコーデックス文書はアルコール飲料もカバーしており作業の必要性が認められない等の意見があった。

明確なプロジェクトドキュメントの作成や作業の主導を申し出る加盟国がおらず、実施する作業の範囲も合意できていない中で、CCFL として作業を進めるのかどうか決定することができなかったことから、本作業については将来作業の目録の中に留め置くことになった。

今次部会では、タンザニアが、アフリカ諸国、ノルウェー及び WHO の協力を得て、以下の通り部会に提案し、本提案文書に基づき議論が行われた。

①既存のコーデックス規格では、アルコール飲料特有の表示や健康上の警告表示等の表示事項の記載がないため、既存のコーデックス規格の改正作業を行うことを提案する。

②今回の部会で賛同が得られるのであれば、次回部会に向け、改正の草案を作成する EWG を設立したい。

（主な議論）

新たな作業は、アルコール飲料の表示に係る各国の制度の違いによる貿易紛争の防止につながるなどとして、作業の開始を支持する加盟国もあった一方、我が国や米国も含め複

数の国から、既存のコーデックス文書は既に各国がアルコール飲料の表示に係る制度を設計する上で十分な情報を与えており、作業の必要性が明確でないとともに、新たな作業はアルコール飲料に対する過剰な規制につながるものが懸念されるなどとして、作業の開始に反対した。

これを受け、タンザニアは、提案の意図はアルコール消費を規制することではなく、CCFLの権限内でのアルコール飲料の表示規定を検討することであると主張した上で、まずはアルコール度数の表示など加盟国間での合意が得られやすい事項に絞って作業をする方針で、EWGでの検討を開始してはどうかと提案した。

作業範囲の更なる精査を支持する意見もあったものの、我が国を含む新規作業に反対する複数の国は、作業範囲を狭めることは根本的な懸念を解消しないと述べるとともに、新たな作業に関する合意がない限りEWGを設立するのは適切でないと指摘した。

(結果)

以下の通り総括された。

- i 現時点で、加盟国間で、アルコール飲料の表示に関する新たな作業を開始する合意はないとされた。
- ii 本議題は、CCFLの将来作業のインベントリに残すこととなり、次回以降、新たな討議文書を加盟国が作成することができるとされた。

議題 8.2 既存のコーデックス文書に定められている『小型包装』への表示規定の適用及びそれに関連する免除規定について、より統一的な適用を図るための指針的定義に関する新規作業提案

(経緯)

GSLPF及び栄養表示ガイドライン(CXG 2-1985)をはじめとしたコーデックス文書においては、食品の容器包装における最大表示可能面積が一定以下の場合又は「小型単位 (small units)」である場合、原材料、ロット識別、日付表示及び保存方法並びに栄養成分等の義務表示を省略できることとなっている。しかしながら、「小型包装 (small packs/packages/packaging)」については明確な定義が存在していないものの、栄養表示ガイドラインをはじめとしたいくつかのコーデックス文書においてこれらの用語が用いられている。

こうした中、CCFL47 (2023年)において、国際チューインガム協会 (ICGA) から、各国間で表示規制の適用免除対象となる「小型包装 (small packs)」の定義にばらつきがある現状を踏まえ、貿易障壁の低減及び消費者保護の観点から「小型包装 (small packs)」の定義の再検討を提案する可能性が示唆された。

CCFL48 (2024年) では、ICGAから容器包装前面栄養表示 (FOPNL) との関係を含め、小型包装の基準を見直す提案があったものの、いずれの加盟国からも正式な支持や作業主導の申出はなく、本件を将来作業のインベントリに留め置くこととなった。

今般、ICGAから、GSLPF及び栄養表示ガイドラインに規定された小型包装に関する免除規定について、各加盟国の実施状況に関する包括的な情報収集をすること及び当該情報を

踏まえて「小型包装small packs」という用語の解釈に関する追加的な指針を策定することを目的とする新規作業の提案があった。

今次部会では、ICGA から提出された文書に基づき、本新規作業提案について議論した。

(主な議論)

本新規作業の開始に対しては、概ね加盟国からの支持が示された。パナマからは本件への支持とともに、本新規作業を主導する意向があるとの発言があった。他の加盟国（ブラジル、メキシコ）は、「小型包装」の定義の策定により表示規定の適用における明確性と一貫性が向上する点などを評価した。他方、一部の加盟国（チリ、ニュージーランド）は、技術的又は公衆衛生上の必要性が示されていないことや、各国の既存の定義や枠組みで既に対応可能であること、具体的な貿易障害が生じているとの十分な証拠がないこと等を理由に、本作業を支持しなかった。

議長は、加盟国から概ね支持が示されたことを踏まえ、本プロジェクトドキュメントについて、コンセンサスが得られる場合には本新規作業をCACによる承認に付託することを視野に、今次会合において検討するよう提案した。しかしながら文書全体を精査する時間がなかったことから、本議題は将来作業のインベントリに維持し、プロジェクトドキュメントの修正のためのCLを発出し、次回会合で引き続き検討することに合意した。

(結果)

以下に合意した。

- i. 加盟国から新規作業に対する概ねの支持が示されたことを踏まえ、本議題をCCFLの今後の作業及び方向性に関する議題の下で、将来作業のインベントリに留めること。
- ii. コーデックス事務局に対し、プロジェクトドキュメントに関する加盟国からの意見提出を求めるため、CLを発出するよう要請すること。
- iii. パナマがICGAと協働し、CCFL49での議論及びCLに対するコメントを踏まえて討議文書及びプロジェクトドキュメントを更新し、CCFL50での検討に付すること。

議題9：その他の事項

(結果)

その他に討議すべき事項はないことを確認した。

議題10：次回会合の日程及び開催地

(結果)

次回部会は暫定的に18ヶ月後の開催としており、開催地は未定であるとした。最終的な調整は開催国とコーデックス事務局による確認を経ることとした。

議題11：報告書の採択

報告書案について各国等からのコメントを適宜反映のうえ採択された。なお、我が国は議題5のセクション4.3 (PAL使用の判断) に関する我が国コメントが反映されるようコメ

ントをし、反映された。

食品表示部会（CCFL）の作業と今後のアクション

責任部局	目的	事項	作業 No.	ステップ
CCEXEC90 CAC49	クリティカルレビュー ／採択	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格附属書(CXS 1-1985)：予防的アレルギー表示の使用に関するガイドライン	N10-2019	8
		包装食品の表示に関するコーデックス一般規格(CXS 1-1985)改定：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形態に関連する規定	N06-2023	5/8
		緊急時における食品表示規定ガイドライン	N20-2024	5/8
CCEXEC87 CAC47 CCSCH	情報提供／ 作業	香辛料の食品表示における「収穫国」の使用及び原産国の義務表示に関する結論		
CCASIA CCFA CCFFV CCFO CCNE CCSCH	情報提供	CCFL における承認に関する決定／勧告		
CCSCH	情報提供	コーデックス商品規格における義務規定は、GSLPF と整合していなければならない、いかなる適用除外も明確かつ十分に正当化されなければならない。		
全ての関連する部会	情報提供	GSLPF の食品名に関する規定の適用について慎重に検討し、必要に応じてこれらを取り入れること		
		緊急時における表示規定の適用に関するガイドラインの作業が完了したことに留意すること		
CCFH/ CCNFSDU	情報提供／ 作業	PAL の使用に関するガイドラインの完成を踏まえ、PAL と、 i) CXC 80-2020 (CCFH) 及び ii) CXS 118-1979 (CCNFSDU) との整合性を確保するための新規作業について検討すること		
FAO/WHO/ Codex 事務局	作業	<ul style="list-style-type: none"> PAL (予防的アレルギー表示) の実施に関する各国への研修及び能力構築活動 アレルギーのリスク分析に関するデジタルツールを加盟国に提供すること 		

ニュージーランド 豪州 CCFL49	起草／議論	CCFL の戦略的な将来計画（今後の作業および方向性を含む）に関するディスカッションペーパーを作成
パナマ	起草	小型包装に関する定義についての討議文書及びプロジェクト文書の更新
Codex 事務局	作業	サーキュラーレターの発出 i. 新規作業提案、規格の更新及び新たに生じた課題に関する提案 ii. 小型包装に関するプロジェクト文書へのコメント

第49回コーデックス食品表示部会 (CCFL49) 概要報告

令和8年6月
消費者庁食品表示課

第49回コーデックス食品表示部会（CCFL49）：議題一覧

番号	議題名
1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
2.1	香辛料の食品表示における原産国の義務表示に加えた『収穫国（country of harvest）』の使用について
3	FAO/WHOから提起された関心事項
4	コーデックス規格案における表示事項の検討(承認)
5	包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）の附属書：予防的アレルギー表示（PAL）の使用に関するガイドライン（ステップ7）
6	包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形態に関連する規定（ステップ4）
7	緊急時における食品表示規定の適用に関するガイドライン（ステップ4）
8	今後の作業と新たな課題
8.1	アルコール飲料への食品表示規定の適用に関する新規作業提案
8.2	『小型包装』への表示規定の適用及びそれに関連する免除規定についての指針的定義に関する新規作業提案
9	その他の事項
10	次回会合の開催日と開催地
11	報告書の採択

議題2.1：スパイスの「収穫国」表示について

背景（CCFLによる承認事項）

- CCSCCHによるサフラン規格において、「収穫国」表示を義務表示とすることについて
- EWG等での議論を通じて9つの勧告が示された

主な議論

- 9つの勧告については、修正を付したうえで全て承認
 - 勧告3：食品の性質の変化といった技術的詳細については、専門性を有する個別食品部会が扱うべき
 - 勧告9：コーデックス表示規定の範囲及びCCFLの権限について、以下に焦点を当て再整理
 - 健康、安全、公正取引に焦点を当てていること
 - 製品のプロモーションは、自主的表示を通じて行うことが可能であることに加え、コーデックス以外にも利用可能な既存の枠組み（地理的表示など）が存在すること
- 乾燥サフランについては、原産国と収穫国が同一であることを原則とし、これをサフラン規格の表示規定に反映するうえでの3つの選択肢が議長から示された。日本はオプション3を支持。
 - i. 原産国及び収穫国は義務表示／収穫地域及び収穫年は任意表示
 - ii. 原産国又は収穫国は義務表示／収穫地域及び収穫年は任意表示
 - iii. 原産国は義務表示／収穫地域及び収穫年は任意表示

* i~iii共通で、本規格において原産国と収穫国は同一である旨の脚注あり

結論

- 議論の結果をCACに報告するとともに、9つの勧告をCCSCCHに共有
- GSLPFと整合しない義務表示規定についてCCFLの承認を求める際には、その内容を明確化及び正当化するようCCSCCHに通知
- コーデックス事務局に対して、CCSCCH向けのワークショップ等の開催を検討するよう勧告

2

議題5：PALにおけるこれまでの経緯

2017年 (CCFL44)	今後の作業に係る議論にて、オーストラリアが議長となり、英国と米国が協力し討議文書を作成することに合意
2019年 (CCFL45)	次の議題について討議を開始 <ul style="list-style-type: none">• 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF）の改訂• 予防的アレルギー表示ガイダンス（PAL）の新規策定
2023年 (CCFL47)	EWGを再設置してCCFL48に向けて引き続き作業を行うことに合意（ステップ2に差戻し） CCMASに対し、食品中のアレルギー（タンパク質）を測定するためのサンプリングを含む分析法の提案を求めることに合意。
2025年 (CCFL48)	EWGを再設置してCCFL48に向けて引き続き作業を行うことに合意（ステップ5） FAO/WHOに対し、定性的リスク評価に関するガイダンス、グルテンを含む穀物の参照用量 又は濃度に関する科学的助言等を提供するよう求めることに合意。
～2026年	2回のEWGを実施 CCMASにて食品中のアレルギーを測定するための分析法の議論を実施 FAO/WHOにてグルテン等に関する議論を実施
2026年 (CCFL49)	5月9日PWG、5月12日サイドイベントを踏まえ討議を実施

議題5：予防的アレルギー表示ガイドライン案概要及び今後の対応

目的	予防的アレルギー表示（PAL）が効果的に使用されるように、一貫し調和した方法について整えること。
適用範囲	交差接触による食物アレルギーの意図しない混入のリスクがあることを示すために包装食品のラベルに使用されるPALに適用。
一般原則	<p>① PAL 使用の前提条件 PALの使用は、適切なアレルギー管理を行っても意図しない混入を防止又は制御できない場合に限定されるものとする（shall be restricted）。</p> <p>② PAL使用の決定 PAL使用の決定は、リスク評価の結果に基づくべきであり（should）、<u>定性的リスク評価から開始し</u>、必要に応じて定量的リスク評価によって補完され得る。</p> <p>③ アクションレベルに基づくPALの使用/不使用の決定 適切な低減措置を実施した後に、意図しない食物アレルギーの混入が<u>参照用量（RfD）に基づくアクションレベルを上回る</u>ことが確認された場合には、PALを使用しなければならない（shall be used when）。 意図しない食物アレルギーの混入が<u>アクションレベル以下</u>である場合には、PALは使用されるべきではない（should not be used when）。</p>
表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・GSLPFにおけるアレルギーの表示方法に係る規定が適用される。 ・PALは、「May contain」という文言（または管轄当局が認める「may be present(含まれている可能性がある)」等の同等の表現）で開始しなければならない。

今後の対応



日本における参照用量、定性的リスク評価に係る課題を整理するため、調査等を実施する必要。

4

議題5：意図しない混入に対する表示の制度について

日本の制度

食品表示基準に基づく食物アレルギー表示の運用（主に定量的な評価）

	原材料としない（防ぎきれない混入）			
タンパク質量	含有しない	数µg/g含有レベルに満たない含有	数µg/g含有レベル以上含有	常に 数µg/g含有レベル以上含有
アレルギー表示	① 表示不可	② 表示の必要はない	③ 注意喚起表示※を推奨	④ アレルギー表示をする必要がある（義務）

低

総タンパク質量の濃度レベル

高

※例：「この製品は〇〇を使用した製品と同じラインで製造しています。」

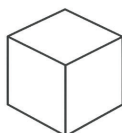
PAL表示

「意図しないアレルギーの混入を表示する」場合の規定（定性的な評価を含むリスク評価）

	意図しない混入			
タンパク質量	アクションレベル※未満		変動	アクションレベル以上
現状（規定なし）	○	○		○
ガイドライン作成後	×	×		○
日本	×	△	○	-（義務表示）

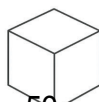
※アクションレベル = 参照用量（RfD：食品由来の総タンパク質量mg） / 食品の量（1回の食事量kg）

卵の場合
（参照用量2.0mg）



1回の食事量
1kg

アクションレベル
2.0 ppm



1回の食事量
0.5kg

アクションレベル
4.0 ppm



1回の食事量
0.1kg

アクションレベル
20 ppm

5

議題5：ステップ7：予防的アレルギー表示ガイドライン案（目的）

1. 目的

考え方

本ガイドラインの目的は「PALの過剰使用を防ぐこと」である旨が示されている。日本の注意喚起表示については、「単なる「可能性表示」は、食物アレルギー患者にとって避けるべき品目が含まれていない食品について、患者の選択の幅を狭めてしまうおそれがあります。」として過剰使用を防ぐべき旨示しており※、本ガイドラインの考え方と整合している。

※ 消費者庁次長通知（消食表第139号平成27年3月30日）

To facilitate a consistent and harmonized approach to the effective use of precautionary allergen labelling (PAL) for communicating to consumers with food allergy or coeliac disease about the risk from the unintended presence of a food allergen(s) due to cross-contact¹ with allergenic food(s).

交差接触による食物アレルギーの意図しない混入によるリスクについて、食物アレルギー又はセリアック病を有する消費者に対して適切に情報提供するため、予防的アレルギー表示（PAL）の効果的な使用に関し、一貫性及び調和のとれたアプローチを促進することを目的とする。

補足：部会では、本ガイドラインの目的の一つとして「PALの過剰使用を防ぐこと」である旨が示されている。

6

議題5：ステップ7：予防的アレルギー表示ガイドライン案（適用範囲）

2. 適用範囲

考え方

日本の注意喚起表示については、「通常、原材料として扱われないものによるコンタミネーションが考えられる場合は、欄外記載による注意喚起が望ましい。」としており※、本ガイドラインの規定と整合している。

※ 消費者庁次長通知（消食表第139号平成27年3月30日）

These guidelines apply to PAL when used in the labelling of pre-packaged foods to indicate the risk from the unintended presence of a food allergen(s) caused by cross-contact with allergenic food(s).

交差接触※による食物アレルギーの意図しない混入によるリスクを表示するために、包装食品の表示においてPALが用いられる場合に適用される。

※ Allergen cross-contact：アレルギー食品や原材料が、当該アレルギー食品を含まないはずの他の食品に意図せず混入する場合に発生（CXC 80-2020）。

補足：CCFL48のレポートでは、「ガイドラインは義務的なものではなく任意のものであり、各加盟国は自国又は地域の状況に応じて、よりリスクに基づき柔軟に適用可能な国内法要件を設けることができること。この点は世界貿易機関（WTO）協定とも整合的である。」と取りまとめられている。

議題5：ステップ7：予防的アレルギー表示ガイドライン案（定義）

3. 定義

考え方

日本の注意喚起表示については、「通常、原材料として扱われないものによるコンタミネーションが考えられる場合は、欄外記載による注意喚起が望ましい。」とし、そのための管理措置として「生産ラインでどのような原材料を用いた食品を製造しているかを管理し、必要に応じて消費者に情報提供することが望ましいです。」としており※、事業者による一定の管理措置が行われることを前提としている。

※ 消費者庁次長通知（消食表第139号平成27年3月30日）

For the purpose of these guidelines, the following definition shall be used in conjunction with the definitions in Section 2 of the *General Standard for the labelling of pre-packaged foods* (CXS 1-1985):

“Precautionary allergen labelling” is a statement made in the labelling of pre-packaged foods to indicate a risk from the unintended presence of a food allergen(s) due to cross-contact with an allergenic food(s) that has been identified by a risk assessment.

本ガイドラインの適用に当たっては、the *General Standard for the labelling of pre-packaged foods* (CXS 1-1985) 第2節の定義と併せて、以下の定義を用いるものとする。

Precautionary allergen labellingとは、リスク評価により特定された、交差接触に起因する食物アレルギーの意図しない混入によるリスクを示すために、包装食品に行われる表示をいう。

8

議題5：ステップ7：予防的アレルギー表示ガイドライン案（一般原則①）

4. 一般原則①（PAL 使用の前提条件）

考え方

日本の注意喚起表示については、「コンタミネーション防止対策の徹底を図ってもなおコンタミネーションの可能性が排除できない場合については、アレルギー疾患を有する者に対する注意喚起表記を推奨する」としており※、本ガイドラインの考え方と整合している。

※ 消費者庁次長通知（消食表第139号平成27年3月30日）

4.1 Effective food allergen management practices, including controls to prevent or minimize the unintended presence of a food allergen(s) caused by cross-contact with allergenic foods, shall be implemented in accordance with the *Code of practice on allergen management for food business operators* (CXC 80-2020). The use of PAL shall be restricted to those situations in which the unintended presence of a food allergen(s) cannot be prevented or controlled using these allergen management practices.

（交差接触による食物アレルギーの意図しない混入を防止又は最小化するための管理を含む）効果的な食物アレルギー管理措置は、*Code of practice on allergen management for food business operators* (CXC 80-2020) に従って実施されなければならない。
PALの使用は、これらのアレルギー管理措置によって食物アレルギーの意図しない混入を防止又は管理することができない場合に限って行われるものとする。

議題5：ステップ7：予防的アレルギー表示ガイドライン案（一般原則②）

4. 一般原則②（PAL使用の決定）

考え方

日本の注意喚起表示については事業者による一定の管理措置が行われることとなっているが、本ガイドラインで示された定性的リスク評価についてはFAO/WHOの専門家会合の報告書に示されたものである。こうした中、日本の規定がPALの規定にどう対応するものかなど、国内事業者の製造等について調査を行い、考え方について整理を行う。

4.2 The decision to use PAL should be based on the findings of a risk assessment^{2,3}, which begins with qualitative risk assessment and may be supplemented with quantitative risk assessment of unintended food allergen presence.

PAL使用の判断は、リスク評価の結果に基づくべきであり、当該リスク評価は、意図しない食物アレルギーの混入に関する定性的リスク評価から開始し、必要に応じて、定量的リスク評価によって補完され得る。

解説：PAL使用の判断を支えるリスク評価の方法を明確にするため、リスク評価は定性的評価から開始し、必要に応じて定量的評価で補完することが明示された。
明示の意図としては、必ずしも定量的リスク評価が必要ではないことを明確化するものとされている。

10

議題5：ステップ7：予防的アレルギー表示ガイドライン案（一般原則③）

4. 一般原則③（アクションレベルに基づくPALの使用/不使用の決定）

考え方

日本の注意喚起表示については、数ppmレベルの意図しない混入での表示を推奨しているが、本ガイドラインに基づくアクションレベルにより管理する規定と管理レベルとして差が生じる可能性があるため、日本の参照用量について整理を行う。

なお、アクションレベル以下の場合であっても、科学的根拠に基づきつつより安全側に立ち注意喚起表示を行うことは、本ガイドラインにおいても許容されているため、今後も実質的に従前と同様。

4.3 PAL shall be used when, following the application of appropriate mitigation measures, it is demonstrated that unintended presence of a food allergen(s) is above the action level for the allergenic food based on the reference doses in table 1 for IgE-mediated food allergy and table 2 for coeliac disease. PAL should not be used when unintended presence of a food allergen(s) is at or below the action level.

適切な低減措置を実施した後に、意図しない食物アレルギーの混入が参照用量（表1：IgE介在性食物アレルギー、表2：セリアック病）に基づくアクションレベルを上回ることが確認された場合には、PALを使用しなければならない（shall be used when）。

意図しない食物アレルギーの混入がアクションレベル以下である場合には、PALは使用されるべきではない（should not be used when）。

補足：shallを用いるかshouldを用いるかに関して、アクションレベル以下である場合について新たに文言が追記された。
・アクションレベルを上回ることが判明した場合：消費者の健康保護の観点から、そのような状況が判明した場合は表示すべき（shall）とされた。
・アクションレベル以下である場合：shouldを用いた文言が新たに追記されたことにより、アクションレベル以下である場合にも、規制当局がより安全側でPALを使用できるとする62定の柔軟性が確保された。

11

議題5：【参考】一般原則③（PALの使用要否に関するCCFL49での討議）

4.3に対する日本の対応

本ガイドラインの目的がPALの過剰使用を抑制することであるのであれば、アクションレベルを上回ることが確認された場合であっても**should only**という表現で十分であり、**shall**を使用することはPALを義務化することにつながりかねないため本ガイドラインの趣旨に照らしても適切ではないと発言。

議長の回答

アクションレベルを超過した場合には消費者にリスクをもたらすため、PALは使用されなければならない（**shall**）旨の食品安全上の観点から発言。

12

議題5：【参考】ステップ7：予防的アレルギー表示ガイドライン案（概要）表1、2

表1 参照用量
(IgE媒介性食物アレルギー)

Allergenic food(s) (IgE-mediated food allergy)	Reference dose (RfD) (mg total protein from the allergen)
Almond	1.0
Brazil nut	1.0
Cashew	1.0
Pistachio	1.0
Macadamia	1.0
Pine nut	1.0
Walnut	1.0
Pecan	1.0
Celery	1.0
Mustard	1.0
Peanut	2.0
Egg	2.0
Milk	2.0
Sesame	2.0
Hazelnut	3.0
Wheat	5.0
Fish	5.0
Buckwheat	10.0
Lupin	10.0
Soy	10.0
Crustacea	200.0

表2 参照用量
(セリアック病)

Allergenic food(s) (Coeliac disease)	Reference dose (RfD) (mg of total gluten from all relevant sources)
Cereals containing gluten:*	4.0
- wheat and other <i>Triticum</i> species	
- rye and other <i>Secale</i> species	
- barley and other <i>Hordeum</i> species and products thereof	

† これには、*Triticum*属、*Secale*属及び*Hordeum*属に属するグルテンを含む穀類（これらの属に属する交雑系統を含む）であるスペルト小麦、コラサン小麦、その他の特定の穀類が含まれる。

* オート麦は、*General standard for the labelling of prepackaged foods* (CXS 1-1985) において、アレルギー食品として記載されている（第4.2.1.5項）。

しかしながら、セリアック病を有する者は、オート麦の摂取により、小麦、大麦又はライ麦との交差接触に起因して反応を示す可能性があるため、オート麦についてはグルテンに関する特定の参照用量は設定されていない。

議題5：【参考】ステップ7：予防的アレルギー表示ガイドライン案（4.3.1）

4.3.1 Where a reference dose is not established for a particular allergenic food in the table 1 above, regional/ national authorities can establish a reference dose consistent with recognized principles⁵ for the purposes of determining an action level.

表1において参照用量が設定されていない場合には、地域又は各国の規制当局は、アクションレベルの設定を目的として、認められた原則⁵と整合する参照用量を設定することができる。

⁵ FAO and WHO (2022). Risk Assessment of Food Allergens - Part 2: Review and establish threshold levels in foods of the priority allergens. <https://doi.org/10.4060/cc2946en>.

14

議題5：ステップ7：予防的アレルギー表示ガイドライン案（表示方法）

5.表示方法

考え方

日本の注意喚起表示については、「単なる「可能性表示（“～を含む可能性がある”という表現）」」を許容はしていない。今回のPALでは May contain以外の表現も同等の表現として認められ、各国における言語表現や文化等を考慮して一定の柔軟性が担保された。

5.2.2 A PAL statement shall commence with the words ‘May contain’ (or equivalent words such as ‘may be present’, as determined by the competent authorities) and declare the allergenic food(s) using the specified names for the foods and ingredients as listed in Sections 4.2.1.4 and where applicable 4.2.1.5 of the *General Standard for the labelling of pre-packaged foods* (CXS 1-1985).

PALは、「May contain（～を含む可能性がある）」という文言（または管轄当局が認める「may be present（含まれている可能性がある）」等の同等の表現）で開始しなければならない。また、表示対象となるアレルギー食品については、「*General Standard for the labelling of pre-packaged foods*（CXS 1-1985）」第4.2.1.4項および該当する場合は第4.2.1.5項に掲げられた食品および原材料の指定名称を用いて表示しなければならない。

日本の対応

言語表現は国や地域によって異なるため、各地域の当局が消費者にとって最も適切なメッセージを許容できるよう、一定の柔軟性を与えることが重要である旨を発言。

議題5：【参考】ステップ7：予防的アレルギー表示ガイドライン案（4.3.2/4.4）

4.3.2 If a PAL statement for cereal(s) containing gluten (wheat, barley, and rye) is necessary, then the term “gluten-free” shall not be used.⁶

グルテンを含む穀類（小麦、大麦及びライ麦）に関するPAL表示が必要な場合には、「グルテンフリー」という用語は使用してはならない。

補足：1回当たりの摂取量が多い（200グラム超）場合、一部の食品は、グルテン含有量が20 mg/kg以下であるため「グルテンフリー」表示の基準を満たすと同時に、4 mgのグルテン参照用量を超えるためPALの基準も満たす可能性がある。参照用量を超える食品に対して、グルテンフリーと表示されないよう明確にしたもの。

⁶ “Gluten-free” foods as defined in the Standard for foods for special dietary use for persons intolerant to gluten (CXS 118-1979).

4.4 PAL shall be complemented by effective education and information programs supported by competent authorities to promote appropriate use of PAL by food business operators and proper understanding by consumers, health care providers and other stakeholders.

PALは、食品事業者による適切な活用の促進および消費者、医療従事者その他の関係者による正しい理解を図るため、管轄当局が支援する効果的な教育および情報提供プログラムと併せて実施されなければならない。

16

議題5：【参考】ステップ7：予防的アレルギー表示ガイドライン案（5.1/5.2/5.2.1）

5.表示方法

5.1 Sections 8.1.1, 8.1.2 and 8.1.3 and 8.2 of the *General Standard for the labelling of pre-packaged foods* (CXS 1-1985) apply to PAL labelling.

the *General Standard for the labelling of pre-packaged foods* (CXS 1-1985) の第8.1.1項、第8.1.2項、第8.1.3項及び第8.2項は、PALにも適用される。

5.2 PAL shall appear as a separate statement directly under or in close proximity to the ingredient list (when present).

PALは、（原材料表示がある場合には）原材料一覧の直下又はその近接した位置に、独立して表示しなければならない。

5.2.1 Where a food is exempt from declaring a list of ingredients, and no list of ingredients is present, PAL shall be declared in a prominent position on the label. Where a separate statement made in accordance with Section 8.3.2.1 of the *General Standard for the labelling of pre-packaged foods* (CXS 1-1985) exists on the label, the PAL statement should appear directly under or in close proximity to the separate statement.

原材料名の表示義務が免除されており、実際に原材料名の表示がない場合には、PALはラベル上の目立つ位置に表示しなければならない。

また、the *General Standard for the labelling of pre-packaged foods* (CXS 1-1985) 第8.3.2.1項に基づく別個の記載がラベル上に存在する場合には、その別個の記載の直下またはその近接した位置に記載するものとする。

議題5：【参考】ステップ7：予防的アレルギー表示ガイドライン案（5.2.3/5.2.4）

5.2.3 When gluten is present above the action level and the source of the gluten cannot be verified by risk assessment, the specified names of all cereals containing gluten (i.e. wheat, barley, and rye) shall be included in the PAL statement.⁷

グルテンがアクションレベルを超えて存在し、かつリスク評価によってその由来を確認できない場合には、PALには、グルテンを含むすべての穀類（小麦、大麦、及びライ麦）の特定の名称を含めなければならない。

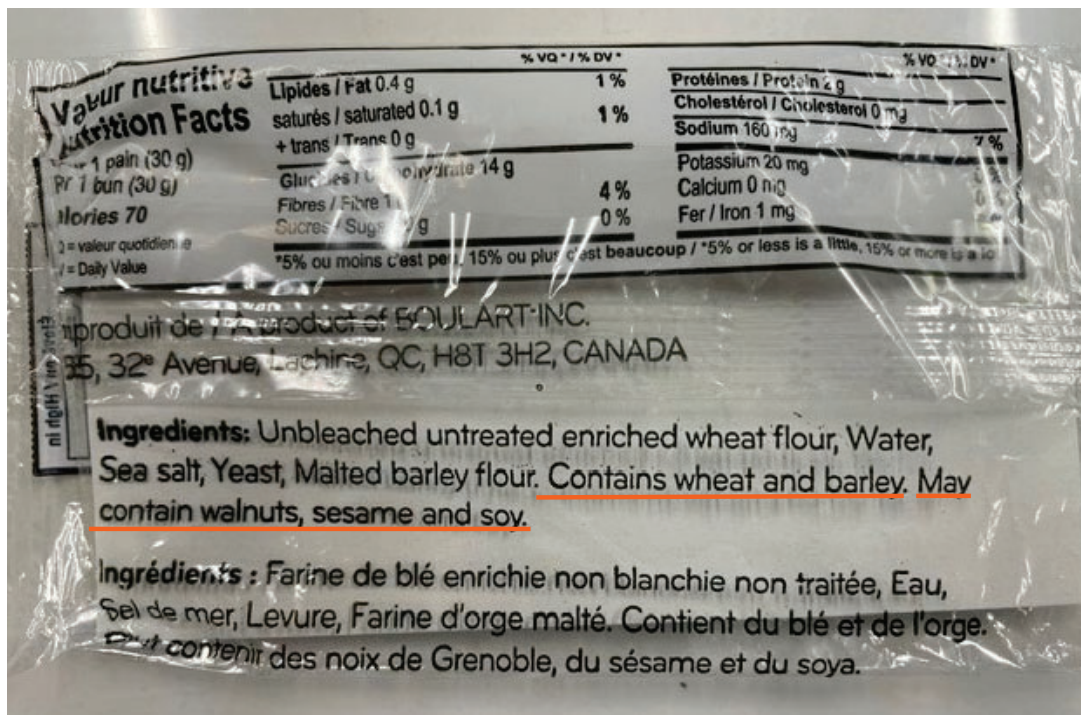
⁷ In addition to the specified name of wheat, barley, and rye, the word 'gluten' may be used. Where permitted, the words 'cereals containing gluten' or 'gluten' may be used in place of the specified names barley and rye.

5.2.4 A PAL statement shall be declared in a clear and distinct manner such as through the same font type, style or colour that contrast from the surrounding text in accordance with Section 8.3.1 of the *General Standard for the labelling of pre-packaged foods* (CXS 1-1985). Where both a PAL statement and an allergen declaration are present, these shall be declared using the same clear and distinct manner.

PALは、the *General Standard for the labelling of pre-packaged foods*（CXS 1-1985）第8.3.1項に従い、周囲の表示と対比して識別しやすいよう、同一のフォントの種類、スタイル又は色などを用いて、明確かつ際立った方法で表示しなければならない。また、PALとアレルギー表示の双方が存在する場合には、これらは同様に明確かつ際立った方法で表示しなければならない。

18

議題5：（参考）パンに対する食品表示



背景・論点

- 詰め合わせ食品において、外装と中身の包装の表示事項が異なる場合の表示方法
- 原材料表示、内容量表示及び期限表示等の表示方法の明確化

主な議論

- GSLPFにおいて、外装への表示が原則であることが既に明確化されている旨に多くの国が同意
- 日付表示については、最低限最も早い日付を外装に表示すること、及び異なる種類の表示（消費期限と賞味期限等）が混在する場合は安全に関わる日付を優先して表示すること。追加的な日付表示は妨げられない。

結論

ステップ5 / 8での採択のためCAC49に進めることで合意

20

議題7：緊急事態における食品表示規定の適用

背景

- 「緊急事態における食品表示規定の適用に関するガイドライン」の策定に向け、米国を議長とするEWGを設置し作業開始。
- 今次部会では、EWG及び部会直前のVWGを踏まえて作成されたガイドライン草案について検討。

主な議論

- 2. 適用範囲：
 - 本ガイドラインは必要な柔軟性を提供するとともに、緊急事態が悪用されることを避けるためにも、適用範囲は管轄当局のみであることについて合意。
- 3. 緊急事態における食品表示の柔軟性に関する一般的記載
 - 3.1.1 脆弱な集団
 - ナイジェリアは、緊急事態における表示の柔軟化に伴う潜在的リスクへの懸念の観点から乳幼児向けの食品を本ガイドラインの対象範囲から除外するように求め、2つのオブザーバーはこれを支持。
 - 一方で、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、インド等は、乳幼児等の脆弱な集団向けの食品を一律に対象外とすることに反対し、緊急時にはこうした食品こそ不足する可能性があるため、柔軟な対応が有効と主張。こうした議論を受け、議長が修正案を示し、多くの国が修正案を支持。
 - 3.2.2 輸入国の同意
 - 表示の柔軟化の対象となる製品が輸出される場合に、輸入国の管轄当局の合意が必要であることについて議論し、輸出前に輸入国の合意を得ることを本ガイドラインに定めることで合意。

結論

- 本ガイドラインはハイレベルな文書であり、必要な安全策も盛り込まれていることから、多くの国が支持。
- 本ガイドラインをステップ5/8での最終採択のためにCAC49に送付することに合意。
- また、本ガイドラインの作業完了について、他のコーキックス部会に通知する。

21

議題8.1：アルコール飲料への食品表示規定の適用に関する新規作業提案

背景と今回の論点

- ・ CCFL45以降、CCFLにおいて、アルコール飲料の表示に関する作業を開始するか否かの議論が続いている。
 - ・ CCFL49では、タンザニアが、アフリカ諸国、ノルウェー及びWHOの協力を得て、以下の通り部会に提案している。
- ① 既存のコーデックス規格では、アルコール飲料特有の表示や健康上の警告表示等の表示事項の記載がないため、既存のコーデックス規格の改正作業を行うことを提案する。
 - ② 今回の部会で賛同が得られるのであれば、次回部会に向け、改正の草案を作成する電子作業部会を設立したい。

主な議論

- ・ 新たな作業は、アルコール飲料の表示に係る各国の制度の違いによる貿易紛争の防止につながるなどとして、作業の開始を支持する加盟国もあった一方、我が国も含め複数の国から、既存のコーデックス文書は既に各国がアルコール飲料の表示に係る制度を設計する上で十分な情報を与えており、作業の必要性が明確でないとともに、新たな作業はアルコール飲料に対する過剰な規制につながる懸念されるなどとして、作業の開始に反対した。
- ・ これを受け、タンザニアは、提案の意図はアルコール消費を規制することではなく、CCFLの権限内でのアルコール飲料の表示規定を検討することであると主張した上で、まずはアルコール度数の表示など加盟国間での合意が得られやすい事項に絞って作業をする方針で、電子作業部会での検討を開始してはどうかと提案した。
- ・ 作業範囲の更なる精査を支持する意見もあったものの、我が国を含む新規作業に反対する複数の国は、作業範囲を狭めることは根本的な懸念を解消しないと述べるとともに、新たな作業に関する合意がない限り電子作業部会を設立するのは適切でない指摘した。

結論

- ・ 現時点で、加盟国間で、アルコール飲料の表示に関する新たな作業を開始する合意はないとされた。
- ・ 本議題は、CCFLの今後の作業目録に残すこととなり、次回以降、新たな討議文書を加盟国が作成することができるとされた。

22

議題8.2:「小型包装(small packs)」への表示規定の適用及び関連する免除規定についての新規作業提案

背景

- ・ 国際チューインガム協会(ICGA)が「小型包装(small packs)」の定義を再検討する必要性を指摘し、討議文書を提出

主な議論

- ・ 支持と不支持で意見が分かれた
 - ・ 支持派：表示規定の適用における明確性と一貫性が向上する点などを評価
 - ・ 不支持派：技術的又は公衆衛生上の必要性が示されていないこと、既存の定義や枠組みで対応可能であること、具体的な貿易障害が生じていると言えないこと等
- ・ 時間の制約により、プロジェクト文書全体の精査はできず

結論

- ・ 概ね支持が得られたため、本件をCCFLの将来作業インベントリに留め、コーデックス事務局に対してCLを発出するよう要請する
- ・ パナマがICGAと協働し、討議文書及びプロジェクト文書を更新して次回会合での検討に付する

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 37 回魚類・水産製品部会

日時：2026 年 4 月 7 日（火）～5 月 7 日（木）

会議形式：Working by Correspondence

議題

1	議題の採択
2	海苔製品のアジア地域規格の国際規格化の作業
3	魚類及び水産製品に関する規格のレビュー
4	コーデックス総会及び個別部会からの活動に関する事項
5	CCFFP の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報提供
6	他の海藻及び水産物に関する新規作業提案についての検討
7	次回会合の日程及び開催地
8	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 37 回魚類・水産製品部会 (CCFFP) 報告書

日 時：2026 年 4 月 7 日（火）～ 5 月 7 日（木）

場 所：Working by correspondence 形式

1. 出席者

水産庁 加工流通課 課長補佐 三島 真理（団長）
 水産庁 加工流通課 係員 花澤 松之輔
 農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 課長補佐 和田 有正
 農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 係長 野村 比呂人
 農林水産省 消費・安全局食品安全政策課 国際基準専門官 織戸 亜弥
 農林水産省 消費・安全局食品安全政策課 国際基準専門官 町田 美生
 農林水産省 消費・安全局食品安全政策課 国際基準専門職 酒井 海帆
 厚生労働省 健康・生活衛生局食品監視安全課 課長補佐 出口 晴之

2. 参加国

62 加盟国、1 加盟機関（EU）、1 オブザーバー機関

3. 結果

各議題の主な議論は以下のとおり。

議題 1. 議題の採択

仮議題のとおり採択された。また、会議事前に FAO から議場配付資料（CRD）で提案された CCFFP の部会名及び付託事項（ToR）の変更の提案については、議題 6（新規作業提案）において議論されることとなった。

また、複数国から新規作業提案が会議事前に発出された回付文書（CL）の回答において提示されたことから、今後議論の方向性を整理するため、議題 6 の議論開始に先立ってブラジルを議長とするバーチャル作業部会（VWG）を 4 月 13 日（月）に開催することが決定された。

議題 2. 海苔製品のアジア地域規格の国際規格化の作業

（概要）

第 23 回アジア地域調整部会（CCASIA23）（2025 年）において、韓国から、海苔製品のアジア地域規格（CXS 323R-2017）の国際規格化の作業を行うことが提案された。CCASIA23 では、第 48 回総会（2025 年）に対し合意されたプロジェクトドキュメントを送付するとともに、国際規格化の作業を進めるにあたり適切な部会を決定すること

や必要に応じて電子的作業部会（EWG）の設置を要請することに合意した¹。

第48回総会においては、日本、タイ、中国、シンガポールといったアジア諸国は、本作業は遅滞なく進めるべきであること、本提案はコーデックスの然るべき手続を踏んだものであり、スコープは現行のまま維持されるべきであること、スコープの拡大を検討するのであれば別の新規作業として提案されるべきであることを主張し、当該主張は米国、英国、UAEからも支持を得た。一方、ノルウェー、EUから、CCFFPでスコープの拡大について議論するべきである旨が主張された。コーデックス事務局は、新規作業が承認されると、ステップ3として当該地域規格への意見照会が行われるため、加盟国及びオブザーバーはCLを通じて、内容やスコープを含むあらゆる側面について意見を提出可能である、これらの意見は、この作業を担当する部会で検討され、必要に応じてスコープ変更については総会に報告され、総会で検討されるとの説明があった。

結果、第48回総会は以下の結論に合意した。²

- (1) 新規作業として承認し、CCFFPで作業をすることを要請する。
- (2) ステップ3に入り、CCFFPで検討するためにCLによる意見照会を行うことができることに留意する。
- (3) スコープを変更する必要がある場合には、CCFFPは検討と承認のために総会に報告する。
- (4) この作業は適時に（in a timely manner）実施されるよう奨励する。

総会における上記の決定に基づき、本年2月に本件に関する回付文書（CL 2026/16-FFP）がステップ3で発出された。今次会合では、本CLへの各国回答及びこれを踏まえて韓国が作成した規格原案を基に検討が行われた。

（議論）

・本規格のスコープ

今次会合の事前に各国に配付されたCLへの回答では、主に下記のような意見が示された。

- ① 現行のスコープを維持すべき（日本、韓国）
- ② アジアで主流の「genus *Pyropia*」に加え、大西洋で主流の「*Porphyra*」も対象に含めるべき（EU、ノルウェー、NZ）
- ③ 様々な種類の海藻（わかめ・昆布・ひじき等）を含めるべき（エジプト、インドネシア等）

上記の意見を踏まえ、今次会合において、我が国から(i) *Porphyra* を含むことは否

¹ 第119回コーデックス連絡協議会資料 第23回アジア地域調整部会報告書（51ページ）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/119-2.pdf>

² 第120回コーデックス連絡協議会資料 第48回総会報告書（44ページ）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/120-2.pdf>

定しないが、本規格の対象が乾燥品のみ限定されることが担保されるべきであり、*Porphyra* が乾燥品にも供されることを示す情報やデータの提供が必要である、(ii) 海苔以外の海藻については、スコープに含まれるべきではない旨発言した。これに対し、FAO からは、*Porphyra* も板海苔のような形状で供されることがあるが、*Porphyra* 単独で貿易量を算出することは困難との情報提供があった。

以上の議論を踏まえ、スコープについては①現行の「genus *Pyropia*」に加え、「*Porphyra*」も対象に含めることとした上で、②本規格は乾燥品のみ適用されるという旨が明示的に記載されることとなった。

・その他条項に関する議論

- 2.3 Product types

ノルウェーからの提案に基づき、2.3.1 の各項のタイトルが「Primary dried laver」及び「Secondary dried laver」に変更された。

また、タイから「2.3.1.2 Other dried laver」には具体的に何が入るのかという質問があった。これに対し、韓国から、我が国とも事前相談の上、収穫後に板状に整形されることなくすぐに乾燥されるばら干し海苔のようなものが本項の対象になるという旨の回答がされた。

さらに、NZ (本部会に先立って回付された CL へのコメント) やタイから、2.3.3.2 の「brewing」の意味を明確化するべきとの指摘があった。本指摘を踏まえ、中国が CRD で 2.3.3.2 の修正案を示し、そのとおりに修正された。(なお、本項の Seasoned laver for brewing とは、主に中国で紫菜湯として消費される、乾燥した海苔が丸状等の形状に整形されたものを指すと解釈される。)

- 3.1.2 Optional ingredients

現行のアジア地域規格には、「*Pyropia* が 60%以上含有されていなければならない」という規定があるところ、この 60%という数値の根拠は何かという質問がタイや NZ からあった。本質問に対し、韓国から、アジア地域規格の策定時に、海苔製品を製造する際に他種の海藻が 10~40%程度含まれる可能性があるという議論があったことを踏まえたものだと回答があった。また、EU からは、60%という数字は乾燥後の原料ベースなのか、最終製品ベースなのか、計算根拠を明示すべきとの意見があった。

上記の指摘に対する明確な回答は今次部会では得られなかったことから、結果、上記指摘及び以下で触れる表示条項 (8.1) に係る議論 (「Optional ingredient」の意味の明確化) との関連も踏まえ、本項を仮置きとした上で引き続き議論することとなった。

- 3.2 Quality factors

タイから「off-flavor」の意味に関して質問があったが、「off-flavor」という用

語を用いている他の規格の例があることから（魚類及び貝類の研究施設における官能評価に関するガイドライン（CXG 31-1999））、本項は現状のまま維持されることとなった。

- 4 Food additives

本条項は、現行の地域規格の規定から特に変更を加えないことが合意され、次回の食品添加物部会（CCFA）に承認のために送付されることとなった。

- 5 Contaminants

タイやチリから、海藻中の重金属等の汚染物質の基準値設定の必要性に関する意見があったことを受け、コーデックス事務局から加盟国に対し、具体的にどの汚染物質に対し基準値の設定が必要なのか挙げてほしいとの呼びかけがあった。これに対し、米国から、①無機ヒ素、カドミウム、鉛、水銀等の重金属、②ヨウ素、③海洋生物毒素について基準値の検討が必要との意見が示された。以上を踏まえ、食品汚染物質部会（CCCF）に対し、海藻類中のこれらの汚染物質について、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による安全性評価の必要性を検討するよう通知することとなった。なお、実際にこれらの安全性評価が JECFA で行われるには、第 19 回 CCCF（本年 10 月に開催予定）において本件について加盟国から再度提案が行われる必要がある。

また、以下で触れる議題 3 における議論を踏まえ、他の水産関連規格と同様に、魚類及び水産製品の関連規格の利用者に対し、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）（CXS 193-1995）の更新を定期的に確認するよう奨励する旨の規定を挿入することが合意された。

- 6 Hygiene

ブラジルから、食品添加物に関する一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）において海藻類と果実・野菜類が同じ分類になっていることを踏まえ、食用菌類を含む乾燥果実及び野菜類の衛生規範（CXC 5-1971）への参照を含むよう提案があった。しかし、コーデックス事務局から、CXC 5-1971 は 50 年以上更新されておらず、また、果実・野菜類と海藻類は性質が大きく異なることから、同規範ではなく低水分含有量の食品の衛生規範（CXC 75-2015）への参照の方が適切であるとの助言があった。日本から、サルモネラの低減を主な目的とした CXC 75-2015 のスコープに海藻が明示的に入っていないことから、同規範への参照が適切か疑問であるとの意見を出したところ、WHO から、同規範の制定時の FAO/WHO 微生物学的リスク評価専門家会合（JEMRA）において、海藻も対象として検討が行われた旨の情報提供があった。以上を踏まえ、同衛生規範への参照が含まれることとなった。

- 7.1 Net contents

本項を参照している 8.2（内容量の表示）と併せて、仮置きとした上で引き続き議論することとなった。

- 8.1 Name of the products

以下のような様々な意見が各国から示された。

- (i) 本規格は *Pyropia* 及び *Porphyra* を対象にしたものである以上、それ以外の海藻は表示されるべきではない。（タイ）
- (ii) *Pyropia* 及び *Porphyra* 以外の海藻が製品に含まれる場合、その学名も表示されるべき。（EU）
- (iii) *Pyropia* 及び *Porphyra* 以外の海藻が製品に含まれる場合、製品名ではなく、原材料リストにこれらの原材料についても表示されるべき。（中国）
- (iv) 製品名において、当該製品が 2.3 のうちの dried/roasted/seasoned のいずれに該当するのかを明示するべき。（EU）
- (v) 本項中 ‘Optional ingredient’ の意味を明確化すべき。（EU）

我が国からは、アオサのような *Pyropia* とは異なる種類の海藻が海苔製品の製造工程で非意図的に混入する場合にも義務的に表示を求めることは過剰と考えられるとの意見を述べた。意見がまとまらなかったことから、本項を仮置きとし、引き続き議論することとなった。

- 8.2 Labelling of net contents

EU から、包装食品の表示に関する一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）の 4.3 の規定³との整合性を踏まえ、枚数のみによる表示は認められるべきではなく、重量（グラム）表示を原則として求めるべきであるとの意見が示された。これに対し、我が国から、海苔製品の場合は重量よりも枚数の方が消費者にとって重要な情報である場合も多く、GSLPF の規定に個別食品別に例外を設けることも否定はされないことから、EU の主張どおり重量表示を原則として求めるかは慎重に検討する必要があるとの発言を行った。結果、本項を仮置きとし、引き続き議論することとなった。

- 8.3 Labelling of non-retail containers

タイから、本項中「edible foreign matters」の意味の明確化を求める意見があった。これに対し、韓国から、海苔の生産の過程では小エビ等の異物が混入するこ

³ GSLPF における規定は下記参照。

4.3 Net contents and drained weight

4.3.1 The net contents shall be declared in the metric system (“Système international” units).

4.3.2 The net contents shall be declared in the following manner:

(i) for liquid foods, by volume;

(ii) for solid foods, by weight; and

(iii) for semi-solid or viscous foods, either by weight or volume.

とがあり、edible foreign matters とは人間の健康には害を及ぼさないこれらの異物のことを指しているとの説明があった。

- 9 Packaging

現行の地域規格では、「海苔製品の包装は完全に透明又は不透明でなければならない」という規定があるところ、今次会合の事前に回付された CL において、NZ 等から、本規定は日射や湿気等による品質変化から海苔製品を守る上で十分な規定なのか疑問であるとの意見が示された。こうした指摘を踏まえ、中国が CRD で本規定の修正案を示し、そのとおりに修正された。

- 10. Methods of analysis and sampling

UAE から、セクション 5 (汚染物質) において重金属やヨウ素の基準値が設定された場合、将来的に、海藻中のこれらの物質の分析法を特定した上で、分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) に反映することの必要性が指摘された。

また、仮置きとされた条項 (3.1.2、7.1、8.1、8.2) を検討するための EWG を設立することが提案され、議長国に韓国、共同議長に日本及び中国が立候補した。

(結果)

以下の事項に合意した。

- 本規格のスコープについて、現行の genus *Pyropia* から若干拡大し *Porphyra* を含むこととする。
- セクション 3.1.2、7.1、8.1、8.2 をスクエアブラケットに入れ、仮置きとした上で、本規格をステップ 5 で総会に送付する。
- 食品添加物条項について、本規格は地域規格の国際規格化のプロセスの中にあり、現行の地域規格の内容から特段変更を加えないということを付記した上で、CCFA に承認を求めて送付する。
- 韓国を議長、日本及び中国を共同議長として、上記の仮置きとした条項を検討するための EWG を設置する。なお、本 EWG のレポートは CCFFP38 の少なくとも 3 か月前には提出することとし、CCFFP38 までの間に VWG を開くことも検討するものとする。
- CCCF に、海藻類の汚染物質 (重金属、ヨウ素、海洋生物毒素) について、JECFA による安全性評価の必要性を検討するよう通知する。

議題 3. 魚類及び水産製品に関する規格のレビュー

(経緯)

第 48 回総会に先立ち、コーデックス事務局とノルウェーが、CCFFP の所管する魚類・水産製品に関する 24 規格 (うち 15 規格が 30 年以上前に策定されたもの) の様式を点検した結果、18 規格がコーデックス手続マニュアル 2.6 章「個別

食品規格の様式」に整合していないことが確認された。特に「汚染物質」、「衛生」、「重量及び測定方法」、「分析・サンプリング法」の各条項において、形式や内容の不整合がみられたほか、魚種の分類や最近策定されたコーデックス規格との関連性についても更新が必要な箇所があることが確認された。

第 48 回総会においては、これらの点検結果等を踏まえて CCFFP の活動について議論が行われた結果、CCFFP に対し、フォーマット・分類学・最新のコーデックス文書との整合性の観点で、魚類及び水産物に関する規格が最新の状態に保たれていることの確認作業を行うことを付託することに合意した。

総会における上記付託に基づき、本年 2 月に、既存の魚類・水産製品の規格の見直しの必要性に関する文書 (CL 2026/17-FFP) が回付された。

今次部会においては、以上の付託事項に対応し、

- ・ 回付文書で得られた各国からのコメントに留意しつつ、フォーマット・分類学・最新のコーデックス文書との整合性の観点で、魚類・水産製品の規格を最新の状態に保つための更新作業を行うこと、
 - ・ 第 38 回 CCFFP における議論を見据え、フォーマット・分類学・最新のコーデックス文書との整合性の観点で、魚類・水産製品の規格に関して更なるレビューを行うこと
- について、検討が行われた。

(議論)

今次会合においては、①分類学上の正確性の確保、②魚類・水産製品の規格を最新の状態に保つための更新作業の 2 つのテーマに分けて議論が行われた。

① 分類学上の正確性の確保

FAO が既存の魚類・水産製品の規格を網羅的に点検し⁴、下記の修正が必要との提案を行った。

- ・ ツナ・カツオ缶に関する規格 (CXS 70-1981) の対象に、以下の 2 種類を入れること。
 - (i) *Thunnus orientalis* (クロマグロ): 1999 年までは亜種 (subspecies) とされていたため規格策定時点ではスコープに明記されていなかったが、現在ではスコープとして明記されることが適当
 - (ii) *Sarda australis* (ハガツオ属): 貿易実態があるにもかかわらず本規格のス

⁴ FAO が点検したのは下記文書 (各文書の正式名称については省略)。

CXC 52-2003, CXG 31-1999, CXG 48-2004, CXS 3-1981, CXS 36-1981, CXS 37-1991, CXS 70-1981, CXS 90-1981, CXS 92-1981, CXS 94-1981, CXS 95-1981, CXS 119-1981, CXS 165-1989, CXS 166-1989, CXS 167-1989, CXS 189-1993, CXS 190-1995, CXS 191-1995, CXS 222-2001, CXS 236-2003, CXS 244-2004, CXS 291-2010, CXS 292 -2008, CXS 302-2011, CXS 311-2013, CXS 312-2013, CXS 315-2014

コープとして記載されていないことから、追記を提案

- ・ 急速冷凍エビの規格 (CXS 95-1981) の「2.1 製品定義」に記載されている学名について、水産科学及び漁業情報システム (AFSIS) の最新の分類学と平仄を取って所要の修正を行うこと。

本会合では、上記の提案には特段の反対意見は出なかった。また、上記の FAO による提案に加えて、以下の提案があった。

- ・ 米国
 - CXS 70-1981 の所要の修正 : *Euthynnus alleteratus* (スペルミス) を *Euthynnus alletteratus*. に改める、現行規格で記載されている *Euthynnus pelamis* は現在有効な学名ではないため削除する
- ・ タイ
 - CXS 70-1981 の所要の修正 : *Sarda chilensis* (スペルミス) を *Sarda chiliensis* に改める
 - ニシン缶及びニシン製品に関する規格 (CXS 94-1981) の所要の修正 : 現行規格では種として記載されている *Sardinops melanostictus* 及び *Sardinops ocellatus* について、*Sardinops sagax* 中の亜種に改める
- ・ コスタリカ
 - CXS 94-1981 のスコープに記載する学名の追加 : *Opisthonema bulleri*, *Opisthonema libertate* 及び *Scomber japonicus* の 3 種を加える
- ・ EU
 - サーモン缶詰に関する規格 (CXS 3-1981) の所要の修正 : *Oncorhynchus tschawytscha* (スペルミス) を *Oncorhynchus tshawytscha* に改める

また、誤字の修正等の形式的修正以外の修正 (新たな種の追加・更新等) に関しては、コーデックス手続マニュアル 2.9 の規定に従って総会の承認が必要であることが指摘され、結果、スコープの追加・修正を要する 3 規格 (CXS 70-1981, CXS 94-1981, CXS 95-1981) の修正を第 49 回総会に送付することとなった。

さらに、米国から、分類学の整合性の確保には更にレビューの期間が必要であることが指摘された。結果、米国を議長とする EWG が設置され、最新の分類学に応じた見直しの作業を継続することとなった。

(結果)

以下の事項に合意した。

- ・ CXS 70-1981, CXS 94-1981, CXS 95-1981 のスコープに記載されている種の学名の分類学的更新について、第 49 回総会に承認を求める。
- ・ CXS 3-1981 及び CXS 70-1981 の誤字について、コーデックス事務局に修正の必

要性を通知する。

- ・ 米国を議長、チリを共同議長とする EWG を設置し、CCFFP38 に向けて、最新の分類学を踏まえた規格の更新作業を継続することとする。

② 魚類・水産製品の規格を最新の状態に保つための更新作業

本会合の事前に回付された CL への各国からの回答に基づき、魚類・水産製品に関する規格全般に含まれる各条項について、以下のような検討が行われた。

・ 汚染物質に関する条項

多くの国から、コーデックス手続マニュアル 2.6 に記載されているテンプレートとの整合に鑑み、本条項に GSCTFF への参照を記載すべきことについて支持が得られたが、一部の国（チリ、タイ、ノルウェー、モロッコ等）から、最大基準値が設定されていない品目にも GSCTFF への参照を記載することに対する懸念が表明された。こうした指摘を踏まえ、魚類・水産製品に関する規格の利用者に対し、GSCTFF の更新について定期的に確認することを奨励する文言を含めることが提案された。

・ 衛生に関する条項

いくつかの規格で現行 ‘Hygiene and Handling’ となっている条項名について、コーデックス手続マニュアルに記載されているテンプレートとの平仄に鑑み Hygiene に改めることが合意された。

・ 重量及び測定方法に関する条項

多くの国からは、本条項を規格に含めることに対して支持が得られたが、タイから、本条項を全ての規格に一律で含める必要はなく、それぞれの製品の性質に応じて必要に応じて含めれば良いとの指摘があった。

・ 分析・サンプリング法に関する条項

現行 ‘Sampling, examination and analysis’ となっている条項名について、コーデックス手続マニュアルに記載されているテンプレートとの平仄に鑑み Methods of analysis and sampling に改めることが合意された。

・ 不良品・ロット検収に関する条項 (defectives and lot acceptance)

コーデックス手続マニュアルの 2.6 のテンプレートには記載されていない項目であるため、この条項を附属書に移行することが提案されたが、本会合に先立って回付された CL への回答では、一部の国から、附属書への移行に伴い様々な技術的議論が再燃する可能性があることに対して懸念が示された。こうした懸念に鑑み、議長から現行の規定をそのまま存置する提案がされた。

- ・ 近年策定されたコーデックス文書との関連性

議長からは、魚類・水産製品に関する規格に近年策定された他のコーデックス文書への参照を含める必要性については現時点で特定されないとの見解が示され、当該見解に対しては概ね支持が得られた。

EU から、ワンヘルスアプローチ及び薬剤耐性（AMR）が公衆衛生及び水産業の持続可能性に及ぼす影響に鑑み、魚類及び水産製品に関する実施規範（CXC 52-2003）に最近制定された AMR 関連の文書（CXG 94-2021, CXC 61-2005, CXG 77-2011）への参照を含む必要性が指摘されたが、今次会合では本指摘に伴う CXC 52-2003 の改訂を行うことは決定されなかった。

（結果）

以下の事項に合意した。

- ・ 魚類及び水産製品に関する規格一般に GSCTFF への参照を含めることとする。また、規格の利用者に対して GSCTFF の更新を定期的を確認することを奨励する文言を追加する。
- ・ CXS 94-1981, CXS 189-1993, CXS 191-1995, CXS 302-2011, CXS 311-2013, CXS 312-2013 及び CXS 315-2014 の「Hygiene and Handling」となっているセクション名について、「Hygiene」へと改める。
- ・ 製品の性質に応じて、規格中に重量とその測定に関するセクションを含めることを検討する。
- ・ 「Sampling, examination and analyses」となっているセクション名について、「Methods of analysis and sampling」へと改める。
- ・ 不良品・ロット検収に関する条項は既存のままとする。
- ・ 魚類・水産製品に関する規格に近年策定された他のコーデックス文書への参照を含める必要性については、現時点で特定されない。
- ・ 以後の CCFFP の部会においても、CCFFP 関連の既存文書の見直しについては常設議題とした上で、継続的に議論する。

議題 4. コーデックス総会及び個別部会からの活動に関する事項

総会及び他部会で議論された CCFFP に関連する以下の事項について、検討が行われた。

(1) GSCTFF (CXS 193-1995) への海洋生物毒素の最大基準値 (ML) 追加

第 48 回総会において、活及び生鮮二枚貝の規格 (CXS 292-2008) のセクション 5 のみ記載されているサキシトキシン群、オカダ酸群、ドウモイ酸群、ブレベトキシン群、アザスピロ酸群の最大基準値 (ML) について、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSTCFF) (CXS 193-1995) に追加することが合意された。また、海洋生物毒素の ML が GSCTFF に含まれたことを受け、CCFFP に対して、

当該情報を共有するとともに、CXS 292-2008 からの ML 削除と GSCTFF への参照への置き換えについて検討を要請することに合意した。⁵今次部会では、総会からの当該要請を受けて検討が行われた。

(議論)

多くの国からは、GSCTFF が食品及び飼料中の汚染物質の ML について参照されるべき唯一の文書であることに鑑み、CXS 292-2008 から海藻生物毒素の ML を削除し GSCTFF への参照のみを含むことへの賛同が示された。一方、一部の国（米国、ノルウェー、モロッコ）からは、二枚貝が海洋生物毒素含有の危険性が高い品目であることに鑑み、CXS 292-2008 の利用者が容易に参照できるよう ML を規格中に留めるべきであるとの見解を示した。

(結論)

CCFFP として、GSCTFF が食品及び飼料中の汚染物質の ML について参照されるべき唯一の文書であるということを確認し、GSCTFF 中に二枚貝の海洋生物毒素の ML を記載することは否定しない一方、CXS 292-2008 中に海洋生物毒素の ML を引き続き存置することに合意した。

(2) 急速冷凍エビ又はクルマエビの規格（CXS 92-1981）及び急速冷凍ロブスターの規格（CXS 95-1981）に適合する製品における 4-ヘキシルレゾルシノール（INS 586）の使用

GSFA において、急速冷凍エビ又はクルマエビの規格（CXS 92-1981）及び急速冷凍ロブスターの規格（CXS 95-1981）に適合する製品については 4-ヘキシルレゾルシノール（INS 586）が使用できる対象から除外されているところ、第 55 回 CCFA（2025 年）でこの除外をなくすことについて議論が行われた。その結果、上記両規格に適合する製品における 4-ヘキシルレゾルシノールの使用の技術的必要性について、CCFFP に対してガイダンスを求めることが合意された。今次部会では、CCFA55 における上記の合意を踏まえて、CXS 92-1981 及び CXS 95-1981 に適合する製品における 4-ヘキシルレゾルシノールの技術的必要性について議論が行われた。

(議論)

米国、EU、タイ、フィリピン等多くの国から、冷凍エビ類における 4-ヘキシルレゾルシノールの使用は黒変防止のため技術的に正当化され、したがって GSFA における CXS 92-1981 及び CXS 95-1981 の除外をなくしても良いとの見解が示された。一方で、一部の国（ノルウェー・中国等）から、黒変は添加物の使用がなくとも適切な冷凍管理や加工・包装技術等の組み合わせにより防止が可能であり、4-ヘキシルレゾルシノール

⁵ 第 120 回コーデックス連絡協議会資料 第 48 回総会報告書 (32 ページ)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/120-2.pdf>

ールの使用は正当化されないという旨の意見があった。

上記のように見解の相違があったものの、大多数の国の意見に従い、議長からは、4-ヘキシルレゾルシノールの使用は正当化されるという旨を CCFA に対して通知することが提案された。

(結論)

CCFFP から、CCFA に対し、CXS 92-1981 及び CXS 95-1981 に適合する製品における4-ヘキシルレゾルシノールの使用は、漁獲後の黒変防止のために技術的に正当化される旨を通知することに合意した。

(3) 魚類・水産製品の 11 規格におけるヒスタミンのサンプリングプラン

本議題は、ヒスタミンの公衆衛生上のリスク低減の観点から、CCFFP において議論されていたが、CCFFP の無期限休会に伴い食品衛生部会 (CCFH) が作業を引き継ぎ、日本及び米国を共同議長とする EWG が作成した原案に基づき、第 50 回部会で議論された。しかしながら合意に至らなかったことから、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) での「サンプリングに関する一般ガイドライン (CXG 50-2004)」の改訂作業が終わるまで検討を延期することとされていた。2025 年の第 44 回 CCMAS において、CXG 50-2004 の改訂作業が完了したことから、第 55 回 CCFH (2025 年) において改めて今後の方針について議論が行われた。その結果、現在 CCFFP が再活動中であること及び CCFFP の水産製品に関する専門性に鑑み、本作業を CCFFP に戻すよう第 49 回総会に要請すること、また、CCFH 及び EWG がこれまでに行った作業内容と合わせて、この要請状況を CCFFP に情報提供することが合意された。⁶今次部会においては、CCFH からの本要請を受け、魚類・水産製品の 11 規格におけるヒスタミンの適切なサンプリングプランを CCFFP で検討することについて、議論が行われた。

(議論)

加盟国からは、ヒスタミンのサンプリングプランを策定することについて、広範な支持が得られた。

(結果)

第 49 回総会において本作業を CCFH から CCFFP に戻すという決定が行われた場合、当該決定に応じて、CCFFP として本作業を行う用意があるということに合意した。

(4) 食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン (CXG 100-2023) の付属文書 II

⁶ 第 120 回コーデックス連絡協議会資料 第 55 回食品衛生部会報告書 (83 ページ)
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/120-2.pdf>

第 55 回 CCFH では、食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン（CXG 100-2023）の付属文書Ⅱ（魚類及び水産製品）についての作業を完了し、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮るとともに、本作業の完了について CCFFP に通達し、CCFFP が魚類及び水産製品に関する実施規範（CXC 52-2003）及びその他の CCFFP の既存文書の更新が必要かどうかを検討することを提案することとされた。⁷

今次部会では、CCFH からの本通達を受け、CXG 100-2023 の付属文書Ⅱの最終テキストを踏まえて、CXC 52-2003 及び他の既存文書の内容を更新する必要があるかどうかについて議論が行われた。

（議論）

加盟国は、総会において CXG 100-2023 の付属文書Ⅱの最終採択が行われることを前提に、これに応じた CXC 52-2003 の見直し作業を行うことに合意した。また、米国や EU から、他の魚類及び水産製品に係る規格についても同様の見直し作業を行う（たとえば、水に関する規定を CXG 100-2023 への参照に置き換える等）可能性についても示唆されたが、そうした見直し作業は CXG 100-2023 の付属文書Ⅱとの整合性を図るための必要最小限に留められるべきという旨が留め置かれた。更に、チリから、CCFFP38 での更なる検討に向けて、本作業に関する EWG を設置することについても提案された。

（結論）

第 49 回総会において CXG 100-2023 の付属文書Ⅱが最終採択されることを前提に、CCFFP の責任において、これに応じた CXC 52-2003 及びその他の文書の見直し作業を行う用意があるという旨に合意した。

議題 5. CCFFP の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報提供

本部会に関連する FAO/WHO 等の最近の活動について、下記のように報告された。

有害有毒藻類ブルーム（HABs）に関する FAO の活動

HABs の監視・予測体制の強化のため、FAO は、2023 年にユネスコ政府間海洋学委員会（IOC-UNESCO）と国際原子力機関（IAEA）と協同して、HABs 発生の早期警報システムを各国・地域で運用するためのイニシアチブを立ち上げた。また、FAO、IOC-UNESCO 及び IAEA は、海洋生物毒素及び HABs のモニタリングに関する専門家会合を 2025 年 10 月 6 日～9 日にかけてローマ（イタリア）で開催した。その結果、二枚貝軟体動物における藻類毒素のモニタリングに関する FAO/IOC-UNESCO/IAEA の共同ガイダンスを発足させることに合意した。

⁷ 第 120 回コーデックス連絡協議会資料 第 55 回食品衛生部会報告書（86 ページ）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/120-2.pdf>

二枚貝類の衛生管理に関する FAO の活動

二枚貝類の衛生管理プログラムの実施に関するガイダンスの必要性の国際的な高まりを受け、FAO と WHO は、二枚貝の衛生管理プログラムの各地域における開発のための FAO/WHO 合同技術ガイダンスを作成した。本ガイダンスに基づいて、英語・フランス語・スペイン語の 3 か国語で、各国の政策担当者・研究者・漁業者等を対象にした二枚貝類の衛生管理に関する e ラーニングが展開されている。

マイクロプラスチック及び食品安全の確保に関する FAO の活動

第 19 回 FAO 水産委員会魚類貿易部会 (COFI:FT) において食品中のマイクロプラスチックに関する FAO レポートが公開され、検査方法の標準化の取組における FAO の役割が強調された。2024 年に開催された第 43 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) では、FAO と WHO がマイクロプラスチック関連のイニシアチブに関して CCMAS に情報提供を続けることが推奨された。現在、FAO は IAEA と共同して、CCMAS にマイクロプラスチックの検査・分析法に関する情報を提供するため、2026 年に専門家会合を開くことを計画している。

細胞培養食品の安全確保に関する FAO/WHO の合同作業

第 19 回 COFI:FT において、細胞培養食品の安全性に関する FAO/WHO の合同レポートが示された。加盟国からの要請を受け、FAO は、新規食品の安全性と現状・今後の展望に関して整理するための専門家会合を現在計画しているところである。

魚類・水産製品の輸入国からの通知に関する FAO の活動

水産物を輸入する際、輸入国によって輸入が拒絶されたり留め置かれたりする事例が相次いでいることから、2016 年以来、FAO は水産物の輸入時に輸入国からどのような通知が行われたかについて主要輸入国から情報を収集し、公開している。当該データは「化学物質」「微生物」「ヒスタミン」「毒性物質」「寄生虫」「その他」に分類されており、FAO の GLOBEFISH のウェブサイトですべて入手可能になっている。輸入時の通知に関する生データは FAO の FishstatJ データベースで公開されており、日本、中国、EU、米国の 2016 年から 2025 年までのデータ、オーストラリアの 2019 年から 2025 年までのデータが入手可能となっている。

魚類及び水産製品の食品偽装に関する FAO の活動

FAO は、IAEA と共同して、水産分野における食品偽装の撲滅に関するレポートを作成した。当該レポートは 2026 年 2 月に発行された。

食品中の蠕虫に関する微生物学的リスク評価に関する FAO 専門家会合

2025 年 10 月 6 日～10 日にかけてローマ（イタリア）で同専門家会合が行われ、疾

病負荷、公衆衛生上最も懸念される食品との関連、食品の分析方法及び管理措置を含む直近の科学的発展に関するレビューが行われた。

アレルギーに関する FAO/WHO の合同作業

食品衛生部会 (CCFH) 及び食品表示部会 (CCFL) からの要請を受け、FAO/WHO は、2020 年以降一連の専門家会合を開き、甲殻類や魚類を含むアレルギー食品に対して、予防的アレルギー表示 (PAL) の閾値である Reference Dose 設定の議論を行った。

食農システムにおける水の品質と食品安全に関する FAO/WHO アドホック会合

2025 年 5 月に開かれた同会合におけるレポートが公開され、2026 年 2 月 10 日には同レポートに関するウェビナーが開かれた。

第 101 回 JECFA 会合からの情報に関する事項

2025 年 10 月に開かれた第 101 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会合 (JECFA) では、ヒ素を含む汚染物質の安全性について評価が行われた。ヒ素の暴露評価では、汚染が少ない清浄な飲用水が供給される地域では、一般的にはヒ素への暴露は $0.05 \sim 0.8 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日に留まるが、海藻を摂食する場合など暴露の度合いが高い場合には、POD (毒性反応曲線の出発点) 2.5 倍高い $3.8 \mu\text{g}/\text{kgbw}/\text{day}$ に達することもあるという結果が得られた。また、汚染水が供給される地域では、暴露は $0.4 \sim 52.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日に及び、95 パーセンタイル値は POD よりもはるかに高い $131.3 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日にも上るとの結果となった。

食品中のリステリア症のリスク評価のためのウェブツールに関する WHO の活動

FAO/WHO 微生物学的リスク評価専門家会合 (JEMRA) は、即食可能なカット済み寛太ロブ、冷凍野菜、コールドスモークされた魚におけるリステリア症のリスク評価モデルを確立した。また、WHO は、ウェブベースのリスク評価ツールを立ち上げたほか、水産物を含む食品中のリステリア菌のリスク評価に関する 8 つの記事を発行した。

食品化学物質安全性評価への「新しいアプローチ方法論」のデータの統合

科学の進歩に伴い、*in vitro* (オルガノイドや生体模倣システムを用いた評価)、*in silico* (計算化学を用いた評価)、その他の非動物試験法を含む「新しいアプローチ方法論」(NAM) の適用が急速に拡大している。特に水産物の食品安全性評価に適用できる環境保健基準 (EHC) 240 (食品中の化学物質のリスク評価のための原則と方法) の改訂が、NAM を入れ込むために提案された。FAO/WHO 合同残留農薬専門家会合 (JMPPR) と JECFA は、EHC 240 を更新し、将来の科学技術の発展に適応しつつ、食品中の化学物質の安全性評価における NAM の使用に関する一般原則のガイダンスを提供することに合意した。今後、専門の合同作業部会がこの改訂に着手する予定。

<漁業・水産分野におけるコーデックス文書の実践のためのキャパシティ・ビルディングに関する活動>

水産業における HACCP の実施に関する研修

FAO は、コーデックス事務局と連携して、水産業における Good Hygiene Practices (GHP) と HACCP の実践に係る 3 日間のオンライン研修を実施した。2024 年及び 2025 年の研修ではそれぞれ 1400 名・400 名の参加者が集まった。

水産業における水の安全性・品質に関する FAO ワークショップ

2025 年 4 月に、水産業における水の安全性・品質に関する FAO の地域ワークショップがコルテカ（ホンジュラス）で行われた。本地域ワークショップでは、水産業における水の安全な使用に関しては、国による規制の違い、インフラ面での課題、調和を図っていくことの必要性等が指摘された。

魚中毒スコンブプロトキシン（SFP）に焦点を当てた FAO/WHO INFOSAN 地域会合

2024 年 11 月 29 日にアジア太平洋地域で開催された FAO/WHO 国際食品安全当局ネットワーク（INFOSAN）地域会合において、魚中毒スコンブプロトキシン（SFP）に関するシミュレーション演習が実施された。SFP は依然として世界的に食品安全上の重大な課題である。一部の国では、不適切な取り扱いに関連した魚媒介疾患の最大の割合を占めている。

演習では、INFOSAN が通知した食品安全に係る事象への対応をシミュレーションした。これを通じ、参加者は、リスク評価、リスク管理、国内外の利害関係者間のコミュニケーションを含むリスク分析の枠組みを適用できるようになった。

<その他関連事項>

ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）との協力の公式化

FAO は、過去 10 年間 HABs に関連する様々な分野においてユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）と協力を行っており、直近では、HABs に関する政府間パネル（IPHABs）に参加した。この IOC-FAO IPHAB の第 17 回会合のエグゼクティブ・サマリー、採択された決定と勧告は、会合の文書とともに公開されている。

環境・漁業・養殖科学センター（Cefas）の FAO Reference Centre への再指名

環境・漁業・養殖科学センター（Cefas）は、FAO の二枚貝の衛生に係る Reference Centre として再任された。（任期：4 年間）

薬剤耐性

2024 年 4 月、FAO は「Reduce the Need for Antimicrobials on Farms for Sustainable Agricultural Systems Transformation」(RENOFARM) イニシアチブを立ち上げた。これは 10 年間にわたる世界的なイニシアチブであり、保健サービスや生

産慣行の改善、抗菌薬の合理的な代替品の使用等を促進することによって、水産養殖を含む農業食品システム全体で抗菌薬の使用を大幅に削減することを目指すもの。本イニシアチブのもと、バイオセキュリティの改善、養殖業者の啓発及び効果的な抗菌薬代替品の採用に焦点を当てたパイロットプログラムがインドネシア、ウガンダ、ナイジェリアで進行中。

(結果)

CCFFP として FAO/WHO の活動及び上記の情報提供に謝意を表明することが合意された。

議題 6. 他の海藻及び水産物に関する新規作業提案についての検討

(議論)

議題 1 での合意に基づき、本議題の議論開始に先立って、4 月 13 日 (月) にブラジルを議長とする VWG が開かれ、議論の方向性の整理が行われた。結果、本会合では下記の作業提案について議論を行うこととなった。

- ① 海藻類全般を対象にした一般規格の策定 (ブラジル提案) ※ノルウェー、ペルーも類似の提案を行っていたが、ブラジルの提案に統合
- ② カラギナンの原料海藻 (*Kappaphycus*, *Eucheuma*) を対象にした実施規範の策定 (フィリピン提案)
- ③ CCFFP の部会名及び ToR の変更 (FAO 提案)

それぞれについて、以下のような議論が行われた。

① 海藻類全般の一般規格の策定 (ブラジル提案)

ブラジルから、海苔製品のアジア地域規格を基にした規格原案が示された。また、海藻類全般に適用される一般規格という建付けではあるものの、個別の海藻に着眼した規格も附属書のような形で組み込む可能性も否定しないという旨が説明された。

本提案については、米国、ノルウェー、チリ、モロッコ、UAE はじめ多くの国から広範な支持を得た一方で、下記のような指摘もあった。

- ・ 海藻類の多様性に鑑みれば、海藻全般に共通して適用できる条項を設けることには技術的な困難が伴うと考えられることから、まずはスコープを明確化するための検討 (scoping exercise) を行った方が建設的である (日本、EU、中国)
- ・ 大型藻類 (macroalgae) と微細藻類 (microalgae) は性質が大きく異なることから、今般の規格は macroalgae のみにスコープを絞ったものであるべき (ノルウェー、フィリピン)
- ・ 本規格は天然と養殖双方の海藻に適用されるのか、また直接消費とハイドロコロイド等の添加物用のものの双方に適用されるのか、スコープを明確化することが必要 (チリ)

上記の議論の結果、次回の総会に新規作業提案を提出することはせず、本新規作業提案のスキームの明確化等を行うため、EWG を立ち上げて更に検討を行うことが合意された。

② カラギナンの原料海藻 (*Kappaphycus*, *Eucheuma*) を対象にした実施規範の策定 (フィリピン提案)

フィリピンからの当初の提案は、カラギナンの原料海藻である *Kappaphycus* 及び *Eucheuma* を対象とした実施規範の策定であった。しかし、本会合に先立って開催された VWG での議論の中で、国際的に取引されている品目を幅広く含むような包括的なアプローチの重要性が指摘されたことから、当初の提案からスキームを拡大して、カラギナンだけでなく agar (寒天) や alginate (アルギン酸塩) を含むハイドロコロイドの原料となる海藻類全般をスキームに含む実施規範としたいという意向が本会合の冒頭にフィリピンから示された。また、既に魚類及び水産製品に関する実施規範 (CXC 52-2003) が存在するものの海藻独自の性質には十分に対応できていないこと、本実施規範は海藻の養殖から加工、包装、貯蔵及び流通までをカバーすることを意図しているということが説明された。

多くの国からは、本作業提案及びフィリピンからの上記の説明に対して概ね賛同する声を得られた。EU からは、①の海藻類全般の一般規格の作業同様、まずはスキームを明確化するための検討を行うことの重要性が指摘された。また、米国からは、海藻類全般を対象とした一般規格の作業提案が行われていることを踏まえ、これを補足するような包括的な実施規範とすることが提案された。さらに、チリからは、天然と養殖のどちらもスキームに含むことを明示的に記載することが提案された。

結果、次回総会に新規作業提案を提出することはせず、フィリピンを中心として、討議文書及びプロトコルの修正作業を進めることが合意された。

③ CCFFP の部会名及び ToR の変更 (FAO 提案)

FAO から、近年の養殖業の成長や水産物の多様化を踏まえ、CCFFP の部会名称を「Codex Committee on Aquatic Foods」や「Codex Committee on Aquaculture and Fishery Products」等といった名称に変更するとともに、ToR を下記のように修正することが提案された。

"To elaborate worldwide standards for aquatic foods, derived from capture fisheries and aquaculture, including fish, crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates, as well as seaweeds and other edible algae."

上記の提案については、ブラジル、チリ、モロッコ、トルコ等から支持を得た。一方、日本からは、海藻を ToR で明確に読めるようにするための修正については理解するが、それ以上の大幅な修正や長年使用されてきた CCFFP という名称の変更については慎重であるべき意見を表明した。本意見には米国・カナダから支持があった。

結果、部会名の変更は行わないこととし、海藻を含めた幅広い水産物を捕捉できるようにするための ToR の微修正のみを行うことに合意した。

(結果)

以下の事項に合意した。

- ・ 海藻類を対象にした一般規格策定の作業について、ブラジルを議長、フランスを共同議長とする EWG を立ち上げ、CCFFP38 の開催までに、討議文書及びプロジェクトドキュメントの修正作業を行う。なお、本 EWG のレポートは CCFFP38 の少なくとも 3 か月前には提出することとし、CCFFP38 までの間に VWG を開くことも検討するものとする。
- ・ 海藻類の対象にした実施規範策定の作業について、フィリピン及び関心国に対し、CCFFP38 までに討議文書及びプロジェクトドキュメントの修正作業を行うことを要請する。
- ・ 第 90 回執行委員会及び第 49 回総会に対し、CCFFP37 において CCFFP の部会名及び ToR の変更について議論が行われたことを通知する。また、当該議論の結果、CCFFP としては、ToR を下記のように微修正する意向であることを通知する。

To elaborate worldwide standards for live, fresh, frozen (including quick frozen) or otherwise processed aquatic food products fish, ~~crustaceans and molluscs.~~

議題 7. 次回会合の日程及び開催地

次回会合は、2 年後を目途に今後調整していくことが報告された。

また、ノルウェーから、60 年以上にわたり務めた CCFFP のホスト国を辞任する意向が表明された。

(以上)

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 49 回 総会

開催日：2026 年 7 月 6 日（月）～7 月 10 日（金）

場所：ジュネーブ（スイス）

仮議題

1	議題の採択
2	第 90 回執行委員会の報告
3	手続きマニュアルの修正
4	部会の作業 (採択、既存の文書の廃止、作業中止等)
4.1	スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)
4.2	食品衛生部会 (CCFH)
4.3	油脂部会 (CCFO)
4.4	分析・サンプリング法部会 (CCMAS)
4.5	食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)
4.6	食品添加物部会 (CCFA)
4.7	食品表示部会 (CCFL)
4.8	魚類・水産製品部会 (CCFFP)
4.9	その他の部会からの規格 (関連部会での承認の要件が達成されたもの)
5	新規作業提案
6	コーデックス規格と関連文書の修正 (コーデックス事務局による提案)
7	コーデックス部会から総会への付託事項

8	コーデックス戦略計画 2020-2025 - 実施報告
9	コーデックスの予算及び財政に関する事項
10	FAO 及び WHO から提起された事項
11	議長・副議長の選出
12	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
13	その他の作業
14	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 49 回総会の主な検討議題

1. 開催日：2026 年 7 月 6 日（月）～7 月 10 日（金）
開催地：ジュネーブ（スイス）

2. 主要議題の主な検討内容

仮議題 2. 第 90 回執行委員会の報告

（概要）

第 90 回執行委員会（2026 年 6～7 月）の報告が議長より行われる。

今次総会の議題のうち、執行委員会の議論・勧告を踏まえて検討する事項については各関連議題において（クリティカルレビューの結果、戦略計画、予算及び財政に関する事項等）、それ以外は本議題において、報告される予定。

（対処方針）

報告を聴取の上、適宜対処したい。

仮議題 3. 手続マニュアルの修正

（概要及び対処方針）

・ 手続マニュアル第 31 版

コーデックス事務局から、第 31 版が本年 3 月に公表されたこと（第 48 回総会（2025 年）で採択された修正・編集上の修正を反映）等について、情報共有される見込み。聴取の上、適宜対処したい。

・ 手続マニュアル第 32 版

第 28 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）において、4.6 章「コーデックス食品残留動物用医薬品部会に適用されるリスク分析原則」の附属書 A として掲載されている、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リストの推薦様式について、現行の様式の修正及び新たな様式の追加を行うことに合意した。部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

仮議題 4. 部会の作業

2025 年 10 月以降に開催された部会において、今次総会に、最終採択（ステップ 8、ステップ 5/8）、予備採択（ステップ 5）、作業中止、既存の文書の廃止等を諮ることになった文書が審議される。審議では、執行委員会からの勧告（クリティカルレビューの結果）

を十分に考慮することとされている。

4.1 スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）

2025年10月に開催された第8回CCSCHから提出されている文書¹

事項	概要
最終採択	
乾燥果実及びベリー形態のスパイスの規格案： バニラ（ステップ8）	<p>第5回CCSCH（2021年）で、乾燥果実及びベリー形態のスパイスのグループ規格策定の作業開始に合意し（米国の提案）、第44回総会（2021年）で承認された。</p> <p>第6回CCSCH（2022年）では、バニラの規格を個別食品規格とすべきとする意見があり、合意に至らなかったことから、グループ規格の中でバニラの規格のみステップ2/3に差し戻し、再検討することに合意した。</p> <p>第7回CCSCH（2024年）では、多くの課題が解決したものの、いくつかの事項について合意に至らなかったことから、規格原案について、第47回総会（2024年）にステップ5で予備採択を諮ることに合意し、未解決の事項についてさらなる検討を行うこととした。</p> <p>第8回CCSCHでは、食品添加物条項・食品表示条項についてそれぞれ食品添加物部会（CCFA）・食品表示部会（CCFL）による承認を受けた後に、総会にステップ8で最終採択を諮ることに合意した。米国は、「第2.2項 形状」への「バニラパルプと種子 – バニラ-キャビア」の追加について、国際貿易において既に「バニラ-キャビア」が使用されている中で用語変更は不当かつコスト負担を伴うこと、「第8.1.3項 Trade Name」の義務表示について、法的・財政的負担を伴うこと、また、「化学的特性（附属書I表A1）」を種毎の化学的特性に基づき設定することについて、長年の世界の業界慣行に反し多大な実施コストがかかることを理由に、それぞれ留保を表明した。</p> <p>食品添加物条項は第56回CCFA（2026年）で、食品表示条項は第49回CCFL（2026年）でそれぞれ承認された。なお、食品表示条項については、第49回CCFLにおいて、米国が8.3.1で「Trade Name」の義務表示について留保を表明</p>

¹ 第120回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/119.html>

	し、マダガスカルが 8.2.2 で収穫国が任意表示となっていることについて留保を表明した。
乾燥果実及びベリー形態のスパイスの規格原案：ラージカルダモン（ステップ 5/8）	<p>第 7 回 CCSCH（2024 年）で作業開始に合意し（ブータン及びネパールの提案）、第 47 回総会（2024 年）で承認された。</p> <p>第 8 回 CCSCH では、食品添加物条項・食品表示条項についてそれぞれ CCFA・CCFL による承認を受けた後に、総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。</p> <p>食品添加物条項は第 56 回 CCFA（2026 年）で、食品表示条項は第 49 回 CCFL（2026 年）でそれぞれ承認された。</p>
乾燥種子形態のスパイスの規格原案：コリアンダー（ステップ 5/8）	<p>第 7 回 CCSCH（2024 年）で作業開始に合意し（インドの提案）、第 47 回総会（2024 年）で承認された。</p> <p>第 8 回 CCSCH では、食品添加物条項・食品表示条項についてそれぞれ CCFA・CCFL による承認を受けた後に、総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。</p> <p>食品添加物条項は第 56 回 CCFA（2026 年）で、食品表示条項は第 49 回 CCFL（2026 年）でそれぞれ承認された。</p>
予備採択	
マジヨラムの規格原案（ステップ 5）	<p>第 7 回 CCSCH（2024 年）で作業開始に合意し（エジプトの提案）、第 47 回総会（2024 年）で承認された。</p> <p>第 8 回 CCSCH では、エジプトを議長とする電子作業部会（EWG）が用意した規格原案について議論し、第 49 回総会にステップ 5 で予備採択を諮ることに合意した。部会ではエジプトを議長、インドを共同議長とする EWG を設置して、合意に至っていない事項を中心に引き続き議論を行うことになった。</p> <p>なお、食品表示条項は第 49 回 CCFL（2026 年）で承認されたが、食品添加物条項は、食品添加物の一般規格（GSFA）の表 3 のみを参照しているが、表 3 の対象にはハーブ類が含まれないことから、第 56 回 CCFA（2026 年）では承認されなかった。</p>
その他	
スパイス・料理用ハーブ規格のテンプレートの更新	<p>第 5 回 CCSCH（2021 年）で、米国を議長とする EWG を設置し、スパイス・料理用ハーブ規格のレイアウトのテンプレートの更新作業を開始することに合意した。</p> <p>第 6 回 CCSCH（2022 年）では、引き続きテンプレートを</p>

	<p>慎重に検討し、懸念事項があれば次回会合で検討することに合意した。</p> <p>第7回 CCSCCH（2024年）では、時間的制約等により議論を行うことができなかつたため、米国により用意される更新されたテンプレートの検討を第8回 CCSCCH に延期することに合意した。</p> <p>第8回 CCSCCH では、更新されたテンプレートについて検討を行い、最新のテンプレートを情報文書としてコーデックスウェブページに掲載することを、コーデックス事務局に要請することに合意した。</p>
--	---

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

なお、バニラの規格において、「Trade name」の表示を必須とする案になっていることについては、我が国としてはバニラの「Trade name」の表示は必ずしも必要ではないと考えるが、加盟国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。

4.2 食品衛生部会（CCFH）

2025年12月に開催された第55回 CCFH から提出されている文書²

事項	概要
最終採択	
食品事業者のための食品アレルギー管理における実施規範（CXC 80-2020）の付随的修正	<p>第55回 CCFH では、「包装食品の表示に関する一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）」の改訂作業の完了に伴い、CXC 80-2020 について、特に食物アレルギー若しくはセリアック病の原因となりうる食品及び原料のリスト並びにアレルギー性食品のリストと関連する定義を GSLPF と整合させるために、コーデックス事務局が用意した改訂案に基づき検討し、CXC 80-2020 の付随的修正について、第49回総会に採択を諮ることに合意した。</p>
食品生産・加工における水の安全な使用及び再利用に関するガイドライン（CXG 100-2023）の附属書 II（魚及び水産	<p>第51回 CCFH（2019年）で、食品の生産・加工における水の安全な使用および再利用について、管轄当局と食品事業者が、目的に適した水（fit-for-purpose）かどうか、微生物学的ハザードに着目し、リスクに基づいて判断する枠組みと実践ツールを示したガイドラインの策定作業の開始に合意し</p>

² 第120回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/120.html>

<p>製品)及び附属書 IV(目的に適した水の評価、安全管理、及び再使用のための水の回収・処理技術) 原案 (ステップ 5/8)</p>	<p>(ホンジュラスの提案)、第 43 回総会 (2020 年) で承認された。</p> <p>第 54 回 CCFH (2024 年) では、附属書 II をステップ 2/3 に差し戻し再検討すること及び附属書 IV を新たに設けることに合意した。</p> <p>第 55 回 CCFH では、附属書 II 及び附属書 IV をステップ 5/8 で最終採択し CXG 100-2023 に組み込むことについて、第 49 回総会に諮ることに合意した。</p> <p>(CXG 100-2023 の一般セクション及び附属書 I (生鮮農産物) は第 53 回 CCFH (2023 年) で合意し、第 46 回総会 (2023 年) で最終採択されている。また、附属書 III (乳及び乳製品) は第 54 回 CCFH で合意し、第 47 回総会 (2024 年) で最終採択されている。)</p>
<p>CXG 100-2023 の一般セクション及び附属書 I、III の修正</p>	<p>第 55 回 CCFH は、CXG 100-2023 の一般セクション及び附属書 I、III に対し、附属書 IV との相互参照に関する修正を行うことについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。</p>
<p>「家畜牛の肉における無鉤状虫 (<i>Taenia saginata</i>) の管理に関するガイドライン (CXG 85-2014)、イノシシ科動物の肉における <i>Trichinella</i> 属の管理に関するガイドライン (CXG 86-2015) 及び食品由来寄生虫の管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 88-2016) の修正</p>	<p>第 45 回総会 (2022 年) で食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969) の改訂案が採択された際に、CXC 1-1969 はコーデックスの食品衛生に関する文書の基本であり多くの文書に参照されていることから、総会から CCFH に対して文書の整合化を図るよう要請があったもの。</p> <p>第 55 回 CCFH は、CXG 85-2014、CXG 86-2015 及び CXG 88-2016 の 3 文書について、CXC 1-1969 との整合性の確保に関する議論を行い、当該 3 文書の修正について、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。</p>
<p>鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CXG 78-2011) の改訂 (ステップ 5/8)</p>	<p>第 54 回 CCFH (2024 年) で、サルモネラ属菌とカンピロバクターに関連した食中毒の発生状況や、鶏肉及び関連業界の継続的な成長の重要性を考慮し、食鳥処理前後の介入措置、実践的な介入措置、微生物学的モニタリング、及び病原体の同定手法等の整理を目的としたガイドラインを作成する作</p>

	<p>業の開始に合意し（米国、ブラジル、ホンジュラス及びニュージーランドの提案）、第 47 回総会（2024 年）で承認された。</p> <p>第 55 回 CCFH は、米国を議長、オーストラリア、ブラジル、デンマーク、ホンジュラス及びインドを共同議長とする EWG 及び物理的作業部会（PWG）が用意した改訂ガイドライン原案を基に議論し、FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）の最新の科学的助言を反映した包括的な改訂を進め、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。</p>
<p>食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 61-2007）の改訂（ステップ 5/8）</p>	<p>第 54 回 CCFH（2024 年）で、調理済み食品中にリステリア・モノサイトゲネスが存在することによって疾病が発生する可能性を最小限にとどめるため、調理済み食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理のための枠組みについて、政府機関に助言を提供することを目的としたガイドラインを作成する作業の開始に合意し（カナダ、フランス及び米国の提案）、第 47 回総会（2024 年）で承認された。</p> <p>第 55 回 CCFH は、米国を議長、カナダ、中国及びフランスを共同議長とする EWG が用意した改訂ガイドライン原案を基に議論した。JEMRA の最新の科学的進展と勧告を考慮してガイドラインの改訂を進めることで広く支持が得られ、いくつか示された懸念について検討を行い、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。</p>

（対処方針）

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.3 油脂部会（CCFO）

2026 年 2 月に開催された第 29 回 CCFO から提出されている文書³

事項	概要
最終採択	
<p>バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する</p>	<p>第 23 回 CCFO（2013 年）で、CXC 36-1987 の「附属書 II：許容される前荷⁴のリスト」の見直しを今後の油脂部会の常</p>

³ 第 122 回コーデックス連絡協議会文書参照

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/assets/consumer_safety_cms203_260422_01.pdf

⁴ 食用油脂をバルク（液体等の貨物を梱包されていない状態で輸送する形態）で輸送する際、当該食用油脂を運ぶ前に同じ船舶等で運んでいた貨物のこと。

<p>実施規範(CXC 36-1987)の修正及び改訂</p>	<p>設議題とすることに合意した。</p> <p>第 29 回 CCFO は、マレーシアを議長とする EWG の勧告について検討を行った結果、「高度精製食用グレードオイル（中・低粘度）」に鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）の上限値を設定せず現行維持すること、「ミネラルオイル（高・中粘度）」に「食品用高度精製品」と追記した上で附属書 II に維持すること、硝酸は当面附属書 III（禁止リスト）に維持すること、エタノールの記載は修正せず現行維持することとし、附属書IIの修正案について、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。EU は、「ミネラルオイル（高・中粘度）」の附属書 II への維持について、遺伝毒性発がん性が疑われる MOAH が含まれる可能性による健康リスクに対する懸念を示した。また、エタノールの記載の現行維持について、リスク評価されていない変性剤を含む変性エタノールまで許容される可能性が懸念され、許容される変性剤は附属書 II に掲載される物質に限定すべきとして、留保を表明した。</p>
<p>予備採択</p>	
<p>微生物由来オメガ-3 油の規格（ステップ 5）</p>	<p>第 28 回 CCFO（2024 年）は、微生物由来オメガ-3 油の規格の策定作業の開始に合意し（オブザーバーの The Global Organization for EPA and DHA omega-3s の提案）、第 47 回総会（2024 年）で承認された。</p> <p>第 29 回 CCFO は、米国を議長、中国を共同議長とする EWG が用意した規格原案を基に議論を行い、規格原案について、第 49 回総会にステップ 5 で予備採択を諮ることに合意した。また、米国を議長、中国を共同議長する EWG を設置して、合意にいたっていない品質パラメータ等の事項を中心に引き続き議論を行うことになった。</p> <p>なお、食品表示条項は第 49 回 CCFL（2026 年）において承認された。食品添加物条項は、第 56 回 CCFA（2026 年）において、適切な食品分類がまだ割り当てられていないことから現時点では承認されず、GSFA に関する EWG で検討を行うこととなった。分析・サンプリング法条項（水分及び揮発分の分析法の 2 つの異なる Type I 分析法の整理）は第 45 回 CCMAS（2026 年）での検討の結果、両分析法は妥当性確認済みだが乾燥温度条件が異なることから、①両法を温度条件付きでそれぞれ Type I 分析法として承認する案、②1 法の</p>

	<p>み採用する案、を CCFO での再検討されることとなった。②の場合は、オメガ-3 油の酸化を考慮し、低温条件の ISO 662 がより保守的との意見が付された。</p> <p>この他、汚染物質条項（食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（GSCTFF）に設定されている食用油脂中のヒ素及び鉛の最大基準値を当該規格へも拡張）の承認については第 19 回食品汚染物質部会（CCCF）（2026 年 10 月予定）で検討予定。</p> <p>また、本規格の最終採択までに、個別食品規格がない食用油脂の規格（CXS 19-1981）から微生物由来オメガ-3 油が対象外となるよう改訂される予定。</p>
--	---

（対処方針）

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.4 分析・サンプリング法部会（CCMAS）

2026 年 3 月に開催された第 45 回 CCMAS から提出されている文書⁵

事項	概要
最終採択	
<p>分析法、分析法の性能規 準、サンプリングプラ ン：分析・サンプリング 法規格（CXS 234-1999） への収載</p>	<p>第 45 回 CCMAS は、CCCF、アジア地域調整部会（CCASIA）、近東地域調整部会（CCNE）、CCSCH、CCFO から提出された分析・サンプリング法について検討を行い、一部を除いて承認し、CXS 234-1999 への収載、CXS 234-1999 からの廃止及び個別食品規格からの廃止について、第 49 回総会に諮ることに合意した。</p> <p>魚類・水産製品、油脂、穀類・豆類及び由来製品の個別食品規格について、コーデックス事務局が修正作業を進める過程で、本来 CXS 234-1999 に移行されるべき分析法が移行されていない等の課題が特定されたため、第 45 回 CCMAS で検討することとしていた。第 45 回 CCMAS における議論の結果、該当する分析法の採択・廃止について第 49 回総会に諮り、採択された分析法について CXS 234-1999 に収載すること及び個別食品規格を修正することに合意した。</p> <p>第 44 回 CCMAS（2025 年）で、キノアを対象とするタン</p>

⁵ 第 122 回コーデックス連絡協議会文書参照

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/assets/consumer_safety_cms203_260422_01.pdf

	<p>パク質分析法 (ISO 1871) を Type IV 分析法から Type I 分析法に変更することについて議論を行ったが、合意に至らなかったため、第 45 回 CCMAS にて再検討することとしていた。第 45 回 CCMAS における議論の結果、キノアを対象とするタンパク質分析法としての ISO 1871 を Type IV に維持することに合意した。この決定にペルーが留保を表明した。また、テヘナを対象とするタンパク質分析法として、ISO 1871 が Type I 分析法として既に承認されている点について、今回の議論を踏まえ Type IV に変更することとし、修正について第 49 回総会に諮ることに合意した。</p> <p>第 44 回 CCMAS で、糖及びはちみつの分析法の点検・更新作業を進めることに合意した。第 45 回 CCMAS における議論の結果、一部の分析法の採択・廃止について第 49 回総会に諮ることに合意した。</p>
既存のコーデックス文書の廃止	
分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の分析法	<p>(一部の CXS 234-1999 及び個別食品規格からの分析法の廃止に関する議論については、上述も参照。)</p> <p>第 42 回 CCMAS (2023 年) で、フルーツジュースの分析法の点検・更新作業を進めることに合意した。第 45 回 CCMAS における議論の結果、妥当性確認のための性能評価データが存在しないこと等が判明した分析法を CXS 234-1999 から廃止することについて、第 49 回総会に諮ることに合意した。</p>

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.5 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)

2026 年 3 月に開催された第 28 回 CCRVDF から提出されている文書⁶

事項	概要
最終採択	
ラクダ科動物への最大残留基準値 (MRL) の外挿：	ラクダ科動物の各種組織及び乳へのイベルメクチンの MRL 外挿案について、英国を議長、コスタリカを共同議長とする EWG からは、外挿規準を満たさないため外挿は不可

⁶ 第 122 回コーデックス連絡協議会文書参照

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/assets/consumer_safety_cms203_260422_01.pdf

<p>・乳のイベルメクチン ・筋肉、肝臓、腎臓、乳のテトラサイクリン類（クロルテトラサイクリン、オキシテトラサイクリン及びテトラサイクリン） (ステップ 5/8)</p>	<p>とする勧告がされたが、第 28 回 CCRVDF での議論において、乳には外挿に係る個別規準が適用されることが指摘され、乳について当該個別規準を満たしていることが確認された。そのため、ラクダ科動物の乳を対象としたイベルメクチンの外挿 MRL について、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。</p> <p>ラクダ科動物の各種組織及び乳へのオキシテトラサイクリンの MRL 外挿案について、EWG からは、オキシテトラサイクリンの既存の MRL が、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンも含めたテトラサイクリン類の一つとして設定されていることなどから、テトラサイクリン類としての外挿 MRL を設定することについて勧告がされた。第 28 回 CCRVDF での議論の結果、テトラサイクリン類としての MRL の外挿に十分な科学的根拠が認められたため、ラクダ科動物の各種組織及び乳を対象としたテトラサイクリン類の外挿 MRL について、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。</p>
<p>適用できるコーデックス MRL がない場合に、動物用医薬品の飼料中の不可避かつ非意図的なキャリアオーバーによる食品中の動物用医薬品の残留の検出に対処するために推奨されるリスクに基づく対応に関するガイドライン (ステップ 5/8)</p>	<p>第 27 回 CCRVDF (2024 年) で、ガイドラインの作成の新規作業開始に合意し、第 47 回総会 (2024 年) で承認された。</p> <p>第 28 回 CCRVDF では、カナダを議長、オーストラリア及び米国を共同議長とする EWG が用意したガイドライン原案を基に議論を行い、修正したガイドライン原案について、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。</p>
<p>鶏卵中のナイカルバジン及びラサロシドのアクションレベル(ステップ 5/8)</p>	<p>第 27 回 CCRVDF (2024 年) で、鶏卵中のナイカルバジン及びラサロシドのアクションレベル設定の新規作業に合意し、第 47 回総会 (2024 年) で承認された。</p> <p>第 28 回 CCRVDF では、カナダを議長、オーストラリア及び米国を共同議長とする EWG が用意したアクションレベル原案について議論を行い、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。</p>
<p>テトラサイクリン類と</p>	<p>CXM2 に、外挿 MRL がテトラサイクリン類、シペルメト</p>

シペルメトリン類の名称を整合させるための食品残留動物用医薬品の最大残留基準及びリスク管理に関する勧告 (CXM2) の編集上の修正	リン類として設定されることを明確化するための編集上の修正を行うもの。 CXM2 の修正について、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。
---	---

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.6 食品添加物部会 (CCFA)

(資料未着)

2026 年 4 月に開催された第 56 回 CCFA から提出されている文書

事項	概要
最終採択	
食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案 (ステップ 5/8)	第 56 回 CCFA において、JECFA 事務局から、第 100 回 JECFA 会合 (2025 年 6 月) の結果、4 種類の食品添加物及び 7 種類の加工助剤の仕様書を作成し、2 種類の食品添加物の仕様書を改訂したことが報告された。全ての仕様書の作成及び改訂について、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項案及び原案並びに既採択条項の改訂	第 56 回 CCFA は、GSFA の食品添加物条項案及び原案並びに改訂案について、第 49 回総会に最終採択を諮ることに合意した。
食品添加物の分類名称と国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の改訂原案 (ステップ 5/8)	CXG 36-1989 に掲載する食品添加物の追加及び既に CXG 36-1989 に掲載されている食品添加物の分類及び用途の記載の修正を行うもの。第 56 回 CCFA は、改訂原案について、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。
食品分類 (FC) 06.8.1 のカロテノイド関連食品添加物に関する条項に付随する脚注の挿入 FC 06.8.1 のパプリカ抽	第 56 回 CCFA は、他部会及びコーデックス事務局から負託された事項について検討を行い、GSFA の FC 06.8.1 のカロテノイド関連食品添加物に関する条項に付随する脚注を挿入すること、FC 06.8.1 のパプリカ抽出物の使用に関する食品添加物条項を改訂すること、FC 06.8.1 のタートラジン

<p>出物の使用に関する食品添加物条項の改訂 FC 06.8.1 のタートラジンに付随する脚注の訂正</p>	<p>に付随する脚注を訂正することについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。</p>
<p>CCASIA の 1 規格、CCNE の 1 規格及び CCSCH の 3 規格の承認に関連した GSFA の食品添加物規格の改訂</p>	<p>第 56 回 CCFA において、CCASIA の 1 規格⁷、CCNE の 1 規格⁸及び CCSCH の 3 規格⁹の食品添加物条項案の承認に伴い、GSFA の関連条項を個別食品規格と整合させるための改訂を行うことについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。</p>
<p>アフリカ地域調整部会 (CCAFRICA) の 3 規格、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) の 2 規格、北米・大洋州地域調整部会 (CCNASWP) の 2 規格及び加工果実・野菜部会 (CCPFV) の 1 規格の整合に関連した GSFA の食品添加物条項の改訂 FC 08.2 のステビオール配糖体に関する食品添加物条項の改訂</p>	<p>第 56 回 CCFA において、CCAFRICA の 3 規格¹⁰、CCLAC の 2 規格¹¹、CCNASWP の 2 規格¹²及び CCPFV の 1 規格¹³の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合について議論が行われ、整合に伴う GSFA の改訂について、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。</p> <p>また、FC 08.2 のステビオール配糖体に関する条項に、脚注が欠けていることが指摘されたことから、当該条項に脚注を挿入することについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。</p>
<p>ナイシン (INS 234) からナイシン A (INS 234(i)) への変更に伴う GSFA への修正</p>	<p>INS に、ナイシン (INS 234) の小項目としてナイシン A (INS 234(i)) を追加したことに伴い、GSFA に対応する修正を加えることについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。</p>

⁷ 急速冷凍餃子の地域規格

⁸ マアムールの地域規格

⁹ 乾燥果実及びベリー形態のスパイスの規格：バニラ、乾燥果実及びベリー形態のスパイスの規格：ラージカルダモン、乾燥種子形態のスパイスの規格原案：コリアンダー

¹⁰ 発酵加熱キャッサバ加工品の地域規格 (CXS 334R-2020)、グネツム属の生鮮葉の地域規格 (CXS 335R-2020)、乾燥肉の地域規格 (CXS 350R-2022)

¹¹ クラントロ・コヨーテの地域規格 (CXS 304R-2020)、ルクマの地域規格 (CXS 305R-2011)

¹² 水と混合して飲料として使用されるカバ製品の地域規格 (CXS 336R-2020)、発酵ノニ果汁の地域規格 (CXS 356R-2023)

¹³ 果汁及びネクターの一般規格 (CXS 247-2005)

<p>パン用酵母の規格原案の採択に伴う GSFA の改訂</p>	<p>第 56 回 CCFA で合意された、パン用酵母の規格原案の最終採択に伴い、GSFA の関連条項を当該規格に整合させるための改訂を行うことについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。</p>
<p>CCAFRICA の 3 規格、CCNASWP の 2 規格及びココア製品・チョコレート部会 (CCCPC) の 1 規格の食品添加物条項の改訂</p>	<p>GSFA との整合に伴い、CCAFRICA の 3 規格¹⁴、CCNASWP の 2 規格¹⁵及び CCCPC の 1 規格¹⁶の食品添加物条項を改訂することについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。</p>
<p>ラズベリー缶詰の規格 (CXS 60-1981) 及びイチゴ缶詰の規格 (CXS 62-1981) の食品添加物条項の改訂</p>	<p>第 55 回 CCFA (2025 年) において、CXS 60-1981 及び CXS 62-1981 においてエリスロシンの使用が認められているものの、JECFA によるエリスロシンの評価では、当該規格に準拠する食品が暴露評価に含まれていないことが指摘され、回付文書によりエリスロシンの実際の使用状況について情報収集することに合意した。</p> <p>第 56 回 CCFA では、回付文書への回答も考慮して議論を行い、CXS 60-1981 及び CXS 62-1981 の許可される食品添加物のリストからエリスロシンを削除することについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。</p>
<p>パン用酵母の規格原案 (ステップ 5/8)</p>	<p>第 54 回 CCFA (2024 年) で作業開始に合意し (中国の提案)、第 47 回総会 (2024 年) で承認された。</p> <p>第 55 回 CCFA (2025 年) では、中国を議長、フランス及びトルコを共同議長とする EWG が用意した規格原案を基に議論を行い、合意に至らない論点が多く残ったことから、ステップ 2 に差し戻され、EWG にて規格原案を再検討することになった。</p> <p>第 56 回 CCFA では、EWG が用意した規格原案を基に議論を行い、修正を加えた規格原案について、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。</p> <p>食品表示条項は第 49 回 CCFL (2026 年) において承認された。</p>

¹⁴ 発酵加熱キャッサバ加工品の地域規格 (CXS 334R-2020)、グネツム属の生鮮葉の地域規格 (CXS 335R-2020)、乾燥肉の地域規格 (CXS 350R-2022)

¹⁵ 水と混合して飲料として使用されるカバ製品の地域規格 (CXS 336R-2020)、発酵ノニ果汁の地域規格 (CXS 356R-2023)

¹⁶ ココアバターの規格 (CXS 86-1981)

既存のコーデックス文書の廃止	
GSEFA の食品添加物条項	第 56 回 CCFA で合意された GSEFA の既存の食品添加物条項の案及び原案の最終採択に伴い、関連する条項を廃止するもの。
作業中止	
GSEFA の食品添加物条項案及び原案	第 56 回 CCFA で規格策定作業を中止することに合意された GSEFA の食品添加物条項の案及び原案。

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.7 食品表示部会 (CCFL)

2026 年 5 月に開催された第 49 回 CCFL から提出されている文書

事項	概要
最終採択	
包装食品の表示に関する一般規格 (GSLPF) (CXS 1-1985) の附属書: 予防的アレルギー表示 (PAL) の使用に関するガイドライン (ステップ 8)	<p>第 45 回 CCFL (2019 年) で、GSLPF のアレルギー関連規定を見直すとともに、PAL の使用に係るガイドラインを策定する作業の開始に合意し (オーストラリア、英国及び米国の提案)、第 42 回総会 (2019 年) で承認された。</p> <p>第 48 回 CCFL (2024 年) では、「目的」、「適用範囲」及び「定義」のセクションについて合意されたため、ガイドライン原案について、第 47 回総会 (2024 年) にステップ 5 で予備採択を諮り、その他のセクションについて検討を継続することとされた。</p> <p>第 49 回 CCFL では、残りの論点について議論を行い、修正を加えたガイドライン案で合意に至ったことから、第 49 回総会にステップ 8 で最終採択を諮ることに合意した。なお、第 49 回 CCFL では、タイが 4.3 (PAL を使用する場合) に十分な柔軟性が確保されていないことに懸念を表明し、留保した。</p>
包装食品の表示に関する一般規格 (GSLPF) (CXS 1-1985) の改訂: ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形態に関連する規	<p>第 47 回 CCFL (2023 年) で作業開始に合意し (コロンビアの提案)、第 46 回総会 (2023 年) で承認された。</p> <p>第 48 回 CCFL (2024 年) では、コロンビアを議長、ジャマイカを共同議長とする EWG が用意した改訂原案を基に議論を行ったが、「用語の定義」の改訂内容について意見がまとまらなかったため、ステップ 2/3 に差し戻し、さらなる検</p>

定 (ステップ 5/8)	<p>討を行うことに合意した。</p> <p>第 49 回 CCFL では、コロンビアを議長、カナダ、インド及びジャマイカを共同議長とする EWG が用意した改訂原案を基に議論を行い、修正を加えた改訂原案について、第 49 回総会にステップ 5/8 で採択を諮ることに合意した。</p>
緊急時における食品表示規定の適用に関するガイドライン(ステップ 5/8)	<p>第 48 回 CCFL (2024 年) で作業開始に合意し (米国の提案)、第 47 回総会 (2024 年) で承認された。</p> <p>第 49 回 CCFL では、米国を議長とする EWG が用意したガイドライン原案を基に議論を行い、修正を加えたガイドライン案で合意に至ったことから、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。</p>
その他	
サフランの規格(CXS 351-2022) の表示条項 (8.2)	<p>第 49 回 CCFL では、スパイスの収穫国表示に関する EWG から示された 9 つの結論を基に、「未定」となっていたサフランの規格の原産国及び収穫国表示に関する事項の書きぶりについて議論が行われ、合意に至ったことから、当該案について総会に付託して議論することとなった。</p> <p>なお、第 49 回 CCFL において合意に至ったサフランの規格の 8.2 の書きぶりは下記のとおり。</p> <p>8.2 Country of origin and country of harvest</p> <p>8.2.1 Country of origin shall be declared*.</p> <p>8.2.2 Region of harvest and year of harvest (optional).</p> <p>*Footnote: for this standard the country of origin is the same as the country of harvest.</p>

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.8 魚類・水産製品部会 (CCFFP)

2026 年 4～5 月に開催された第 37 回 CCFFP (Working by correspondence: 電子的作業のみによる部会) から提出されている文書

事項	概要
最終採択	
ツナ及びカツオ缶詰の規格 (CXS 70-1981)、イワシ缶詰の規格 (CXS	FAO から CXS 70-1981、CXS 94-1981 及び CXS 95-1981 のスコープに定められている製品の定義について、最新の分類学を踏まえた更新の必要性の指摘があったもの。第 37 回

94-1981) 及び急速冷凍 ロブスターの規格 (CXS 95-1981) の製品定義の 分類学的更新	CCFFP は当該規格の分類学的な更新について、コーデック ス手続マニュアルの規定に基づき第 49 回総会に採択を諮る ことに合意した。
予備採択	
海苔製品の地域規格 (ア ジア) の国際規格化 (ス テップ 5)	<p>第 23 回 CCASIA (2025 年) において、第 48 回総会 (2025 年) に新規作業提案の承認を諮ることに合意し (韓国の提案)、第 48 回総会で新規作業承認され、CCFFP で作業が進められることとなった。また、総会において、スコープを拡大する必要性について議論になったことから、今後スコープを変更する必要がある場合には、CCFFP から総会に報告することにも合意された。</p> <p>第 37 回 CCFFP では、本規格のスコープが主要な論点となった。部会の事前に各国に配付された回付文書においては、①現行のスコープを維持すべき (日本、韓国)、②現行規格に規定されている <i>genus Pyropia</i> に加えて <i>Porphyra</i> も対象とすべき (EU、ノルウェー、ニュージーランド)、③海苔以外の様々な種類の海藻もスコープに含めるべき (エジプト、インドネシア等) という意見が示された。これに対し、韓国から、②は受入れ可能だが、③については別作業として提案されるべきとの意見があった。さらに、我が国からは、(1) <i>Porphyra</i> を含むことは否定しないが、本規格の対象が乾燥品のみに限られることが担保されるべき、(2)海苔以外の海藻についてはスコープに入れるべきではない旨発言した。結果、スコープについては、(1)現行の <i>genus Pyropia</i> に加えて <i>Porphyra</i> も加えつつ、(2)本規格は乾燥品のみ適用されるものであるということが明示的に記載されることとなった。</p> <p>さらに、その他の部分についても、韓国が用意した規格原案を基に検討が行われた。結果、各国からの意見を踏まえて所要の修正を行うことが合意されたが、表示に関する事項 (意図せず混入した他海藻原料の表示、重量 (枚数) の表示) 等については、引き続き検討が必要という結論に至った。以上を踏まえ、表示に関する事項等をスクエアブラケットに入れ仮置きとした上で、第 49 回総会にステップ 5 で予備採択を諮ることに合意した。</p> <p>なお、上記のスクエアブラケットの条項について議論する</p>

	<p>ため EWG が設置されることとなり、韓国が議長、日本及び中国が共同議長を務めることとなった。</p> <p>また、この議論に関連し、CCCF に、海藻類の汚染物質について、JECFA による安全性評価の必要性を検討するよう通知することにも合意した。</p>
その他	
CCFFP の付託事項 (Terms of reference, ToR) の変更	<p>FAO から、近年の養殖業の成長や水産物の種類の多様化を踏まえ、CCFFP の ToR 及び部会名の修正の提案があったもの。我が国からは、現在の ToR に含まれていない海藻を ToR で捉えるようにするための修正は理解するが、それ以上の修正は慎重であるべきとの指摘をした（米国・カナダから支持）。結果、部会名については現状を維持し、ToR については現状のものから下記のように微修正することについて、第 90 回執行委員会及び第 49 回総会に通知することに合意した。</p> <p>To elaborate worldwide standards for live, fresh, frozen (including quick frozen) or otherwise processed aquatic food products fish, crustaceans and molluscs.</p>

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

ToR の修正案についても、部会において我が国が表明した意見が考慮された結果、合意に至ったものであり、我が国として異論はないが、執行委員会での検討の結果や総会での加盟国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。

4.9 その他の部会からの規格（関連部会での承認の要件が達成されたもの）

2025 年 3 月以降に開催された上記以外の部会において、関連部会による条項の承認を受けることを前提に総会に採択を諮ることが合意され、関連部会において条項が承認された規格。

事項	概要
生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)	
生鮮カレーリーフの規格原案 (ステップ 5/8)	<p>第 22 回 CCFFV (2022 年) で作業開始に合意し (インドの提案)、第 45 回総会 (2022 年) で承認された。</p> <p>第 23 回 CCFFV (2025 年) では、最終採択の前に食品添加物条項・食品表示条項についてそれぞれ CCFA・CCFL によ</p>

	<p>る承認を受けることを前提に、総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。</p> <p>食品添加物条項は第 55 回 CCFA（2025 年）で、食品表示条項は第 49 回 CCFL（2026 年）でそれぞれ承認された。</p>
CCASIA	
<p>急速冷凍餃子の地域規格案（ステップ 8）</p>	<p>第 21 回 CCASIA（2019 年）で作業開始に合意し（中国の提案）、第 43 回総会（2020 年）で承認された。</p> <p>第 22 回 CCASIA（2022 年）では、概ね規格原案に合意がなされたが、食品添加物条項で参照する GSFA の食品分類に関する議論がまとまらず、食品添加物条項全体をスクエアブラケットに入れ仮置きとした上で、第 46 回総会（2023 年）に予備採択を諮ることに合意した。</p> <p>第 23 回 CCASIA（2025 年）では、食品添加物条項・食品表示条項についてそれぞれ CCFA・CCFL による承認を受けた後に、総会にステップ 8 で最終採択を諮ることに合意した。</p> <p>なお、食品添加物条項、食品表示条項、サンプリングプランについてそれぞれ第 56 回 CCFA、第 49 回 CCFL、第 45 回 CCMAS（いずれも 2026 年）に承認を求められた際、以下の議論があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品添加物条項：CCASIA からは、一部の添加物について、GSFA 上「即席めんのみ使用可」とする注釈が付されていたところ、これを改訂し餃子にも使用可とする提案を行っていたが、第 56 回 CCFA において、EU から、これは用途拡大に該当する可能性があるものの、技術的正当性の確認等の必要な手続きが行われていないとの指摘があったため、これらの添加物を含まない形で承認された。 ・食品表示条項：第 49 回 CCFL では特段の修正なく承認されたが、米国から餃子の具材の、食品の名称への表示が任意となっていることについて、承認に異議はないものの、GSLPF において食品の名称に加えて当該食品の性質が特定できるような追加情報の表示を求めていることと整合しないのではないのかという指摘がされるとともに、将来的に規格を策定する際、GSLPF を明確に参照することを検討するよう提案された。第 49 回 CCFL は、各部会に対し、食品の名称に関する GSLPF の規定の適用を慎重に検討し、必要に

	<p>応じて追加情報を組み込むよう助言することに合意した。</p> <p>・サンプリングプラン：第 45 回 CCMAS では特段の修正なく承認されたが、ニュージーランドから、CCASIA から承認を求められた 8 つの地域規格について、生産者リスクしか考慮していない ISO 規格ではなく、消費者リスク（規格を満たしていないロットを誤って合格とする確率。統計学上の用語であり、コーデックスで一般的に使われる食品安全に係る「リスク」とは異なる）も考慮して両者のバランスを踏まえ統計学的に妥当となるよう、サンプリングの一般ガイドライン(CXG 50-2004)に記載されたプロセスに基づき策定すべきとの懸念が示された。第 45 回 CCMAS は今次会合において示された懸念を CCASIA に情報提供するとともに、CXG 50-2004 に沿ってサンプリングプランの見直しを検討するよう助言することに合意した。¹⁷</p>
CCNE	
<p>マアムールの地域規格案（ステップ 8）</p>	<p>第 10 回 CCNE（2019 年）で作業開始に合意し（サウジアラビアの提案）、第 43 回総会（2020 年）で承認された。</p> <p>第 11 回 CCNE（2023 年）では、品質要件と分析法以外の箇所合意し、第 46 回総会（2023 年）に予備採択を諮ることに合意した。</p> <p>第 12 回 CCNE（2025 年）では、食品添加物条項・食品表示条項についてそれぞれ CCFA・CCFL による承認を受けた後に、総会にステップ 8 で最終採択を諮ることに合意した。</p> <p>食品添加物条項は第 56 回 CCFA（2026 年）で、食品表示条項は第 49 回 CCFL（2026 年）でそれぞれ承認された。</p>

（対処方針）

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

仮議題 5. 新規作業提案

2025 年 10 月以降に開催された部会において、今次総会に、新規作業提案の承認（ステップ 1）を諮ることになった文書が審議される。審議では、執行委員会からの勧告（クリティカルレビューの結果）を十分に考慮することとされている。

¹⁷ 第 122 回コーデックス連絡協議会文書参照

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/assets/consumer_safety_cms203_260422_01.pdf

事項	概要
CCFO	
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 ・シアバターの追加	第 29 回 CCFO (2026 年) にオランダから提案され、作業開始に合意した。第 49 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG (議長: ナイジェリア、共同議長: ガーナ、インド、オランダ) により規格原案の作成作業が行われる。
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 ・高オレイン酸ヒマワリ油のステアリン酸含量の変更	第 29 回 CCFO (2026 年) にイランから提案され、作業開始に合意した。第 49 回総会において新規作業提案が承認された場合、コーデックス事務局が、ステアリン酸含量の下限値に関する意見や関連データを収集するための回付文書を発出し、イラン及びロシアにより分析が行われる。
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 ・シーバックソーンパルプ油及びシーバックソーンシード油の追加	第 29 回 CCFO (2026 年) にモンゴル及び中国から個別食品規格の策定が提案され、議論の結果、CXS 210-1999 へ追加する方針での作業開始に合意した。第 49 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG (議長: モンゴル、共同議長: 中国) により規格原案の作成作業が行われる。
CCRVDF	
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案	第 28 回 CCRVDF (2026 年) において修正された JECFA による評価のための動物用医薬品の優先順位リストの承認を諮るもの。
CCFA	
GSFA の新規食品添加物条項の提案	第 56 回 CCFA (2026 年) において提案された、GSFA への新規食品添加物条項の収載及び既存の条項の改訂に関する作業 (ステップ 3、ステップ 2)。
JECFA による評価のための食品添加物のリスト	第 56 回 CCFA (2026 年) で修正された JECFA による評価のための食品添加物の優先リストの承認を諮るもの。
加盟国	
インド: カシューカーネルの規格策定提案	第 28 回 CCPFV (2016 年) にインドから提案され、第 40 回総会 (2017 年) で承認されたが、2020 年以降 CCPFV が休会となったため、作業が進展していなかった。 第 47 回総会 (2024 年) にインドから、CCPFV を再開しカシューカーネルの規格の策定作業を開始することについて

	<p>提案があり、第 47 回総会はインドに対し、最新の貿易量や食品安全上の懸念、コーデックス戦略計画 2026-2031 の目標との整合に関する情報を更新して作業提案を改訂するよう勧告した。</p> <p>第 48 回総会（2025 年）にインドから、改訂された新規作業提案が提出され、CCPFV の再開と規格策定作業の開始について再度提案されたが、総会から、CCPFV のホスト国が米国から韓国に変更されたことに伴う移行期間が必要であること及び第 49 回総会で CCPFV の ToR について検討が行われることから、CCPFV の再開を決定するには尚早であることが指摘された。また、提案文書は議場配布文書として提出されたことから、第 48 回総会はインドに対し、回付文書を発出して加盟国及びオブザーバーに意見照会を行うよう勧告した。</p> <p>この勧告を受けて、インドからは新規作業提案に関する回付文書が発出され、新規作業の要件を満たしているか等について、各国への意見照会が行われた。</p> <p>第 49 回総会では、新規作業の承認及び承認後の作業メカニズム等について検討される予定である。</p>
<p>ナイジェリア：根菜類及び塊茎類紛のグループ規格策定提案</p>	<p>第 48 回総会（2025 年）において、ナイジェリアから高品質キャッサバ粉、サツマイモ粉及びヤム粉の新規規格策定の提案があり、アフリカ及び中南米諸国の多くの加盟国が支持を表明した。これに対し、コーデックス事務局から、執行委員会の方針に沿い、“horizontal（水平的な）”アプローチの検討が望ましいこと、既存規格を改訂して全ての種類を含める、又は提案された全ての塊茎類粉を対象とするグループ規格を策定することも検討すべきことが指摘された。第 48 回総会は、ナイジェリアに対し、新規作業提案を更新し、コーデックス事務局に提出してレビューを受けるとともに、回付文書により加盟国及びオブザーバーに意見照会を行うよう勧告した。</p> <p>この勧告を受けて、ナイジェリアからは、根菜類及び塊茎類紛のグループ規格の策定作業が提出され、グループ規格に含める品目として、サツマイモ粉及びヤム粉が示された。新規作業提案に関する回付文書が発出され、新規作業の要件を満たしているか、既存のキャッサバ粉の規格（CXS 176-1989）</p>

	<p>やガリの規格（CXS 151-1985）をグループ規格に含めるかどうか、どの部会で作業を行うべきか等について、各国への意見照会が行われた。</p> <p>第 49 回総会では、新規作業の承認及びどの部会で作業すべきか等が検討される予定である。</p>
<p>EU : NFPS (New Food Production System) のリスク分析の原則策定に関する提案</p>	<p>第 48 回総会（2025 年）において、EU から、新規技術等の活用により新たに食用となったものなどの新興リスクに関する新規作業として、「新たな食料源と生産システム（NFPS）のリスク分析の原則」の策定が提案された。主な提案内容は、新たな食料（“new foods”）、新たな食料源（“new food sources”）、新たな食料生産システム（“new production systems”）等の用語の定義づけを行った上で、NFPS におけるリスク分析の 3 要素（リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション）の原則について提示し、これらの原則の導入方法等を作成するというもの。本提案に対しては、日本を含む多数の国から、コーデックスの既存文書とのギャップ分析が必要であること、用語の新たな定義を行う上では地域性を考慮すべきであること、作業範囲が広すぎることで、現在コーデックスの枠組みで検討が進んでいる NFPS に関する議論を遅延させるべきではないこと等、様々な意見が示された。結果、第 48 回総会では、EU に対して、既存文書とのギャップ分析の実施や、総会における各国意見を踏まえた新規作業提案の改訂等を要請すること等が合意された。¹⁸</p> <p>第 48 回総会における上記の合意を受け、EU がプロジェクトドキュメントの改訂を行い、この改訂案に対する各国の意見を聴取するための回付文書が今次総会に先立って各国に発出された。本改訂案においては、「目的及びスコープ」において、近年の技術革新に伴い新たに国際市場に参入した食品に加え、消費が特定の地域に限られてきた食品も対象となること明確化されたほか、各国ごとの国内規則や NFPS 関連の既存のコーデックス文書（政府が適用する食品安全に関するリスクアナリシスの作業原則（CXG 62-2007）、モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則（CXG 44-2003）等）とのギャップ分析が追加されている。</p>

¹⁸ 第 120 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/120-2.pdf>

(対処方針)

部会で作業開始に合意した事項については、支持することとしたい。

インド及びナイジェリアからの新規作業提案については、加盟国の意見を聴取しつつ、執行委員会の勧告内容を踏まえて、適宜対処したい。

また、EU からの NFPS に関する新規作業提案については、前回総会で示された意見を踏まえて改訂が行われることとなっていたが、NFPS の定義に関しては食品の地域性は考慮されておらず、慎重な検討が必要と考えられること、EU が実施したギャップ分析により既存のコーデックス文書における NFPS のリスク分析に関する不足部分がそれほど明確になったとは言えないこと等に留意しつつ、執行委員会からの勧告内容を踏まえて、適宜対処したい。

仮議題 6. コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）

コーデックス事務局から、誤記、誤訳、編集上の修正（editorial amendment）が行われた 9 規格、3 実施規範及び 3 ガイドラインについて、情報共有される予定。また、コーデックス事務局が実施中のコーデックス規格と FAO 出版基準との整合作業の状況について、情報共有される予定。

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題 7. コーデックス部会から総会への付託事項

資料未着。適宜対処したい。

仮議題 8. コーデックス戦略計画 2020-2025：実施レポート

(概要)

資料未着。コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施状況について、コーデックス事務局から最終報告が行われる予定。第 90 回執行委員会の勧告を踏まえて、適宜対処したい。

仮議題 9. コーデックスの予算及び財政に関する事項

資料未着。第 90 回執行委員会の勧告を踏まえて、適宜対処したい。

仮議題 10. FAO 及び WHO から提起された事項

FAO 及び WHO から、コーデックスの活動に関連する政策及び事項について報告される。聴取の上、適宜対処したい。

仮議題 11. 議長・副議長の選出

(概要及び対処方針)

- ・ コーデックス総会の議長及び副議長は、通常総会の都度改選されることとされており、2回まで再選可能。現在の議長（ケニア）及び3人の副議長（中国、サウジアラビア、トルコ）は2024年の第47回総会で選出、2025年の第48回総会で再選され、現在2期目であることから、立候補が可能。現在の議長及び副議長の再選を支持する方向で、適宜対処したい。
- ・ 執行委員会メンバーである地域代表国（Members elected on a geographical basis）は1期2年、1回再選可能。第48回総会において、オランダ（欧州）、アラブ首長国連邦（近東）、米国（北米）が選出、モロッコ（アフリカ）、インド（アジア）、コスタリカ（中南米・カリブ海）、オーストラリア（南西太平洋）が再選され、2027年の第50回総会までの任期を務めることとなっていることから、第49回総会では地域代表国の選出は予定されていない。

仮議題 12. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国（ホスト国）を確認するもの。また、ノルウェーがCCFFPのホスト国を辞任する意向を表明しており、CCFFPの次期ホスト国の指名がされる見込み。CCFFPのホスト国については、立候補の表明状況を踏まえ、適宜対処したい。また、他の部会については、現在の議長を指名する権限を有する国を支持することとしたい。

仮議題 13. その他の作業

適宜対処したい。

仮議題 14. 報告書の採択

議論の内容を反映した適切な報告書となるよう対処したい。

第49回コーデックス総会 (CAC49) について

- 日程：(本会合) 2026年7月6日(月)～8日(水)
(レポート採択) 2026年7月10日(金)
- 場所：ジュネーブ (スイス)
- 会合形式：対面開催

※ 日本からは農林水産省、消費者庁、厚生労働省から参加予定



第49回総会の作業文書等は下記URL (コーデックス事務局ホームページ) から入手できます (ウェブキャストで全日の議論を視聴できます)

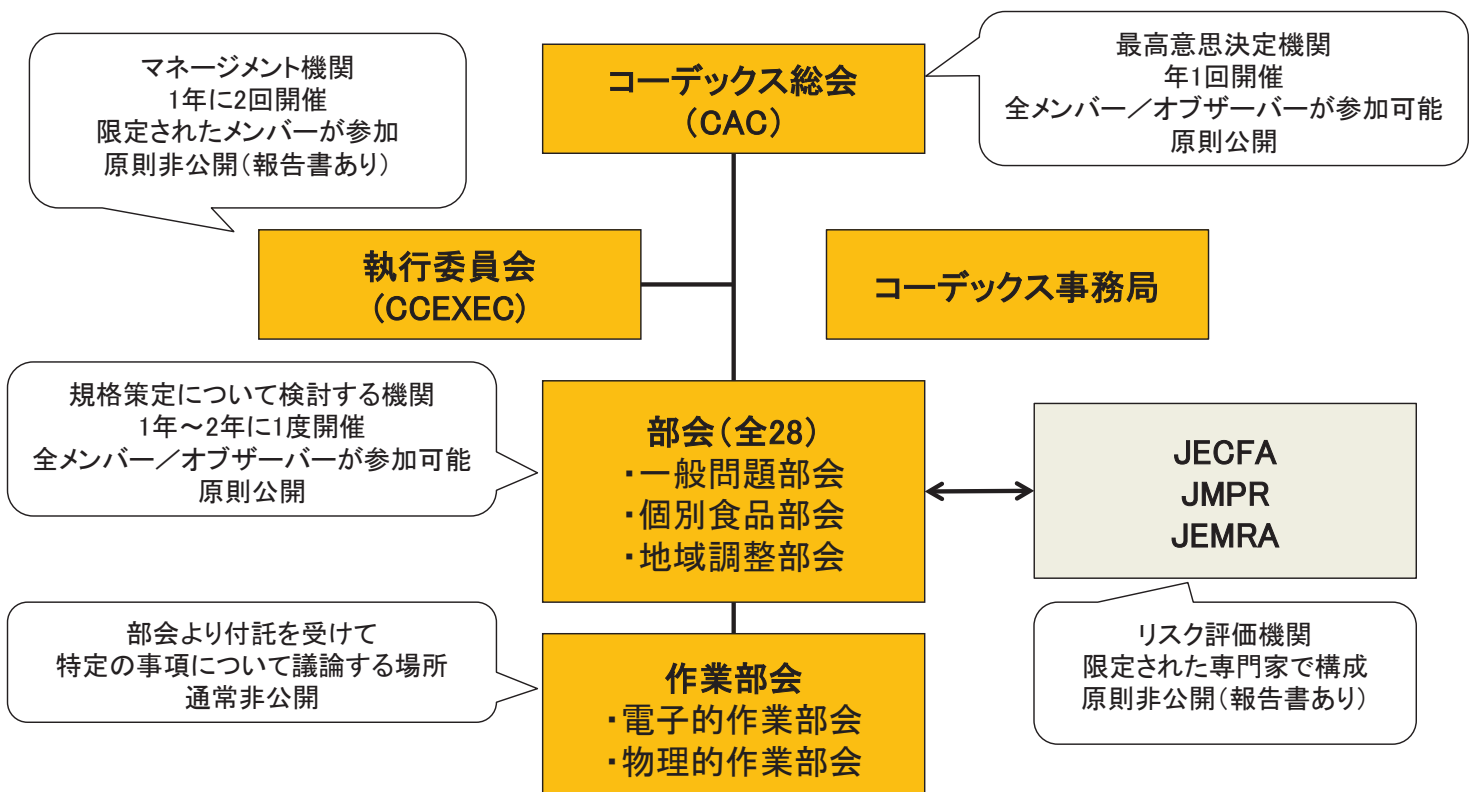
[https://www.fao.org/fao-who-](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CAC&session=49)

[codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CAC&session=49](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CAC&session=49)

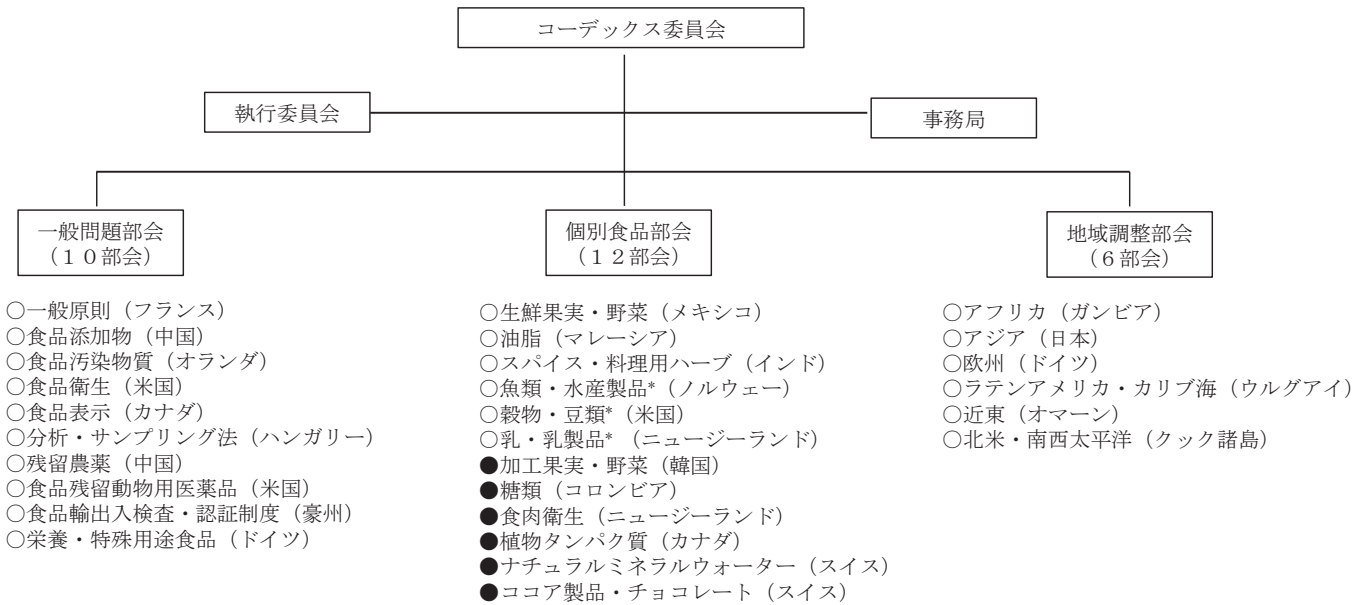
(参考) 第48回総会@ローマ、イタリア (2025年11月)

写真：コーデックス委員会ホームページ

コーデックス委員会の組織

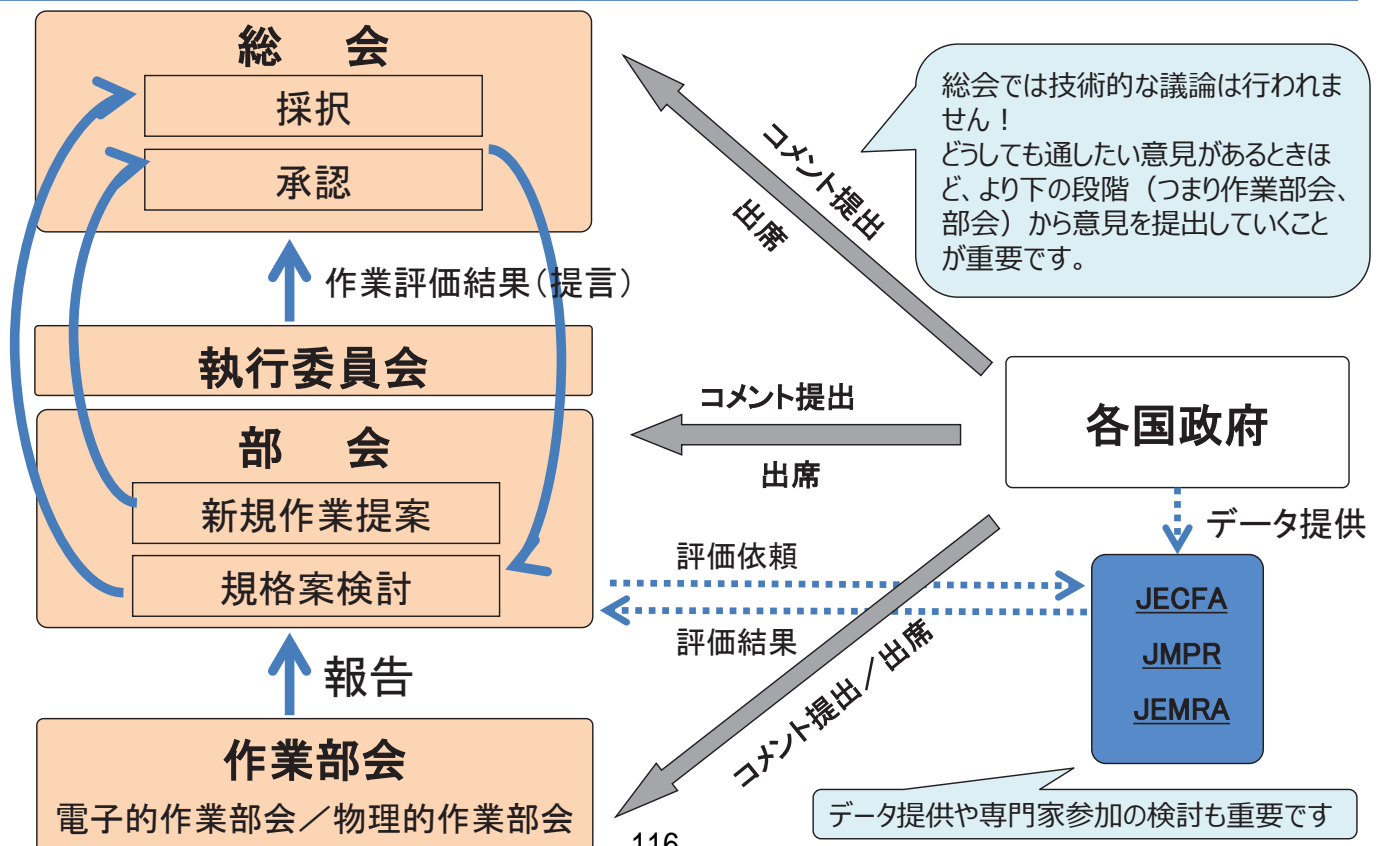


コーデックス委員会の組織図



- 注) 1. ●印の部会は、休会中。
 2. *印の部会は、Working by Correspondence (対面での会合以外の方法での作業)。
 3. ()内の国は、ホスト国名。
 4. 執行委員会は、議長、3副議長、6地域調整国(アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米・南西太平洋)及び7地域代表(アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米、南西太平洋)で構成。
 5. 日本は第48回総会(2025年11月)においてアジア地域調整国(アジア地域調整部会議長)に再任された。任期は第51回総会(2028年7月)までの予定。
 6. 魚類・水産製品部会の議長国のノルウェーは、第37回魚類・水産製品部会(2026年4~5月)において議長国を辞任する意向を表明。

規格策定作業の流れ(全体像)



第49回総会の仮議題一覧と主な内容

★次頁以降で説明します

1	議題の採択
2	第90回執行委員会の報告 → 執行委員会の議論・勧告を踏まえて検討する事項については、各関連議題において扱われるため、それ以外の事項が報告される
3	手続きマニュアルの修正 → 手続きマニュアル第31版が本年3月に公表されたこと等について情報共有される
4	部会の作業（採択、新規作業、既存の文書の廃止、作業中止等）★ → 今次総会に、最終採択（ステップ8、ステップ5/8）、予備採択（ステップ5）、新規作業提案（ステップ1）、作業中止、既存の文書の廃止等を諮ることになった文書が審議される。審議では、執行委員会からの勧告（クリティカルレビューの結果）を十分に考慮することとされている 執行委員会の重要な任務の一つ。各部会から総会に最終採択、予備採択、承認等に諮られる文書を精査し、採択・承認に関する総会への勧告を作成する。また各部会の作業状況等を確認し、各部会への助言を作成する。
5	新規作業提案★ → インド（カシューナッツ規格）・ナイジェリア（ヤム粉及びサツマイモ粉の規格）・EU（新規食品）の新規作業提案等が議論される見込み
6	コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）→ コーデックス規格・文書のeditorial amendmentの提案
7	コーデックス部会から総会への付託事項 → 各部会から総会に通知・検討を要請した事項等について議論される
8	コーデックス戦略計画2020-2025 - 実施報告→ 実施状況のモニタリングの結果が報告される
9	コーデックスの予算及び財政に関する事項 → コーデックス事務局からの予算及び財政に関する文書に基づいて議論される
10	FAO及びWHOから提起された事項 → FAO及びWHOから、コーデックスの活動に関連する政策及び事項が報告される（FAO/WHO科学的助言活動も含む）
11	議長・副議長の選出 → 総会議長及び3人の副議長の再選を支持する方針
12	コーデックス部会の議長を指名する国の指定★ → ホスト国を確認するもの。魚類・水産製品部会（CCFFP）の議長国であるノルウェーが辞任を表明したため、後任の議長国が議論される
13	その他の作業
14	報告書の採択

5

仮議題4 部会の作業/昨年10月以降に開催されたコーデックス会議一覧 仮議題5 新規作業提案

● 昨年10月以降に開催されたコーデックス会議一覧

仮議題	会議名	総会に諮られる事項
4.1	第8回スパイス・料理用ハーブ部会(CCSC8), 10月13日~10月17日@グワハティ(インド)	最終採択(3)、予備採択(1)、その他(1)
4.2	第55回食品衛生部会(CCFH55), 12月15日~19日@ナッシュビル(米国)	最終採択(6)
4.3	第29回油脂部会 (CCFO29) 2月9日~13日@クアラルンプール (マレーシア)	最終採択(1)、予備採択(1)、新規作業(3)
4.4	第45回分析・サンプリング法部会 (CCMAS45) 3月9日~13日@ブダペスト (ハンガリー)	最終採択(1)、廃止(1)
4.5	第28回食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF28), 3月23日~27日@ミネアポリス(米国)	最終採択(5)、新規作業(1)
4.6	第56回食品添加物部会(CCFA56), 4月13日~17日@重慶(中国)	最終採択(11)、廃止(1)、作業中止(1)
4.7	第49回食品表示部会(CCFL49), 5月11日~15日@オタワ(カナダ)	最終採択(3)、その他(1)
4.8	第37回魚類・水産製品部会(CCFFP37), 4月7日~5月7日 Working by correspondence	最終採択(1)、予備採択(1)、その他(1)
4.9	その他の部会からの規格（関連部会での承認の要件が達成されたもの）	最終採択(3)

→ 部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

(補足)第37回魚類・水産製品部会(CCFFP37)の議論の状況

- 日程：2026年4月7日(火)～5月7日(木)
- 議長国：ノルウェー
- 会合形式：Working by correspondence(電子的作業のみによる部会)
- 日本参加者：農林水産省、厚生労働省

【主な議論内容】

海苔製品のアジア地域規格の国際規格化

- 昨年の第23回アジア地域調整部会で韓国から提案があり、前回総会で新規作業承認されたもの。
 - スコープは、①現行のgenus *Pyropia*に加えて*Porphyra*を追記した上で（EU等意見）、②本規格は乾燥品のみに適用される旨を明確化（日本意見）。
 - 規格のその他の部分についても、韓国が用意した規格原案を基に議論。
- 表示に関する部分等をスクエアブラケット（仮置き）とした上で、ステップ5で今次総会へ送付。当該スクエアブラケットの条項について議論するための電子作業部会（EWG）を立ち上げ（議長：韓国、共同議長：日本、中国）。海藻中の汚染物質（重金属、ヨウ素、海洋生物毒素）の評価の必要性について検討するよう、食品汚染物質部会（CCCF）に通知。



ウェールズ（英国）の郷土料理laverbread

※ 現在議論中の海苔製品の規格のスコープは乾燥品のみに限定することとなったため、ペースト状の製品は対象外

(補足)第37回魚類・水産製品部会(CCFFP37)の議論の状況(続)

CCFFPの部会名・ToR（付託事項）の変更

- FAOから、近年の養殖業の成長や水産物の多様化を踏まえ、CCFFPの部会名及びToRの修正提案。（変更例：Codex Committee on Aquatic Products、Codex Committee on Aquaculture and Fishery Products）
 - 日本から、海藻をToRで読めるようにするための修正は支持するが、部会名や必要以上のToRの変更には慎重であるべき旨発言（米国・カナダから支持）。
- 部会名の変更は無し。ToRは下記のとおり微修正することとし、今次総会に通知。

To elaborate worldwide standards for **live**, fresh, frozen (including quick frozen) or otherwise processed **aquatic food products fish, crustaceans and molluscs**.

CCFFPの議長国の交代

- CCFFP37の閉会時、60年以上にわたり議長国を務めてきたノルウェーが、議長国を辞任する意向を表明。
- 今次総会において、CCFFPの次期議長国について議論が行われる見込み。**(議題12)**

※ その他（今次総会に送付・通知等しないこととなった案件も含む）

- ブラジル、ノルウェー及びペルーから、海藻類全般を対象にした一般規格の策定の新規作業の提案。日本からは、海藻類全般を対象にした規格の策定には様々な技術的困難が伴うと考えられることから、スコープを絞るための検討を行う必要がある旨発言。
- 結果、ブラジルを議長、フランスを共同議長とし、CCFFP38に向けて、海藻類全般の一般規格策定に向けたプロドクを作成するためのEWGを設置することとなった。
- フィリピンから、カラギナン（増粘剤）の原料海藻（*Kappaphycus*, *Eucheuma*）を対象にした実施規範の策定の新規作業の提案。本提案についても、上記種以外の海藻もスコープに入れることも視野に検討を進めることの必要性が指摘された。
- 結果、フィリピン及び関心国で、CCFFP38に向け、海藻類を対象にした実施規範策定のためのプロドクの修正を進めることとなった。

(参考) 第37回コーデックス魚類・水産製品部会 (CCFFP37) 結果一覧・今後の作業見通し

議題	事項	結果・今後の見通し
2	海苔製品のアジア地域規格 (CXS 323R-2017) の国際規格への変更	・全体：CAC49に予備採択 (ステップ5) のため送付 ・セクション3.1.2/7.1/8.1/8.2：CAC49後EWGを設置し検討 (議長：韓国、共同議長：日本・中国) →CCFFP38で議論 ・セクション4 (食品添加物)：CCFAに承認を求め送付 ・セクション5 (汚染物質)：CCCF19 (2026年10月予定) でJECFAによる評価の優先リストへの追加が議論される見込み
3	CCFFP関連の既存規格における分類上の正確性の確保	・今次部会で合意された見直し (既存3規格の種の追加・修正等) については、CAC49に最終採択のため送付 ・EWGを設置し見直しを継続 (議長：米国、共同議長：チリ) →CCFFP38で議論
3	CCFFP関連の既存規格を最新の状態に保つための更新作業	今後のCCFFPの部会においても常設議題として継続的に議論
4	活及び生鮮二枚貝の規格 (CXS 292-2008) におけるGSCTFFへの参照追加	CXS 292-2008に海洋生物毒素の最大基準値を引き続き存置することで合意
4	急速冷凍エビ・ロブスターにおける4-ヘキシルレゾルシノール(INS586)の技術的使用	CCFAに、黒変防止のために4-ヘキシルレゾルシノール(INS586)の使用は正当化される旨を通知することに合意
4	魚類・水産製品の11規格におけるヒスタミンのサンプリングプラン	CAC49においてCCFHからCCFFPに作業を戻すことが合意されれば、CCFFPにおいて検討開始
4	CXG 100-2023の付属文書Ⅱの水産製品に関する実施規範 (CXC 52-2003) 等への反映	CAC49においてCXG 100-2023の付属文書Ⅱが最終採択されれば、CCFFPにおいて検討開始
6	海藻全般の一般規格の策定	EWGを設置し (議長：ブラジル、共同議長：フランス)、討議文書及びプロドクの修正→CCFFP38で議論
6	海藻類の実施規範の策定	フィリピン及び関心国で討議文書及びプロドクの修正→CCFFP38で議論
6	CCFFPのToRの修正	CAC49にCCFFP37における検討内容を通知
7	議長国交代	CAC49で次期議長国を検討

9

仮議題5 新規作業提案

● その他新規作業提案

各部会からの新規作業提案のほか、以下の作業提案が議論される。

カシューナッツ規格策定の提案 (インド提案)

・ 前回総会 (CAC48) においてインドから提案があり、アフリカ地域の加盟国等から強い関心が示された。加工果実・野菜部会 (CCPFV) のホスト国変更に伴う準備期間を設ける観点からCAC48での決定は見送られ、CAC49において再度議論することとなった。

ヤム粉・サツマイモ粉の規格策定の提案 (ナイジェリア提案)

・ 前回総会 (CAC48) においてナイジェリアから提案があり、アフリカ地域の加盟国等から強い関心が示された。提案内容を改訂した上で、CAC49において再度議論することとなった。

新たな食料源と生産システム (NFPS) のリスク分析の原則 (EU提案)

・ NFPSに関連する用語 (新たな食料“new foods”、新たな食料源“new food sources”、新たな食料生産システム“new production systems”等)の用語の定義づけを行った上で、NFPSにおけるリスク分析の3要素 (リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション) の原則について提示し、これらの原則の導入方法等を作成するもの。
・ 前回総会における各国からの意見 (既存文書でカバーできない部分の分析の必要性等) を踏まえ、EUが提案文書を改訂。

→ 加盟国の意見及び執行委員会の勧告の内容を踏まえて、適宜対処したい。

EUから提案されているNFPSの新規作業については、

- ① 前回総会で示された意見を踏まえて改訂が行われることとなっていたが、NFPSの定義に関しては食品の地域性は考慮されておらず、慎重な検討が必要と考えられること、
- ② EUが実施したギャップ分析により既存のコーデックス文書における NFPS のリスク分析に関する不足部分がそれほど明確になったとは言えないこと等に留意しつつ、適宜対処したい。

10